

義昭後流寓和泉。紀伊。播磨。終依毛利氏。居鞆津。信長遣秀吉攻毛利氏。自將繼之。途爲其下所殺。而羽柴氏遂代織田氏。十二年。秀吉自冀爲征夷大將軍。故事。征夷大將軍非源氏不可拜。秀吉因是欲冒足利氏。請義昭曰。公養吾爲子。吾封公以大國。安富尊榮以終其身也。如何。義昭賤之。斥而不許。曰。吾雖命窮矣。猶八幡公。等持公之苗胤也。計安逸而汙祖先。吾則恥之。秀吉不能強焉。十六年。義昭削髮。慶長二年。八月。義昭薨。官至權大納言從三位。及此詔贈准三宮。

字解【流寓】……音リウゲウ。あちらこちらと移轉して假住居すること。【毛利氏】……右馬頭輝元。【鞆津】……備後に在り。【途爲其下所殺】……信長自ら將として毛利氏を攻めさせ、やがて自分で大將となつて、後から繼いで出掛けたが、その途中で、その家來明智光秀の爲めに殺され、仕舞つた。さうして、羽柴氏が、とうく、織田氏に代つて、天下の政治をするやうになつた。天正十三年に、秀吉は、自ら征夷大將軍となりたいと思うたが、これまでの先例では、征夷大將軍は、源氏でなければ拜命することが出来ないので、秀吉は、それ故に、足利氏を名乗るといふ。義昭に請うて曰ふには、あなたは、吾を養子として下さい。されば、吾は、あなたを大國の領主と封じ、身は安穩で、家は富んで、身分は尊く、子孫は繁榮で、一生を終られるやうに致しましやうが、如何ですかと曰つた。すると、義昭は、之を賤しんで、拒絶して許さずして曰ふには、吾は今日運命が盡きて落魄して居るけれども、それでも、八幡公や等持院公の末孫である。吾が一身の安樂を計らうと、素生も分らぬ者を養子などにして、祖先の家を辱しめるやうな事を致すのは、吾は、恥かしくて、出来ないのであると曰つた。秀吉は、それを無理に勧めることは出来なかつた。十六年に、義昭は、髪を剃つて坊主姿となつた。慶長二年の八月に、義昭は薨去した。その官位に押し附ける。【慶長】……後陽成帝の時の年號。

語義義昭は、その後、和泉・紀伊・播磨などに、あちらこちらと飄泊して假住居して居つたが、仕舞には毛利氏にたよつて、鞆津に居つた。信長は、秀吉を派遣して毛利氏を攻めさせて、やがて自分で大將となつて、後から繼いで出掛けたが、その途中で、その家來明智光秀の爲めに殺され、仕舞つた。さうして、羽柴氏が、とうく、織田氏に代つて、天下の政治をするやうになつた。天正十三年に、秀吉は、自ら征夷大將軍となりたいと思うたが、これまでの先例では、征夷大將軍は、源氏でなければ拜命することが出来ないので、秀吉は、それ故に、足利氏を名乗るといふ。義昭に請うて曰ふには、あなたは、吾を養子として下さい。されば、吾は、あなたを大國の領主と封じ、身は安穩で、家は富んで、身分は尊く、子孫は繁榮で、一生を終られるやうに致しましやうが、如何ですかと曰つた。すると、義昭は、之を賤しんで、拒絶して許さずして曰ふには、吾は今日運命が盡きて落魄して居るけれども、それでも、八幡公や等持院公の末孫である。吾が一身の安樂を計らうと、素生も分らぬ者を養子などにして、祖先の家を辱しめるやうな事を致すのは、吾は、恥かしくて、出来ないのであると曰つた。秀吉は、それを無理に勧めることは出来なかつた。十六年に、義昭は、髪を剃つて坊主姿となつた。慶長二年の八月に、義昭は薨去した。その官位に押し附ける。【慶長】……後陽成帝の時の年號。

は權大納言從三位にまで至つた。薨去するに及んで、詔して准三宮を送られた。

義氏亦卒于關東。卒而無後者九歲。羽柴氏東伐。求足利氏後。得基賴孫國朝立爲義氏之後。居下野喜連川。給五千石。呼喜連川公方。義榮之後居阿波平島。呼平島公方。初義榮之父義維。爲義植所養。生義榮及義助。義助生義種。義種以後世賓于阿波。此兩家與細川。上杉二氏皆存至今。其居平島者。世稱又太郎。仍尊氏故事也。居喜連川者。世任左兵衛督。仍直義基氏故事也。而喜連川在足利氏故國。及德川氏定天下。特以賓禮遇之。

字解【羽柴氏東伐】……天正十八年に、秀吉、北條氏を小田原に伐ちしを指す。【國朝】……左兵衛督。國朝が義氏に於けるは、從祖父兄弟なり。【居】……おも。【義維】……堺冠者。【賓】……客分となる。【阿波】……蜂須賀氏。【仍尊氏故事】……尊氏は通稱を又太郎と稱せしを以て、其先例による也。【仍直義基氏故事】……直義と基氏とは、並に左兵衛督に任せられし也。【賓禮】……客分の取扱ひ。【語義】義氏も亦關東に於て死んだ。義氏が死んでから跡嗣の無かつたこと凡そ九年であつたが、羽柴氏が、東に向つて征伐に出かけた時に、足利氏の後裔をさがし出して、基賴の孫の國朝と云ふ者を得て、立て、義氏の相續者とし、下野の喜連川に居らしめて、五千石を與へ、喜連川公方と稱した。義助は義種を生んだ。義種より後は、代々、阿波の蜂須賀氏に客分となつて居つた。此兩家と細川、上杉の二氏とは、いづれもに居る者は、代々左兵衛督に任せられたが、これは直義、基氏の先例に由つたものである。喜連川の由緒が深いから、徳川氏が天下を平定するに及んで後は、特別に、客分の取扱として、之を待遇した。

外史氏曰。源氏者。攘王土以摶王臣者也。足利氏者。奪王土以役王臣者也。

者也。故論足利氏之罪。浮於源氏。而源氏再傳而亡。足利氏乃得延之三世者。蓋源氏剪除宗族。孤立自斃。而足利氏封建子弟舊臣。足以相維持。故不遽滅焉耳。然其封建也。不知制本末輕重之勢。是以纔能僞定一時。而反者如蝦夷而起。至其中葉以後。天下禽奔獸遁。而不可復制也。

字解【源氏】……こゝにては、重に賴朝を指す。【攘】……ぬすむ、其の自ら來るに因つて取るを云ふ。我が手に入り來つた者を、返さずにつけて置くと。【王土】……天子の土地。【擾】……ひく、幸く也。聚めるなり。引きつける。【奪】……無理にもぎとる。【役】……使役する。こき使ふ。【浮】……過ぐる也。餘程上に出づる。【再傳】……源氏は賴朝、賴家、實朝の三代にして、賴朝より再び傳へて亡びし也。【十三世】……足利氏は、尊氏、義詮、義満、義持、義量、義教、義勝、義政、義尚、義植、義澄、義晴、義輝、義榮、義昭の十五代なれども、義勝と義政、義輝と義昭とは、各々兄弟相傳へたるものにして、十三世となる。但し五代目の義量は、將軍となりて二年にて、父義持よりも先に病死し、義持再び政を聽きしによりて、義量を省き、又、義榮は三好の黨に擁立せられしが、聞もなく義昭が信長に助けられて京都に入り、義榮は數月ならずして病死せしより、この義榮をも省きて、十三代とするの説もあり。元來世は血統相續の上に於て數ふるものにして、代は家督相續の上に於て數ふるものなり。即ち父が子に傳へ、子が孫に傳ふるときは、父は第一世、子は第二世、孫は第三世となれども、父が長子に傳へ、子がその弟に傳ふるときは、父は第一代、長子は第二代、次子は第三代となれども、世數にては、父は第一世、長子、次子ともに第二世となるなり。世と代との嚴密なる區別は、元來此の如し。【剪除】……音センヂヨ。草木を刈るが如く、切り去る。剪除宗族とは、範頼、義經等を殺せしを指す。【孤立自斃】……一族を殺し盡して一本立となりて、援くる者なく、遂に自然に斃れしなり。【封建】……土地を分ち與へて國を建てる、ちよつと天下を平定せしやうに見えしこと。【相維持】……相互に保ち合ふ。維はつなぐ也。持は支へ持つなり。互につなぎ合つて持ちこたへること。【制】……制裁する、きりめりして程よくする。【不知制】……本末軽重之勢。……本を重くし末を軽くして内外の平均を取るの術を知らぬ。本とは、足利氏の宗家を指し、末とは子弟舊臣等を指す。【僞定】……しばらくの間天下を平定したやうに見えしを云ふ。眞實に天下を平定せしに非ずして、ちよつと天下を平定せしやうに見えしを云ふ。【中葉以後】……中葉以後。【禽奔獸遁】……鳥や獸がげまはつて捕へられぬが如く、なかく手に合ひかねること。

講義外史氏論じて曰く、源氏は、人に知れぬやうに、そつと、天子の土地をぬすみ取つて、天子の臣下を味方に引き寄せた者である。足利氏は、天子の土地を無理やりに奪ひ取つて、天子の臣下をこき使つた者である。それ故に、足利氏の罪悪を論定するときは、源氏よりも餘程過ぎ越えて居る。然るに、源氏は、わづかに再傳して亡び、源氏より罪の大なる足利氏は、却つて、十三世の久しきにまで延ばすことが出来たのは、大體、源氏は、一族の者を切り絶やして、援ける者の無い一本立となつたので、自然に斃れて仕舞つたのであるが、足利氏は、之とは反対で、子弟や舊臣の功勞ある者をば、之に土地を分ち與へて諸侯に取り立て、それで互に扶け合ふやうにしたので、それ故に、俄に亡びなかつたのである。然れども、足利氏が子弟や舊臣に領地を與へて諸侯となした仕方は、本と末と軽いと重いとの勢を程よく切りもりするの術

を知らなかつたのである。(本家は本にして重く、子弟舊臣は末にして軽きものであるのに、足利氏は、本を重くして動かぬやうにし、末を軽くして叛かぬやうにする術を知らなかつたのである)。それ故に、足利氏は、わづかに、ほんの一時だけ天下を平定したやうに見えたけれども、謀叛をする者が、はりねづみの毛の如く、群がり起つて、その中世から後になると、天下中が、鳥や獸が逃げまはつてなかく捕へられぬでとく、最早手にあはぬやうになつて、制抑することが出来ない有様となつたのである。

夫源氏將士其強驚桀黠。不減足利氏時也。而奔走馳驅。無一人彎弓東向者何哉。無他其力微弱易制。而進退易置之權常在於我也。至於足利氏與之以土地之饒授之以人民之富。其勢足以爲亂。而又襲之子孫牢不可拔。豈可莫以預防其變哉。然而漫然割與。動使一姓得踞三四州甚者居天下六分之一。而莫之能制。至於其封鎌倉與室町如一二君焉。遂致其子孫猜疑相圖。而終之鎌倉爲上杉氏所覆。室町爲細川氏所弱。皆所謂尾大不掉。末大必折者也。

字解【強驚】……音ヤウガウ。強くたけぐしきこと。驚は、驕りて馴れざる馬にして、人の不遜なるに駆る。【桀黠】……音ケツカツ。荒々しくして惡智慧あること。【奔走馳驅】……あちこち走りまはつて働くこと。源氏の爲めに力を盡すを云ふ。【彎】……引く。【東向】……東の方鎌倉に向つて源氏に敵すること。【進退易置】……音シンタエキチ。諸國の守護地頭を任免し又は置きかへること。【在於我】……源氏に在るを云ふ。【饒】……音セワ。沃饒・地味の善きこと。【襲】……つぶやく。【牢】……音ラウ。堅き也。【預】……あらかじめ、前以て、事の起らざる前に。【漫然】……水廣き貌、しめくゝりなきに喻ふ。たゞ譯もなく。【踞】……うづくまる、占領するを云ふ。踞二三州とは、赤松、細川、畠山氏等を指す。【六分之一】……山名氏を指す。【封鎌倉】……基氏を封じて鎌倉の主となすを云ふ。【如二君】……室町と鎌倉とに二人の君あるが如し。【覆】……くつがへす。轉覆する、ひつくりかへす、倒す。【尾大不掉末大必折】……左傳の昭公十一年の條に、申無宇が楚子に對し、上弱小にして下強大なるときは、下を制御すること能はずして、終に滅亡するに至るを云ふなり。【謂】……夫れ、源氏の將士どもが、強くたけぐしくして、惡智慧のあつたことは、足利氏の時代の將士に劣つて居らぬのである。而るに、あちらと奔りまはつて源氏の爲めに盡して、一人も東の方鎌倉に向つて弓を引いて敵對しやうとする者がなかつたのは、これ

は如何なる譯であるか。それは外ではない。將士どもの力が微弱にしてたやすく抑へ付けられ、して又、守護地頭を任免したり置きかへたりする權力は、いつでも源氏の手の中に在つたからである。然るに、足利氏に至つては、將士どもに與ふるに豐饒なる土地を以てし、之に授くるに、澤山の人民を以てして、その勢は、此土地と此人民とを以て叛亂を起すに足るだけであつて、そして又之を子孫代々に相續せしめて、その根據は、堅くかたまつて、抜き取ることの出来ない様になつた。されば、どうして、前以て其萬一の事變を防ぐことの手段が無くて叶はうか。しかるに、又、たゞ思慮無く、土地を割き與へて、やゝもすれば、一姓をして三四國に跨つて之を領有して居つて、そして、之を制御することが出來なかつた。又、鎌倉に基氏等を封じたことなどは、室町と相並んで、二人の主君がある如くに致したもので、とうく、その子孫どもは、互に猜疑ひ互に滅ぼさうとし合ふやうなことに立ち至つて、仕舞には、とうく、鎌倉は上杉氏に倒されて仕舞ひ、室町は細川氏に弱められて仕舞つた。これ等は、皆、古語に謂はゆる、鳥獸の尾が大き過ぎるとときは之を自由に振りまばすことが出來ず、草木の枝葉が餘り大き過ぎるとときは裂け折れる云ふものである。

然其爲之者有故焉彼其計奪王家中興之業故濫賞修封務充其欲不復計其後以苟取天下天下已集矣而不可裁抑一有所問裂眦而起無足怪者充彼之欲以濟我之私彼知我私而以其功邀於我我何以制之哉蓋足利氏以土地人民餌天下之豪俊而不能掣之并其餌而失之亦可哀矣故彼急於取天下而爲苟且攫竊之計者未有不貽禍於子孫者足利氏宗族君臣要相屠戮十二世之久而殆無寧日者豈非由其篡奪之報也哉後之爲人臣者亦可以知懼矣

字解【王家中興之業】……後醍醐帝の建武中興の事業。【濫賞】……みだりに過分なる恩賞を與ふること。【修封】……音シホウ。過分なる領地を與ふること。侈は泰なり過なり。【已集】……已に成就する。集は成る也。【裁抑】……音サイヨク。裁は節なり、抑は損なり。ほどよく抑へつけること。【一有所問】……一たび足利氏から將士に對して、何事が聞き糺し吟味することでもあるときは。【裂眦】……まなじりをさく。目じりの裂くるほど眼をむき出して怒る。【無足怪】……何も不思議とすべき事では無い。【濟】……なす。【豪俊】……多くの人よりも勝れたる豪傑とも。【掣】……音セイ。引き附けて居つて自由にさせぬこと、牽掣する。掣は一に製に作る。【苟且攫竊】……音コウシヨクワクセ

ツ。かりそめにつかみ取る。後世子孫などの事をば思はず當座のつかみどり也。【貽禍】……禍をのこす。【更】……たがひに。【寧日】……無事なる日。【篡奪之報】……中興の王業を奪ひ取りし惡逆のもくい。篡は音サン。一に盜に作る。

論語然れども、足利氏がかやうな事を爲したのは、さうせねばならぬ譯のあつた事である。彼れ足利氏は、後醍醐帝の建武中興の王業を奪ひ取らうと巧んだのであるから、それ故に、少しばかりの軍功があるときは、もやみに過分なる褒美を與へ、むやみに過分なる領地を與へて、骨折つて、將士どもの慾望を満足させるやうにして、その後の事などは、どうでも善いとして、最早考へもせず、それで以て、兎に角天下を取りつたのである。天下は、もはや其手に入りはしたけれども、さて、將士どもをば程よく抑へ付けることが出來なかつたので、一たび、足利氏から將士に對して何事が責問することでもあるときは、將士どもは、目じりの裂けるほど眼をむき出して怒つて、起つて事を擧げるに至つたのも、格別不思議とするに足らぬ事で、當り前の事である。彼れ將士どもの慾望を満足させて、それで、足利氏が自分の私事を成したのであるから、彼れ將士どもは、こちらの私事を善く知つて居つて、そして、其手柄を以て、こちらに向つて賞賛を要求するものであれば、こちらでは、如何して之を抑へ付けて行くことが出來やうだ。大體、足利氏は、土地と人民とを餌として、天下の豪傑どもを釣り寄せたのであるが、さて、之を引つ張り付けて自由にさせぬやうにすることが出來ずして、折角釣り寄せた天下の豪傑どもを失つたのみならず、その土地人民といふ餌をも合せて、之を失つたのである。これ亦氣の毒千萬な事である。それ故に、彼の、天下を取らうとするところばかりに焦アセつて、かりそめに當座のつかみ取の計略をなす者は、禍を子孫に遺して置かぬ者とは無いのである。されば、足利氏が一族君臣の間に奪ひ取らうとした應報から來た事では有るまい。後世の人臣たる者は、亦、これを以て、懼れ戒しむべきであることを知るべきことであ

或曰將家禮制概成於義滿之時而有可憾者夫行天子事而謂之將軍已爲不稱而爲之下者受封將家而班爵王朝又爲不順使義滿有學有術參酌古今創立官爵已下天子一等除王朝公卿之外天下萬姓盡爲其臣豈不善哉。

字解【將家禮制】……將軍家の儀式制度。【憾】……うちむ、殘念に思ふ。【不稱】……不釣合。名と實とが相當らぬを云ふ。【受封將家】……領地をば將軍家より貰ひ受ける。【班爵王朝】……位階は朝廷から賜はつて、朝廷の座列による。【不順】……筋道の立たぬこと。【術】……手腕、手段。【參酌古今】……古今の制度を都合善く取り合はず。參は、度る也、酌は用ふる也。【創立】……新らしくこしらへる。論語ある人が曰ふには、將軍家の儀式制度は、大抵、義滿の時に出來上つた者であるが、けれども、その中に、殘念に思はれることがある。身體、天子の爲すべき事を行つて居りながら、其名は將軍と云ふのは、名と實との釣り合はぬ事である。そして、將軍の臣下たる者は、領地を

ば、將軍家から貰ひ受けて、位階をば朝廷から賜はるのは、これ又、筋道の立たぬことである。されば、若し義満をして學問あり手腕あつて、古今の制度を都合善く取り合せて用ひて、新に官職位階をこしらへて、自分は天子より下ること一等、即ち天子の次位に在るものであつて、朝廷の公卿を除くの外、天下の萬民は残らず皆その臣下となると云ふ様に致させたならば、つまり、名と實とが釣り合ふことになつて、と善いことでは無いか、と曰ふものがある。

外史氏曰。噫是助足利氏爲虐者也。夫天下有名有實。昔我王家統馭海內。食租衣稅而以爵秩酬功勞。當是時名實之權竝在朝廷。及於其後。有盜其名而敗者。平將門是也。有竊其實而 成者。源賴朝是也。有欲并有其名實而兩失之者。則足利氏是已。夫將門未定八州。而先擬帝皇。天誅不旋踵。賴朝乃請守護之設。分取天下兵食。而其號則不過曰追捕使。若曰既充其腹何必華其服。及尊氏奪中興之業。尺地一民。莫非其有。而朝廷徒擁虛器。不徒分取之也。然名分所在。不可踰越。故擁戴北朝天子而已。以上將宰天下。猶源氏之故焉。至於義滿。驕侈跋扈。僭擬乘輿。通信外國。稱日本國王。分舊臣門族。以徵攝錄清華。豈非欲并有名實哉。朝廷擬其贈號。以太上天皇雖無稽之甚。貽笑千古。而義滿素心所蓄。亦可以見矣。其早世不終志。可不謂我邦之幸也。而或者憾之。何哉。
〔解〕「虐」……音ヤク。惡虐、甚しく道に背くこと。「統馭」……音トウギョ。馭は御なり。すべくゝつて支配する。「食租衣稅」……租稅によつて衣食する、租稅を取り立て、それを衣食にあて、生活する。「爵秩」……音シャクチツ。官爵と秩祿、即ち職位と知行。「酬」……むくゆる、返禮する。「擬」……音ギ。眞似する。「不旋踵」……くびすをめぐらさず。かゝとを向けかへる間も無く。時を遷さざるを云ふ。「分取天下兵食」……天下の軍事に關する權だけを分けて取る。兵は軍兵、食は兵糧なり。「既充其腹」……十分に食うて満腹する。實權を得るに喻ふ。「華其服」……其衣服を立派にする。高位高官に喻ふ。「擁虛器」……天子といふ名ばかりにて其實なき空虚なる器物をかゝへて居る。「名分」……名義分限。「上將」……大將軍。「宰」……音サイ。處置する、きりもりして治める。「故」……故例、先例。「跋扈」……音バツコ。威張り散らす。飛びはねる。「僭擬」……音ゼンギ。分限を越えて上の眞似する。「外國」……明國をさす。「分舊臣門族以徵攝錄清華」……三管領、四職を置き、以て朝廷の五攝家七清華に徴ふ也。攝錄は音セツロク、五攝家とは、九條一條、二條、近衛、鷹司なり。清華とは、七清華にて、即ち轉法輪三條、菊亭、大炊御門、花山院、徳大寺、西園寺、久我の七家をいひ、後には醍醐、廣幡の二家を加へて九家となれり。これ攝家に次ぐの家柄なり。「擬」……あてがよ。「無稽」……音ムケイ。何等の根據もなきつまらぬこと。あてとも無きこと。「素心」……下地からの心。「所蓄」……かねて腹の底に持つて居ること。「不終志」……名實兩ながら有つの志望を成就せぬこと。

〔解〕外史氏、前述の或る人の說を批判して曰く、あゝ、これは、實に足利氏に加擔して惡虐非道な事をしやうとする者である。一體、天下にして、官位と俸祿とを以て功勞ある臣下に報いられたものであつた。この時に當りては、名と實との權力は、いづれも、朝廷に在つたものである。其後に及んで、其名だけを盗んで失敗した者がある。それは平將門である。其實だけを盗んで成功した者がある。それは源賴朝である。うちにも先づ天子の眞似をしたが、天誅立ちどころに至つて、滅亡して仕舞つた。賴朝は、そこで、守護職といふ者を新設することを請願して、天下の軍兵糧食に關する權だけを分けて取つたと云ふだけの事では無いのである。然れども、名義分限といふものが存在して居つて、之を飛び越えることは出来ないのであるから、それ故に、足利氏は、北朝の天子をもり立て、君と戴いて、そして自分は、征夷大將軍の官職を以て、天下の政治を支配して居つたことは、丁度、源氏の先例の如くであつた。然るに、義滿に至つては、驕傲奢侈で威張り散らして、身分を越えて、天子様の眞似をなし、外國と交際しては、日本國王など、稱し、舊臣や一族の者どもを分ちて、三管領、四職、七頭など、云つて、朝廷の五攝家、七清華の眞似をなした。これ等の事は、なんと、名實ともに併せ有たうと思ふのでは有るまい。義滿が死んだから、朝廷にては、太上天皇の尊號を以て之に贈らうと致されたのは、まことに無分別の甚しきことで、笑を千歳に殘したものであるが、けれども、義滿が平生の心の内に蓄へて居つたことが、それに付けても、分るのである。義滿が早く死んで、その志望を遂げることが出來ないつたのは、我が日本國の幸と謂はないわけには行かぬ。然るに、或る人が、之を遺憾とするのは、如何なる譯であるか。

昔者孔子愛告朔之餼羊。王室既喪其實矣。賴有其名耳。而今又欲舉而

概^{レント}之^ヲ是^レ助^ニ足^ス利^ヲ爲^ス虜^ヲ者^也。晉以^レ侯^ニ而^ニ宰^シ周之天下^ヲ。霍氏以^テ大將軍^ヲ而^ニ宰^シ漢之天下^ヲ。自^リ古有^リ之[。]是亦可矣。不必別撰^{スレトモ}名號^ヲ以^テ稱^シ其實^也。且夫自^リ公侯^ニ至^ニ輿儀^ヲ以^レ次^チ相僕役^ス而^ニ莫^シ非^シ王臣^者。何爲不順哉。饒令新建爵號^ヲ猶^ホ平新皇之爲耳。豈能如千歲因襲之名。在民耳目^ノ足以服其心邪。假使足利氏如^{ナシ}或者之說。吾知其不能一日居^ル也。

字説〔昔者〕……むかし。〔愛告朔之餼羊〕……餼は音キ。いけにえ也。論語の八佾の篇に、子貢欲^レ去^ス告朔之餼羊、子曰、賜也、爾愛^ニ其羊、我愛^ニ其禮^也とあるを云ふ。昔は、天子より、年々十二月に、明年十二箇月分の暦を諸侯に頒たる、なり。諸侯は、之を祖先の廟に藏め置きて、毎月の朔日に、一匹の羊を供へて、月の朔日なることを告げて、其月の暦を受けて、國內に示すなり。之を止めたり、若しそれの時より、告朔の儀式をば行はずして、只其羊を備ふるのみなりければ、子貢は、いけにえの羊を殺すことは無益なればとて、之を止めたり、若しそれ思ひしに、孔子のいはるゝやう、賜よ、汝は其羊一匹を殺すことを惜めども、羊を供ふるだけにても、まだ其禮の形式は残りたり、若しそれまでも止めたならば、禮は全く跡形もなくなるべし。我は、其禮のなくなることを惜むが故に、せめては之を存し置きたく思ふなり。といはれし也。こゝにてはその實は無くとも、其名だけにても存すれば、また興復する時期もあるべきが故に、その名も甚だ大切なりとの意に用ひられたる也。〔賴〕……さいはひに、恃となる事はとの意。〔穢〕……うばふ、奪ひ取る。〔晉以^レ侯^ニ而^ニ宰^シ周之天下^ヲ〕……晉は諸侯でありながら周の天下を支配した。周の襄王が母弟子帶の難を避けて出で、鄭に居る晉の文公王を周に復歸せしむ。王遂に文公を伯となす。これより以後、文公は諸侯に霸となつて、周の天下を左右せしを云ふ。事は左傳の僖公二十八年の條に詳なり。〔霍氏以^テ大將軍^ヲ而^ニ宰^シ漢之天下^ヲ〕……前漢の霍光は大將軍でありながら漢の天下を支配した。霍光は字を子孟といひ、武帝に事へて功勞あり、その遺詔によりて幼主昭帝を輔け、大將軍を以て攝政となり、昭帝、宣帝の二代の間、天下の萬機を掌りしなり。〔稱〕……かなふ。〔輿儀〕……音ヨタキ。輿かき、下郎など、云ふが如し。鄙賤なる者の稱。左傳の昭公七年の條に、人有三十等、下所^ノ以^テ事^ス上、上所^ノ以^テ共^ス神也。故王臣公、公臣大夫、大夫臣士、士臣卑、卑臣與、與臣謀、隸臣僚、僚臣僕、僕臣臺、馬有圉、牛有牧、以待三百事^とあり。臺は臺と同じ。〔僕役〕……家來としてこそ使ふ。〔平新皇〕……平將門の僭號。〔千歲因襲之名〕……古來より用ひ續けし名號。〔在民耳目〕……萬民の耳に聞きなれ、目に見なれて居る。

詣昔、孔子は、その實は全く無くなつて仕舞つて、唯恃とすべきは、其名があるばかりである。然るに、今、又、其名をも残らず之を奪ひ取らうとする者は、これ足利氏に加擔して惡非道をしやうとする者である。晉は諸侯でありながら周の天下を支配した。霍氏は大將軍でありながら漢の天下を支配した。かやうな事は昔から有ることであつて、これでも宜しいので、何も是非とも別に官號などを撰んでそして其實と釣り合ふやうにせねばならぬといふ筈は無いのである。その上、上は公侯から下は微賤なる奴輩に至るまで、順序を逐うて、上たる者が下たる者を使ふけれども、それでも、皆、天子の臣民で無い者は無いから、封を將軍に受け、爵を朝廷に班したとしても、何も筋道の立たぬといふ事は無いのである。又、たとひ、新に爵號を設けたところで、それは平新皇の仕草の様なもので、どうして、古來より用ひ續けた名號が、人民の耳に聞きなれ目見なれて居つて、其心を服するに足つて居るやうな事が出来やうぞ。もし足利氏をして、ある人の説の如く官爵を創立せしめたとても、われは、足利氏が一日でも其位地に安んじて居ることの出來ぬ事を、承知して居るのである。

余謂足利氏之欲并有名實也。於其自處已爲失義。而於其事上御下之際又有失計焉者。何以謂之。夫我已有其實而貽天子以虛器。是擁虛器者耳。何必介介然扶北而擠南。唯夫扶北而擠南。是故天下囂然。莫或寧一。而其分舊臣門族也。所謂三管領皆據大封者也。既與之以土地人民之富。而又假之以官號之崇授之以權柄之要。是奚異傳虎以翼歟。應仁之亂。是其所由起焉。而終致上將亦擁虛器同於王室。其極也。并其位號而喪之矣。豈非計之失者哉。

字解〔自處〕……自分を處置する、自分を取り扱ふ。〔貽〕……のこす。〔介介然〕……音カイカイゼン。こせくとして細小なる事を氣にかけてこだはる貌。〔扶北而擠南〕……北朝を扶けて南朝を押し倒す。〔寧〕……安寧にして一となる。〔崇〕……音ソウ。尊きこと。〔奚〕……なんぞ。〔傳虎以翼〕……たゞ猛惡なる虎に翼をつければ、益々制し難くなるなり。韓非子、淮南子等に見ゆる語。〔上將〕……征夷大將軍。〔喪之矣〕……この下に、一本には、是所謂兩失^シ名實^也の一句あり。〔謂〕余思ふに、足利氏が、名と實とを兩方共に持たうとしたのは、その自分を處置するに於ては、すでに大義を誤つて居るのであるが、足利氏が上、君に事へ下、臣下を制御して行く上に於ても、又計策を誤つて居るものがある。何故にかやうに申すかと云へば、一體、こちらが、足利氏に其實を持つて居つて、そして天子には唯空虚なる器物を遣して置いたのであるから、されば、天子は、たゞ空虚なる器物を抱いて居られるだけの者であつて、何も是非ともこせくとして北朝を扶けて南朝を押し倒さねばならぬといふ事は無い。然るを、北朝を扶けて南朝を押し倒さうとしたばかりに、それ故に、天下は、がやぐと騒がしく、安寧にして統一されて居るといふ様なとは無かつたのである。(是が足利氏が上に對しての失策である。)そして、足利氏が、舊臣や一族の者を色々に分つたが、その中に、謂はゆる三管領は、いづれも皆、廣

大なる領地に占據して居る者である。すでに、之に與ふるに、廣大なる土地、澤山なる人民を以てした上に、又、尊貴なる官號を假し與へ、重要な權柄を授け與へたのであるから、これ、虎に翼を附けたのも同じ事である。應仁の亂は、これが本となつて起つたのであって、そして、どうく、將軍たる足利氏も亦、空虚なる器物を抱いて居ること皇室と同じ様に成つて仕舞ひ、その最後に於ては、其位階官號をも井せて之を失つて仕舞ふに至つた。(これが、足利氏が下に對する失策である)。これ等は、まことに、計策の上に於ても誤つて居る者では無い。

日本外史講義卷之九 終

日本外史講義卷之十

賴襄子成原著 興文社編輯所講義

足利氏後記

後北條氏

外史氏曰。制馭天下。莫善於形勢。苟失形勢。不致分裂者鮮矣。昔在文武。因山海形便。以分七道。而王畿居中。桓武定鼎平安。四方環嚮。蓋亦盛矣。然王政之衰。方隅稍有竊據。不可制者。雖或速就討滅。而天下之勢漸趨分裂。以馴致鎌倉之霸。自是以還。關東形勢常雄。天下。而京畿莫之能勝。余嘗歷遊東西。考其山河所起伏。以爲我邦地脈自東北而來。漸西漸小。譬之人身。陸奧出羽其首也。甲斐信濃其脊也。關東八州及東海諸國。其胸腹。而京畿其腰臀也。至山陽南海以西。則股耳。脰耳。故居其腰臀。可以制其股脰。不可以制其腹脊。且平安四戰之地。天下有事必先被兵。不

如^カ 鎌倉之獨^リ以^ニ一面^ヲ西制^{スルニ}中原^ヲ也。

字説「制馭天下」……駄は音ギヨ、御なり。馬を自由に使ひまはすが如く、天下を治めて自由に引きまはし取りしまる。〔形勢〕……山や川の形態情勢、即ち國土自然のありさま。〔分裂〕……國勢が分れぐくなる。〔鮮〕……すくなし。滅多に無い。〔文武〕天武天皇の孫、草壁皇子の子、人皇第四十二世。〔形便〕……形勢と便利。〔七道〕……東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海、西海の諸道。〔王畿〕……音リウキ。畿内。帝都附近の國々。〔定鼎平安〕……帝都を京都に定め給ひしと。鼎は支那歴代の帝王相傳の寶器にして、周の武王、殷を滅し、成王、九鼎を郊廟の地に定め、以て王都となせし故に、都を定むることを、鼎を定むと云ふに至りしなり。桓武天皇延暦十三年、都を山城國葛野郡に遷したまふ。之を平安城と稱す。〔環嚮〕……音クワシキヤウ。四方より取り卷いて之に歸向する。〔方隅〕……一方一隅、片隅の諸國。〔竊據〕……音セツキヨ。土地を盗み取つて之に立て籠る。〔趣〕……おもむく、だんぐると其方に傾く。〔馴致〕……音ジユンチ。いつとなく推し移る。およそ漸を以て至るを馴致と云ふ。〔以還〕……以來、このかた。〔雄天下〕……天下に於て傑出して居る。〔歷遊〕……經めぐり遊ぶ。〔起伏〕……高くなつたり低くなつたりする。〔地脈〕……土地の脈絡。土地山川のつゝき具合。〔首〕……くび。〔脊〕……せな。〔腰盤〕……こし、しり。〔股〕……も。〔脛〕……すね。〔四戰之地〕……四方から來つて攻め戦ふに都合よき土地。〔中原〕……國の中央部、即ち中國を云ふ。

讀書外史氏論じて曰く、天下を取りおさへ引きまはして、騒ぎ亂れぬやうにするには、天然の國土山川のありさまに由つて、其計畫を爲すよりも善いものはない。苟くも、形勢の善い地を占むることが出来なかつたならば、天下の國々が分れぐくなる有様を致さないことは、滅多に無い。昔、文武天皇は、我が國の山や海の形勢と便利とによつて、我が國を區分して、東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海、西海の七道に分割され、そして、畿内即ち王城の在る土地が、その中央に在つた。その後、桓武天皇は、都を平安即ち京都に定められた。安を取る卷いて之に向ひ仰ぎ尊ぶことになつた。大體これ亦、隨分立派なことであつた。然れども、その後、朝廷の政治が追々と衰へるに至つて、あちこちの隅々には、ぼつりくと、土地を盗み取り其處に立て籠つて、之を制御することの出来ない者があつて、その中には、急速に征伐されて滅亡した者もあるけれども、天下の情勢は、だんぐるに、分割の方に傾いて、そして、いつとは無しに、鎌倉幕府が出來るまでに立ち至つた。これから以後は、關東の形態情勢が、いつも天下にすゝれて居つて、京都畿内は、關東に勝つことの出来たことは無かつた。余かつて、東西の諸國を、漫遊してあるいて、その山や河が高く起きあがつたり低く伏して居る有様を考へて、思ふには、我が日本國の土地のつゝき具合は、東北から來つて、だんぐるに西に行くに隨つてだんぐるに小さくなるので、之を人の身體に譬へて見ると、陸奥、出羽海道より西に至つては、股であり、脛であるに過ぎない。それ故に、その腰や臀の如き京都畿内の地に在つては、股や脛の如き南海、山陽以西を制御することは出來るけれども、その腹や脊にあたる關東諸國をば制御することは出來ない。其上に、京都は、四方から攻め寄せて來て戦ふのに都合の善い土地であつて、天下に何事か起るときは、屹度第一番に兵を被るので、とても鎌倉が、たゞ一方口で、西に向つて中國を制御して行く様なわけには行かぬのである。此點においては、京都はとても鎌倉に及ばぬのである。

至於元弘之時。能^ク一舉取^ル北條氏^ヲ者。由^ハ海内怨畔。禍起^ル其腹心。非能^ク以^フ

字説〔元弘之時〕……後醍醐帝の元弘十三年、新田義貞、義兵を擧げて、旬日にして、鎌倉の北條高時を滅せしを云ふ。〔怨畔〕……うちみそむく。〔禍起腹心〕……災難が我が腹とも胸とも頗りし大切な處から起つた。北條氏を亡せし新田氏も足利氏も、ともに北條氏に隸屬せし者にして、又、その起りし土地も關東の上野、下野なりしを云ふ。〔盛時〕……北條氏の盛んな時。〔置府於京師筑紫〕……兩六波羅府を京都に置き、鎮西探題府を筑紫に置きしを云ふ。〔如臂使指〕……自由になることに厭へたる也。〔舍彼居此〕……鎌倉に居らずして京都に居る。〔謬〕……あやまる。〔鎮以子弟〕……基氏を鎌倉に封せしを云ふ。〔藩屏〕……音ハンペイ。垣と屏。籬となつて防禦護衛する。〔適〕……たまく。まさに、その事が丁度。〔啓爭端〕……室町と鎌倉とが争を始める導となる。〔内訌〕……音ナイコウ。内亂、内輪暗障。足利持氏が上杉憲實と政權を奪はれしを云ふ。〔襲王家之敗〕……帝室の失敗の跡を繼ぐ。朝廷が武人の爲めに政權を奪はれしが如く、足利氏もまた部下の將士のために

讀書元弘の時に當りて、一舉して北條氏を討ち取ることが出來たのは、天下の人民が北條氏を怨みて之に叛き、災難が、その腹とも胸とも云ふべき所、即ち同じ關東の新田、足利から起つたからのことである。西を以て東に勝つことが出來たと云ふのでは無い。北條氏が盛んな時に當りては、鎌倉を根本として、そして役所を京都や筑紫に置いたので、北條氏が天下を押へ付け引きまはすとは、丁度臂が指を使ふが如く、まさに、その事が丁度。室町と鎌倉とが争を始める導となる。内訌……音ナイコウ。内亂、内輪暗障。足利持氏が上杉憲實と隙ありしを云ふ。〔襲王家之敗〕……帝室の失敗の跡を繼ぐ。朝廷が武人の爲めに政權を奪はれしを云ふ。家は一に室を作る。敗は一に禍に作る。

及其季世七道豪傑更^ヒ相吞噬^シ。至^ル元龜天正之間[。]海内裂爲^ル八九。其最大者

四氏曰北條氏。曰武田氏。曰上杉氏。曰毛利氏。毛利氏起於安藝而并山陽。山陰十三州。疆土尤廣。其次爲北條氏。北條氏取伊豆據之。遂并關東八州。武田氏起於甲斐。并信濃。飛驒。駿河。上野。上杉氏起於越後。并越中。能登。加賀。以及莊內。會津。皆爭務耕戰。帶甲數萬。積粟如山。龍驤虎視。角立東西。莫不有包舉宇內之心。夫北條氏據天下之胸腹。而不能力抗衡中原也。

字解

【季世】……未世。[更相吞噬]……かはるぐあひどんぜいす。かはるぐ。呑み合ひ噛み合ひ。元龜天正の頃に至りては、日本國中は、分製して、八九となつたが、その最も大なる者は四つあった。それは、一つは北條氏、一つは武田氏、一つは上杉氏、一つは毛利氏である。毛利氏は、安藝から起つて、山陽、山陰の兩道の中十三國を併呑して、その領地が甚だ廣かつた。その次は北條氏である。北條氏は、伊豆を取つて、之に立て籠つて、とうく關東八州を併せた。武田氏は、甲斐から起つて、信濃、飛驒、駿河、上野を併せた。上杉氏は、越後から起つて、越中、能登、加賀を併せ、莊内、會津にも及んだ。この四氏は、皆、競うて耕作と戦争とに力を盡し、鎧を著たる兵士は數萬人あり、貯蓄したる兵糧は山の如く、澤山にあり、龍の擧るが如く、虎の視つめるが如く、盛んなるすさまじき勢で、東西に互角の勢で、並び立ち、天下中を一包みにして手に入れる。ふこと。史記の陸賈傳に、欲以三區々之越、與天子抗衡爲敵國上とあり。

【横塞其衝】……塞は音ソク。その衝き進まんとする通路に横たはりて塞ぐ。【抗衡】……音カウカウ。張り合つて勝負を争ふこと。敵對し合つかくて、足利氏の末の世に及んでは、七道の豪傑どもが、かはるぐ呑み合ひ噛み合ひ、元龜天正の頃に至りては、日本國中は、分製して、八九となつたが、その最も大なる者は四つあった。それは、一つは北條氏、一つは武田氏、一つは上杉氏、一つは毛利氏である。毛利氏は、安藝から起つて、山陽、山陰の兩道の中十三國を併呑して、その領地が甚だ廣かつた。その次は北條氏である。北條氏は、伊豆を取つて、之に立て籠つて、とうく關東八州を併せた。武田氏は、甲斐から起つて、信濃、飛驒、駿河、上野を併せた。上杉氏は、越後から起つて、越中、能登、加賀を併せ、莊内、會津にも及んだ。この四氏は、皆、競うて耕作と戦争とに力を盡し、鎧を著たる兵士は數萬人あり、貯蓄したる兵糧は山の如く、澤山にあり、龍の擧るが如く、虎の視つめるが如く、盛んなるすさまじき勢で、東西に互角の勢で、並び立ち、天下中を一包みにして手に入れる。

織田氏介立四氏之中。先其西而後其東。避強擊弱。舍險取夷。是以用
力少而成功速。豐臣氏亦因其遺謀。遂得以致合一焉。織田。豐臣之於形
勢。如有察焉。而至其所居。與足利氏。未嘗有大異同也。其所以既合又
裂。不能久馭天下者。亦出於此邪。

字解

【介立】……音カイリツ。間にさまりて立つ也。【四氏】……武田、上杉、北條、毛利氏。【舍險取夷】……難儀なる方を差し置いて後廻しにして、容易き方を先づ取る。險夷は、こゝにては、事の難易を云ふ也。【合一】……天下を統一すること。【如有察】……考へ附いて居つたものらしい。【其所居】……織田氏は近江、美濃、尾張に居り、豊臣氏は、山城、攝津に居る。【大異同】……大なる相違。【亦出於此邪】……これも亦形勢の便宜を失つたからであらうか。

【織田氏】……織田、上杉、毛利、北條の四氏の間にはさまり立つて、その西の方にあたる敵を先に攻めて、東の方に當る敵をあと廻しとなし、強き敵を避けて、弱い敵を撃ち、難儀なる方を差し置いて後廻しにして、容易い方を先づ取つたので、それ故に、力を用ふることとは少くして、功を成就することは速であった。豊臣氏も亦、織田氏の残して置いた謀によつて、とうく天下を統一することが出來たのである。して見れば、織田、豊臣の二氏は、土地自然の形勢と云ふことについて、多少考察して氣の附いたことがあつたらしい。しかれども、織田、豊臣の二氏の住んで居つた處は皆、京都の近傍であつて、足利氏と、初から大なる相違は無かつたのである。その既に天下を統一して後又分裂して、久しう天下を自由に引き廻して行くことの出來なかつたのは、これも亦、京都近傍に居つて、土地自然の形勢の便利を失つたからのことであらうか。

夫織田、豊臣代足利氏者也。而其所有土地山河。不能大過四氏。或大過之。而不能及其久也。要之。此四氏者。乘時衰亂。各奮智勇。以雄據一方。

一方之民。倚以享一日之安。不可與他小國庸主。徒糜爛其民。而莫所成者。同日語矣。則其於天下。非無功德。又不得目以足利氏之叛臣也。若曰四氏所據。孰非王土。則時勢之變。遞至於此。非一日之故。非所以咎於四氏也。至其經營一方。謀臣猛將之迹。有足紀者。吾故列敍之。詳其盛衰興壞之由。使有國家者有所鑑焉。而於天下形勢分合之際。又足以覽歟。

字辭【雄據】……雄長となりて割據して居る。勢盛んにして他を目下に見て構へて居る。【倚】……たよる。【享一日之安】……暫しの間にても安堵して暮らして居る。【庸主】……音ヨウシユ。凡庸の君主。【糜爛其民】……糜爛は血肉地に塗るの意。人民をして戦争させて其血肉を野外にくづれたりとれる。孟子の盡心下篇に、梁惠王以土地之故、糜爛其民、而戰之、大敗とあり。【不可同日語】……大層な相違でない。【經營】……経は量度なり、營は謀為なり。それからそれへと次第に移りかかる。【非一日之故】……僅少の時日の間に左様に立て、記述すること。【列敍】……ならべ立て、記述すること。【興壞】……起つたり敗れたりすること。【由】……わけ、理由。【鑑】……かんがみる手本として見る。

語釋それ、織田氏と豊臣氏とは、足利氏に代つて天下の政治をした者であるが、しかれども、その所領として居つたところの土地山河は、織田氏は、武田、上杉、毛利、北條の四氏よりも大に過ぎるといふわけには行かず、或は豊臣氏は、大に過ぎては居つたけれども、四氏が久しく持ちこたへて居つたのには及ぶことが出来なかつたのである。つまり、此四氏は、時勢の衰へて亂れたるに附け込んで、各自、自分々の智慧と勇氣とを奮うて、そして、一方の地に雄長となつて構へて居り、一方の人民どもは、それによつて、暫しの間なりとも安穩に日々暮らすことが出来たのである。されば、此四氏をば、他の小國の凡々たる主君の、徒らに其人民を戦争させて、其血肉を野外に腐れさせながら、どうく何等の成就するところの事が無かつた者共とは、固より比較することは出来ず、同日に話すことは出来ないのである。此四氏が立て籠つて居つたところの土地は、何處でも天子の土地でないのものがあらうか、天子の土地に割據して居るのは罪無しと云はれぬと非難して見るとしても、これは、時勢が變遷して、次第々々にこんな風に至つたのであつて、決して暫しの間にこんな風になつたものでは無いのであるから、四氏を告むるわけには行かぬのである。して又、四氏が一方の土地に於てそれぐ仕組を立て計畫して行つた有様

に至つては、その智謀ある臣下、猛勇なる大將の事迹の中には、記述して後世に傳ふるに足るだけの者がある。余は、それ故に、此等の事跡をならべ立て、叙述して、その盛んになつたり衰へたり興つたり敗れたりした理由を十分詳細明白にし、後の國家を有つの人君をして、之これを以て十分に見分けすることが出来やうかとも思ふのである。

後北條氏。舊稱伊勢氏。伊勢氏。出於平維衡。維衛生正度。正度生季衡及正衡。正衡實太政大臣清盛之曾祖。季衡任上總介。子孫世居伊勢。其十一世孫貞行。除伊勢守。仕足利義滿。爲奏者。掌出納。子貞國。孫貞親。相繼任其職。甚有威權。貞親弟貞藤。除備中守。娶尾張人横井某女。生男子。任處。稱新九郎。及長命。名曰長氏。爲足利義視近士。應仁中。從奔伊勢。及義視還京師。長氏獨留不從。

字辭【曾祖】……祖父の父。【其十一世孫】……季衡——盛光——盛行——賴宗——賴俊——後經——盛繼——貞繼——貞信——貞行。【奏者】……取り次役。【掌出納】……金穀の出し入れ即ち會計を司る。出納は音スヰタフ。【横井某】……掃部助。【任處】……就任の地、即ち備中を指す。【應仁】……後土御門帝の時の年號。

語釋後北條氏は、もと、伊勢氏と稱して居つた。伊勢氏は、平維衡から出でたもので、維衛は正度を生み、正度は季衡と正衡とを生んだが、正せられ、足利義滿に仕へて奏者職となり、金穀の出し入れの事を掌つて居つた。その子の貞親が、引き續いて、その職に任せられた。まだ威勢權力があつた。貞親の弟の貞藤は、備中守に任命せられ、尾張の人横井某の女を娶つて妻として、男子を就任地の備中に生んだ。その男子は、新九郎と稱し、成長するに及んで、名を附けて、長氏と曰ひ、足利義視の近侍となつて居つて、應仁年中に、義視に従つて、伊勢に逃げ奔つたが、後ち義視が京都に還るに及んで、長氏だけは、其地に留つて居つて、之に従はなかつた。

當是時。足利氏權臣。山名氏。細川氏。各樹私黨。鬪于京師。將軍義政不能。

制也。長氏聰明有大志。陰散財結豪傑。一日謂衆曰。天下之事可知已。成功名取富貴。舍今而何。顧關東八州。地勢高隆。士馬精強。自古稱用武之地。而永享以來無復定主。苟得割據于此。天下可圖也。吾欲與諸君偕東。因機制變。謀有所樹立。諸君豈有意乎。衆奮從之。後土御門天皇。文明八年。長氏與荒木兵庫。多目權平。山中才四郎。荒川又四郎。大導寺太郎。有竹兵衛六人。仗劍東行。

字解【山名氏】……持豐。【細川氏】……勝元。【散財】……金錢を人にまき散らす。金錢を惜しげも無く人に與へる。【結】……交を結ぶ。交際する。【可知已】……どう成り行くか。よく知れて居る。【舍今而何】……今の時をさし置いて何れの時があるか。【高隆】……土地の高きこと。【精強】……よく鍛錬せられてすぐれて強きこと。【永享以來無復定主】……永享は後花園帝の時の年號。永享十一年に、足利義教、鎌倉を滅ぼし。持氏、永安寺に自殺せし以來、復た一定の主君なし。【因機制變】……よき機會によりて變化をうまく利用する。因は一に相に作る。制は一に乘に作る。【有所樹立】……木の生え立てるが如く、しつかりとした根柢ある事業を起すと。【仗劍】……劍をつるしき、劍によりて、一振の刀劍をたよりとして。

語釋この時に當りて、足利氏の權力ある臣下なる、山名氏と細川氏とは、銘々に、私の黨派を立て、京都に戦つて居つて、將軍義政は、之を押し止めることは出來なかつた。長氏は、性質さとく事理に明かであつて、大なる志望を抱いて居つて、ひそかに、金錢を惜しげもなく人に撒きちらして、豪傑と交際して居つたが、ある日、多くの人々に向つて曰ふには天下の事は、この後如何なるものか、大抵分り切つて居る。それで強く、古より、武を用ふる地であると申して居る。然るに、永享年間以來は、その關東地方には、もはや一定したる主君は無いのである。されば、若しいやしくもその關東の土地を切り從へて其處に立て籠ることが出來たならば、天下を取ることを巧むことも出来るのである。われは、諸君と、もに東の方に向つて行つて、機會を見計らひ變化をうまく利用して、確として根柢ある事業を起すことを謀らうと思つて居るが、諸君は、なんと、之に賛成する心はないかと曰つた。多くの人々は、奮つて、之に従つた。かくて、後土御門帝の文明八年に、長氏は、荒木兵庫、多目權平、山中才四郎、荒川又四郎、大導寺太郎、有竹兵衛の六人と、もに、一振の劍をたよりとして、東に向つて行つた。

終至駿河。依ニ今川義忠。義忠其姉夫也。會義忠卒。子氏親猶幼。將士分離。各自爭鬪。長氏姊抱氏親逃于山中。上杉政憲。上杉定正。以足利政知之。令發兵定駿河。長氏迎而說之曰。國內將士無叛者。特以主幼國疑。故樹黨耳。今二公辱臨於此。欲定今川氏。僕雖無似。願宣公意以戢將士。有不聽者。二公幸爲討之。政憲等曰。諾。長氏會將士誓焉。然後入山。奉氏親母子歸入府第。政知兵乃引去。將士皆以長氏爲功。使居八幡山城。政知者。義政弟也。

字解【上杉政憲】……恐くは憲政の誤ならん。上野平井城に居り、山内と稱す。後、越後に走り、其姓氏官號を長尾氏に譲る。【上杉定正】……相模大場城に居り、扇谷と稱す。【定】……取り鎮める。【國疑】……國民が疑ひ危ぶむ也。【樹黨】……徒黨を組む。【無似】……不肖、ふつゝか。【宣】……のぶ、禱れまはる。【戢】……をさむ、とりまとめる。戒め慎ましむる也。【八幡山】……駿河に在り。【かくて】長氏は、とうく駿河に到着して、今川義忠にたよつた。義忠は、長氏の姉婿である。折しも、義忠は死んだが、その子の氏親はまだ幼少であったので、部下の將士どもは、分れくなつて、各々自分勝手に争ひ鬭つたから、長氏の姉は、氏親を抱き、山中へ逃げて難を避けた。すると、上杉政憲と、上杉定正とが、足利政知の命令によつて、兵を繰り出して、駿河の騒動を取り鎮めに來たが、長氏は、それを迎へて、之に説き付けて曰ふには、國の内の將士どもには、謀叛をした者は御座りませぬ。たゞ主君が幼少であつて、國人が疑ひ危んで居りますので、それ故に、自然と徒黨を組むやうに成つただけの事で御座ります。今、御二方が、辱くも此地に御出でになつて、今川氏の騒動を取り鎮めやうとなされたるので御座りますね。私はふつゝか者では御座りますが、願はくは御二方の恩召を觸れまはつて、將士共を静めるに致したう御座ります。その上にて、若しそれを聞き入れぬ者が御座りましたならば、御二方に於て、どうぞ之を御征伐下されたう御座りますと曰つた。政憲等が曰ふには、承知したと曰つた。長氏は、そこで、今川氏の將士どもを呼び集めて、誓約をさせ、然る後に、山に入つて、氏親親子を連れ出して、歸つて府の屋敷に入れたので、政知の派遣した兵士は、そこで引き上げて去つて仕舞つた。今川氏の將士どもは、皆、長氏を以て手柄があつたとして、八幡山の城に居らしめた。政知といふのは、義政の弟である。

初義政父義教爲將軍。其族持氏世管領關東。永享中。持氏爲其權臣上杉氏所滅。蓋義教之志也。上杉氏有兩宗。曰山内。曰扇谷。兩宗請京師奉政。

知爲主。然關東將士思持氏。不肯奉命。乃索持氏孤子成氏立之。成氏既長。討上杉氏。不克。走保古河。號古河公方。山內族據上野平井。扇谷族據相模大場。皆陽尊政知戴以爲君。置之伊豆。伊豆山內氏管國也。給政知以田居於堀越。稱堀越御所。

字解 永享……後花園帝の時の年号。[古河]……下總に在り。

語釋 はじめ、義政の父の義教は將軍であつて、その一族の持氏は、代々關東を管領して居つたが、永享年中に、持氏は、その權勢ある臣下なる上杉氏に滅されて仕舞つた。これは、大體、義教の志であつたのである。上杉氏には、二家あつて、一つは山内と云ひ、一つは扇谷と云つた。この兩家が、そこで、京都の幕府に請うて、政知を戴いて主君としたのである。然れども、關東の將士どもは、持氏を慕はしく思うて、政知の命令を奉ずることを承知しなかつたので、そこで、持氏の孤兒の成氏をさがし出して、之を立てた。成氏がすでに成長してから、上杉氏を征伐したけれども、勝利を得なかつたので、逃げ走つて古河に立て籠つて、古河公方と稱して居つた。山内の一族は上野の平井に立て籠り、扇谷の一族は相模の大場に立て籠つて居つたが、皆、表面だけは、政知を尊敬して、戴いて主君となし、之を伊豆に置いた。伊豆は山内の上杉氏の管轄して居る國があるので、政知に領地を與へ、堀越に居らしめて、堀越御所と稱して居つた。

曰伊豆可取也。歸聚衆議。衆咸曰。吾輩願新九郎君爲一國主。久矣。敢不效力。

字解 [長享]……後土御門帝の時の年號。[高國寺]……駿河に在り。[假貸]……音カタイ。貸付ける。[薄息]……安き利息。[朔望]……ついたち十五日。[免其債]……其負債を元金も利息もともに帳消しにする。[聚落]……村里。[服事]……從ひ事へる。[戕]……音シャウ。殺す。

語釋 [外山]……奥前。[秋山]……藏人。[調]……かゞふ。様子を探る。[效力]……力をいたす。盡力する。

長享二年、長氏徙居高國寺城。陰窺伊豆。而未得間焉。乃修政令。輕賦稅。又出其所蓄。假貸遠近。收以薄息。遠近賴之。每朔望相率來謁。謁數者或免其債。故士民稍稍來居。城下漸成聚落。長氏以荒木。多目等爲之首領。立七隊。而服事政知。有二子。其長子曰茶茶。前妻出也。爲繼母所讒。囚之數年。茶茶憤怨。伺守者懈。出狀其繼母。遂聚其黨弑政知。殺其大臣外山。秋山等。而自立。長氏聞之。乃佯稱有疾。浴伊豆溫泉。以調之。

延徳三年四月。長氏勒七隊。并今川氏援兵。凡五百人。夜濟黃瀬川。旦抵堀越氏。縱火攻之。賊走。自殺于成就院。伊豆人民畏其兵威。負擔奔竄。長氏號令嚴明。秋毫不犯。榜于路曰。吾所以來者。誅賊子而已。非有所暴掠。其各安乃堵。以俟我令。敢逃者。蹈其稼火其家。時大疫。疫者不能奔。往往偃臥于家。長氏與以醫藥。撫循之。民要相告言。多來歸者。其豪族佐

藤某。先衆屬長氏。長氏授以大見郷地頭職。復其先邑。載印信焉。關戸某者。據深根城。以抗長氏。長氏移兵攻殺之。長氏恩威大行於國內。國內將士舊屬上杉氏者。聞之。無不率歸長氏。

【解】「延徳」……後土御門帝の時の年號。勒……音ロク。勢揃へする。【黄瀬川】……駿河に在り。【成就院】……伊豆に在り。【負擔】……背におぶを負と云ひ。肩にかつらを擔と云ふ。【奔竄】……音ボンサン。逃げかくれる。【嚴明】……嚴重にして條理明かなること。【秋毫】……音シウゴウ。少しも。獸毛は秋に至りて末細くなる故に、少小の事に譬ふる也。【榜】……音バウ。札を立てる。【賊子】……荼荼を云ふ。【安乃堵】……乃は汝なり。堵は音ト。垣なり。なんちの家に落ちついて居れとの意。【踏其稼】……その植ゑ付けたる穀物をふみあらず。【偃臥】……音エングワ。横たはり臥す。【撫循】……音ブジュン。なでいたはり安んずる。【更】……たがひに。かはるぐ。【告言】……音カウゲン。告げ知らせ合ふ。【佐藤某】……四郎兵衛。【大見郷】……伊豆に在り。【載印信】……印を捺すこと。【關戸某】……播磨守吉信。【深根城】……伊豆に在り。【率歸】……從ひ附く。

【解】延徳三年の四月に、長氏は、七隊の兵士を勢揃へして、今川氏から來たところの援兵を合はせて、凡そ七百人の軍勢で、夜、黄瀬川を渡り、明け方に、堀越氏の屋敷に到着して、火を附けて之を攻めた。すると、賊は逃げ走って、成就院に於て自殺した。伊豆の人民は、長氏の兵力を畏れて、家財を背負うたり肩にかつらだりして、逃げかくれた。長氏が兵士に對する號令は、嚴重に且つ明確にして、すこしも人民を犯さず、路傍に立札をして掲示して曰ふには、吾が此處に來た譯は、親を弑したる子を誅殺せんが爲めばかりであつて、亂暴を働き財物を掠め取らうとの事ではないから、人民は各々其家に落ち著いて居つて、そして我が差圖を待つて居れよ。強ひて逃げかくれる者は、その植ゑつけたる作物を踏み附け、その家を焼き拂ふであらうと掲示した。その時に、疫病が大に流行して、その疫病にかゝつた者は、逃げ奔るところが出來ずして、往々、その家に横たはり臥して居つたが、長氏は、之に薬を與へて、之を慰め安んだ。人民は、かはるぐ。其様子を告げ知らせ合つて、來り從ふ者が多かつた。その豪族の佐藤某は、多くの人々に先だつて、長氏に附いたので、長氏は、之に大見郷の地頭職を授け與へて、その以前からの所領を返し與へ、印まで捺して之を確めて置いた。關戸某は、深根城に立て籠つて、長氏に抵抗したので、長氏は荼荼を誅殺した兵を其處へ向かへて、攻めて之を殺して仕舞つた。かくて、長氏の恩義と威光とは、大に伊豆の國內に行はれ、國內の將士の多くと上杉氏に附き從つて居つた者どもが、之を聞いて、長氏に附き從はぬ者はなかつた。

長氏以三十日略伊豆。以堀越氏邑自奉。其餘無所取。乃會父老豪傑。諭之曰。吾聞人主視民猶子。民視人主猶父。是古之道也。及世之澆季。武人貪殘。剝民以自逞。而至胥而因麌。吾甚憫之。吾以羈旅之人來司牧。其民來訴。衆皆悅服。爭欲爲之用。

【解】「略」……切り從へる。【自奉】……自分の用度にあてる。【父老】……年寄りたる人達。【澆季】……音ゲウキ。澆は薄なり。季は未なり。未世になつて人情が薄くなる。【貪殘】……貪慾殘忍。慾深くしてむごたらしい。【剝民】……民をばく。人民から財物を奪ひ取る。【自逞】……自分思ふ存分にする。【胥】……ひきおて。相率ある也。ともぐに。【因麌】……音コングケツ。難儀する。麌は一に蹙くこと。【憫】……あはれも。氣の毒に思ふ。【羈旅】……音キリヨ。羈は寄なり。他國に來つて寄寓すること。【司牧】……音シボク。支配する。司は主る也。牧は養ふ也。國を司り民を治め養ふの義なり。【豈偶然哉】……どうしてふとした出来事であらうぞ。よくくの深い因縁のあることである。【著令】……法令の上に書き載せる。【雜課】……いろくの雜種税。課は割り付ける義なり。

【解】長氏は、わづかに三十日間を以て、伊豆を切り從へ、堀越氏の領邑を以て自分の用度にあて、その他は少しも取らなかつた。そこで、長氏は、年寄りや豪傑などを寄せ集めて、諭して曰ふには、われが聞き及ぶところでは、主君たる者は、人民を視ること、わが子の如くし、人民たる者は、主君を視ること、わが父の如くするの古の道であると云ふことである。然るに、世が末になつて人情が薄くなるに及んでは、武士が貪慾殘忍にして、民の財物を奪ひ取つて、それで自分の思ふ存分の事をなし、やがて、ともぐに難儀をするやうになるので、われは、甚だ之をあはれに思ふのである。われは、他國から來た旅人でありながら、來つて此國を支配することに成つたのであるが、吾は汝等が爲めに君とならうから、汝等はわが爲めに民となつてくれ。かく人と生れて、互に君となり臣となると云ふとは、これは、ふとした出来事では無くして、よくくの深い因縁のある事である。されば、吾は、たゞ、わが人民即ち汝等が富裕にして何事にも不足の無いやうであらんとを願ひ望むのである。それ故に、今より後は、拙書の上に書き載せて置いて、租稅の五分の一を減ずることにし、よくくの雜種税をば取り除いて仕舞ふことにする。又、もうくの將士官吏などの中で、拙書に違ひ人民を暴虐する者があつたならば、その人民共が勝手に此處に來つて訴へ出ることを許すぞと曰つた。一同の者は皆、悦んで歸服して、先を争うて、長氏の爲めに役に立たうと思つた。

北條氏茂百姓憐愍の事

聞きしは昔、北條早雲入道氏茂、伊豆國を切つて取る事、品少しかはり説多し。或る老士語りけるは、早雲は民百姓を憐愍し、慈悲深き故に、伊豆國を治められたり。仲のいせ新九郎氏茂は京都よりたゞ一人駿河の國へ下り、今川五郎氏親をたのみ、堪忍したまふが、文武の侍たるにより、今川殿の縁者となりて、駿河の高國寺邊を知行し居住す。其比郎從二三百人程扶持す。此人慈悲の心深くして、百姓をあはれみ、毎年の年貢を宥免せらる。是によつて、百姓共、斯く慈悲なる地頭殿にあひぬる物かなとよろこび、此君の情(ナサケ)に後の用にあらんとをあはれ世に久しきさかえ給へかしと、心ざしを運ばずといふ者なし。誠に慈悲あらん人をば、親疎をいはず、親のひとく思ひ、恩あらん輩に

は貴賤を論ぜず、主從の禮をいたす。是れ仁の道なり。然るに、新九郎異例となぞらへ、伊豆の國修禪寺の湯に、しばらく入りて、伊豆の國の様子をつぶさに聞き届け、伊豆の國を切つて取らんと、思慮を運らざるといへども、伊豆は上杉民部大夫顯定の領國、其上兩上杉殿と號し、相模上野にありて、諸侍の統領、奥州までも彼の下知にしたがふなれば、わたくしの計策にて及びがたし。然る所に、兩上杉の中不和出来、諸國亂れ算を散らし合戦す。是れによつて、伊豆のさふらひ共、悉く上州へ馳せ参じたり。新九郎此よしを聞き願ふに幸かな、是れ天下のあたふる所、時を得たりと、百姓共を招き、此内武の用に立つべき者ともを近づけていはく、相模上野兩國に弓矢おこつて、伊豆の侍ども皆上野へ参じ、伊豆には百姓ばかりなり。我伊豆の國を切つて取るべし。我に同心合力せよ。其忠恩いかでか報ぜざらんやと申されければ、百姓共聞いて、累年の御あはれみ忘れがたし。御扶持人も我等も同意なり。あはれ地頭殿を一國の主になし申さんとこそ願ひつれ。たとひ命を捨つるとも、露ちり惜しからず。早や思ひ立ち給へと、衆口一同に返答す。新九郎喜悅なくめなぢ。その上近里他郷のものまでも、此のよしを聞き、新九郎殿へ與力せんと參集す。新九郎云はく伊豆の國を切つて取るべし。我に同心合力せよ。其忠恩いかでか報ぜざらんやと申されければ、先づ是れを討ち亡ぼすべしと。延徳年中の秋、百姓共を引き連れ、夜中に北條へ押し寄せ、御所の館(タチ)を取り巻き、鯨波(トキノコエ)をどつとあげ、家屋へ火をかけ焼き立てる。御所は肝をけし、ふせぎ戰ふべきことを忘れ、火災のがれ落ち行きけるを追つかけ、郡從共に皆討ち亡ぼしたり。新九郎、北條に旗を立てる。伊豆の國の百姓ども是れを見て、駿河の大將軍として、伊勢新九郎勵くぞと、山嶽をさしてにげ行きたり。然るに、新九郎高札を立つて、其上新九郎高札を立つて、其言葉にいはく伊豆の國中の侍百姓皆以て味方に候するの條神妙なり。此度あらためて地頭職に補せらる。子々孫々永代他のさまたげ有るべからず。百姓等承知すべし。あへて違失あるべからず。若し出でざるにおいては、作毛(サクモウ)をことよくちらし、在家を放火すべしと、在々所々に立ておきたり。是れを見て、百姓共、我先にとは出來て、是れはそんじよう其所の百姓父は郷のをさといへば、其所相違なしと、印判をとりせ、皆々密堵せり。拠父佐藤四郎兵衛といふ侍人、降人と成りて出づる。新九郎いはく、伊豆國中田方の郡・大みの郷は、佐藤四郎兵衛先祖の相傳なり。然るに最前に味方に候するの條神殿の國にならばやと願ふと云々。早雲諸侍をいさせていはく、國主の爲めに民は子なり。民の爲めには地頭は親なり。是れわたくしにあらず。往昔より定まれる道なり。いかでか憐みを垂れざらん。世澁末に及び、武欲深うして、百姓年中の耕作を抜地し、四つも無き所をば、五つありといひかけて取り、此外、夫錢(アゼン)棟別(ムネベツ)野山の役をかけ、あらゆる程の物を押して取り、分際に過ぎたる振舞をなし、花頭職を取引はなざるべき者なりと云々。是れによつて、百姓共よろこぶこと限りなし。他國の百姓此由を聞き、あはれ、我等が國も、新九郎あめ、みな本の侍領知す。其上新九郎高札を立つて、前々の侍年貢過分の故、百姓つかるゝ聞か及びぬ。以來は、年貢五つ取る所をば、一つゆるし、四つ地頭にをさせべし。此外一錢にあたる義なりとも、公役かけべからず。もし法度を背くともがらあらば、百姓等申し出づべし。地頭職を取引はなざるべき者なりと云々。(下略)

長氏既主伊豆居葦山城。長氏外家横井氏。北條氏疏屬也。至是葦山有

字解【外家】母の家。疏屬】遠縁の親類つまり、三鱗徽號】みつうろこの紋。北條氏の定紋なり。【北條氏故業】北條氏が天下の政權を掌握して居つた昔の事業。【宿志】宿は素なり。もとから志。【三島神祠】伊豆の三島に在り。祭神は大山祇命なり。【次子】子(ネ)にあたる。次は、やどる也。歲星(即ち木星)が子の方角に在りし年なり。

講義長氏は、もはや伊豆の領主となつてから、葦山城に居つた。長氏の母の里方なる横山氏は、北條氏の遠い親族であるが、ここに至つて、葦山に北條氏と云ふものがつて、其男系の血筋が絶えたので、そこで、長氏を養子として、その女を之に妻はした。長氏は、又、自分の長男なる氏綱の爲めに、その孫娘を娶つた。そして思ふには、北條氏と伊勢氏とは、同じく平氏から出でたものであるといふので、とく、自分で、北條氏と名乗り、北條氏の定紋なる三鱗の紋所を用ゐることにし、髮を剃つて坊主姿となつて、早雲と號した。早雲は、日々に、北條氏が天下の政權を掌握して居つた昔の事業を回復して、そして、もとから志を成就したいと計畫し、三島神社に祈つた。ある時、早雲の夢に、大なる杉の木が二株あつたが、一匹の鼠が其根を噛んで、之を倒すと、その鼠が化して虎となつたと云ふ夢を見た。目が覚めてから、占者を呼び寄せて之を占はせると、占者が曰ふには、あなたの御生れになつた年は子の歳にあたります。子は鼠の神で御座ります。その鼠が二株の杉を倒したといふのであるから、是れはあなたが、山内、扇谷の兩上杉に御勝ちになる前兆で御座りますと曰つたので、早雲は、心の中に、ひそかに之を喜んで居つた。

當是時上杉定正。上杉顯定。夏相怨郤。兵結不解。早雲聞之曰。可以成吾事矣。明應二年。使使定正。請助攻。顯定。定正喜。許之。其部將大森實賴。爲小田原城主。謂定正曰。早雲梶雄也。無故親我。其意不測。然彼以好

來亦不可拒。宜以禮答焉。而重爲之備。定正略不加意。二年十月。早雲與定正偕出兵高見原。與顯定夾荒川而陣。定正進而亂流。墮馬死。其子朝良走歸保河越。早雲亦歸葦山。

字解【怨御】……音エンゲキ。怨み合つて仲の悪きこと。【明應】……後土御門帝の時の年號。【梶雄】……音ケウユウ。惡る強き者、たけぐしき惡る者。【拒】……こばむ、ことわる、謝絶する。【高見原】……武藏に在り。【荒川】……武藏に在り。【河越】……武藏に在り。
語義この時に當りて、上杉定正と上杉顯定とは、互に怨み合つて仲が悪く、戰がからみ合つて、解けなかつた。早雲は、之を聞いて曰ふには、早雲は、わる強い奴で御座ります。しかるに、格別の譯も無いのに、こちらに親しんで参りますのは、その心が測られませぬ。これには、何か野心があるのです。御座りますから好(ヨシミ)を以て來たので御座りますからには、これ亦、すげなく断るわけには參りませぬから、禮儀を整へて之に答へなされるが宜しう御座ります。さうして、重ねて之に對する用心をして置きなされると曰つた。けれども、定正は、格別、氣にも咎めなかつた。三年の十月に、早雲は、定正ともに兵を高見原に繰り出して、顯定と、荒川を挟んで對陣した。定正は、進んで川を横ぎつて渡らうとして馬から墜ちて死んで仕舞つた。そこで、其子の朝良は、走り歸つて、河越に立て籠つた。早雲も亦葦山に歸つた。

時實賴已死。子藤賴嗣。猶弱。早雲欲取其城。而難箱根之險。未發也。四年九月。早雲使人言。藤賴曰。吾獵葦山。其獸逃箱根。願公以箱根假我。我得縱獵取焉。藤賴許之。早雲率兵百餘人。被獵衣裳。踰箱根。先縱牛數十頭。鼓螺隨之。憑高馳下。直入城内。藤賴惶駭。不知所爲。出奔三浦。早雲遂取小田原。遂取大場。

字解【弱】……幼少なるを云ふ。【難】……はかる。【假】……かす。【縱獵取】……勝手に狩り取る。猶は音セン。秋期の獵を云ふ。【鼓螺】……音

コラ。大鼓を鳴らし法螺貝を吹く。〔三浦〕……相模に在り。
語義その時に、實賴は、已に死んで仕舞つて、子の藤賴が跡を嗣いだが、まだ幼年であつた。早雲は、その立て籠つて居る小田原城を取らうと思うたけれども、箱根の險阻なることを難儀に思つて、未だ手を出さなかつた。明應四年の九月に、早雲は、人をして藤賴に言はしめて曰ふには、われは、葦山に獵をしたれば、其處に居る獸が、山つゝきで箱根に逃げ込んだから、何卒、貴殿には、箱根をちよつとわれに御貸し下されて、吾が、勝手に狩り取るとを御許し下されたいと曰つた。藤賴は之を承知した。そこで、早雲は、百餘人の兵を引き連れて、獵の服装をなし箱根を越え、先づ牛數十匹を放ちて、その後から、大鼓を鳴らし法螺貝を吹き立て、高い處からして馳せ下つて、直ちに城内を目がけて討ち入つたので、藤賴は、大にあはて驚いて、如何したら善いか分らずして、三浦に出奔して仕舞ひ、かくて、早雲は、とうく小田原を取り、遂に大場を取つた。

〔参考〕左に相州兵亂記の一章を抄錄して以て参考に資す。

小田原軍の事立大森敗北の沙汰

さる程に伊豆の國には、早雲菴宗瑞家老共を集めて語りたまひしは、倩(ソラ)世間の様を見るに、上杉の兩家不和にして自滅の合戦あり、然れども彼の兩家何れも大身なれば、亡ぶる間久しかるべし、鷦鷯相撲則鳥乘其弊と云へり、今つひえに乗り、上杉家を亡すべき事を案するに、大森入道、小田原に在りて、如何にも叶ひがたし、然れども箱根山をだに取りなば、小田原を亡すべく謀多し、先づ大森と和睦して交を深くし、たばかり討つべしと思ふは如何にとありしかば、家老の面々、皆、然るべしとぞ感じける。頃て大森方へ使者を立て、種種の送物數を盡しけれども、大森入道、約無くして和を請ふ者謀ありと云ふことありとて、打ち解くる事なし。互に使者のみにて、さのみ入魂したまはず。然れども、數月親しみ通ひければ、後には稍打ち解けて、折節の會合ありければ、猶々深くぞ語らひける。或る時、新九郎入道宗瑞、小田原へ使者を立て、申しけるは、此間當國の山どもにて、多日鹿狩仕候故に、他山の鹿箱根山へ集ると見え候間、此方の勢子を御分國の方より入れて、鹿を此方へ押して追ひ入れ度存ずるといへども、貴國の方へ人衆を廻し候はんこと如何に恐れ入り候、枉げて御免を蒙らばやと申しけるに、大森の運盡き果てけるにや、斯を謀計とは知らずして、安き御事なりと免しけり。早雲大きに喜び、武勇かしこき若者どもを數百人勝り、足輕の勢子になし、物馴れたる手だれ共數百人、大引に作り立て竹鎧を持たせ、夜討の支度させ、熱海日金の山より打ちさせ、追々に石橋や湯本の邊にかくし置きて、其相圖を待ち居たり。時刻も已に來りければ、千頭の牛に角ひとに松明を結び付け、夜に入りて、小田原の上なる石がけ山箱根山へ追ひかけく上りて、石橋のこめかみの邊より、螺を吹き上げ、闇を作り、板橋の町屋へ火を懸けたり。小田原の城には、折節軍兵とも上杉合戦の加勢に行きて、殘る人々くなれば、山々の松明を見て、是は如何にして防ぐべきぞや、敵は數十萬や有りけんと周章ふためく所に、西郡の住人成田の某、大森の前に來りて、敵已に山上に満ちくたり、用意の兵なくて叶ふまじ、急いで岡崎へ落ちさせ玉ひ、重ねて軍兵を催し、城を取りかへすべし、急がせ玉へ、某防矢射て落し申さんと云ひも果てず、先已に大手の門前まで責め近づきければ、鎧とつて肩に打ち懸け、馬の上にて高紐しめ、小具足もかためず、手勢六騎長刀水車に廻し、敵の中へわつて入る。敵の先陣多日玄蕃允が同心栗田六郎を打つて落し、終に討死してけり。其間に大將大森吏部入道を初め、小具足計にて切り合ひけるが、深手あまた負ひければ、散々になりて落ち行きけり。早雲入道、最前に進み玉ひ、戰ふ事風の發する如く、攻むる事河の決る、如くなりしかば、敵一返もかへさず、城を落ちければ、則ち追ひ拂つて小田原の城へ移り玉へば、松田左衛門尉といふ人あり、是は公方家の忠臣たりし故に、終に上杉の下知に隨はで、相州西郡にて、度々合戦したりしが、早雲、小田原へ入りたまふと聞き、大きに喜び、最前に馳せ來りて一つに

永正元年九月上杉顯定來攻朝良。朝良求援于早雲。早雲與今川氏親往援之。戰于立河原。二年朝良遣使言顯定曰吾聞兩虎相鬪。一狗乘隙。我族構兵數世。國內費弊。而早雲規其後。荐食關東。吾與公莫乃爲兩虎乎。顯定然之。乃與朝良和已而顯定與長尾氏戰信濃敗死。子憲總嗣。

解説【永正】……後柏原帝の時の年號。立河原……武藏に在り。兩虎相鬪一狗乘隙……二匹の虎が相鬪ふときは、一匹の弱き狗といへども、その隙間につけ込むことが出来る。史記の春申君列傳に、春申君上書して、秦の昭王に説いて曰く、天下秦楚よりも強きはなし。今や、王、楚を討たんと欲すと聞く。此れ猶ほ兩虎相與に鬪ふときは、驚大其弊を受ける。楚を善くせんには如かずとあり。【費弊】……入費多くして國力が衰へつかれること。【荐食】……音センシヨク。荐は數々なり、しきりに。重ねて、贊食する。

講義永正元年の九月に、上杉顯定が來つて朝良を攻めた。朝良は、北條早雲に加勢を求めたので、早雲は、今川氏親とともに、出掛け行つて、之に加勢し、立河原に於て戦つた。二年に、朝良は、使者を遣つて、顯定に言つて曰ふには、われ聞くに、二匹の虎が相鬪ふときは、一匹の弱い狗が其隙間に附け込むと云ふことを聞いた事がありますが、われ等の一族は、かく兵を構へて相争ふこと數代に及び、國內は、入費が多くなるために、疲れ衰へまして、そして、早雲が、其後をつけねらつて、だんぐりに關東を喰ひ取らうとして居ります。吾と貴殿とは、譬にいつてある二匹の虎と云ふものではありますまいかと曰つた。顯定は、之を成程尤であると思うて、そこで、朝良と和睦した。とかくする中に、顯定は、長尾氏と、信濃に戦つて、敗軍して死んだので、子の憲總がその跡を嗣いだ。

定正顯定前後死亡。而早雲勢益張。相模人松田頼重等皆來降。獨三浦義同不服焉。義同者上杉高救子也。爲三浦時高所養。時高後生子欲殺義同。義同奔依大森氏。假其兵襲時高弑之。據新井城略取傍近。早雲欲

討滅之。外示柔弱不與爭也。義同立其子義意。而自居于岡崎城。九年早雲遽發兵襲岡崎。拔之。義同徙居住吉。與早雲戰連年。早雲終大破之。于鎌倉追擊至秋屋之隘。義同據險止戰。早雲乃引兵踰佐原山。出其背。義同走入新井城。早雲隨而攻之。城險食多。久而不拔。乃築長圍。圍之數年。是時上杉朝良死。其子朝興在江戶。聞新井急。將兵來援。早雲兵七千人。乃畱其二千。當城而自以五千邀擊于甘繩。破走之。城內益困。大森。佐保田等說義同曰。宜奔上總。依丸谷氏。丸谷氏。義意妻父也。義同曰。持氏之死。我父實爲之。而吾亦有弑父之罪。積惡之報。焉往而逃乎。早雲謀知之。十五年七月鼓衆疾攻城陷。誅義同父子盡略相模。

字解【定正顯定前後死亡】……定正是明應二年に、顯定は永正七年に死す。【義同】……道寸。【上杉高救】……應仁武鑑には、高救を以て、時高の養子とする。此に記する所と相合はず。但し、三浦系圖は此と同じ。【大森氏】……越後守。【假】……かる。【新井城】……相模に在り。【略取傍近】……近邊の土地を切り從へて取る。【義意】……荒次郎。【岡崎城】……相模に在り。【住吉】……相模に在り。【秋屋】……相模に在り。【佐原山】……相模に在り。【江戸】……武藏に在り。【甘繩】……相模に在り。【佐保田】……阿波守。【丸谷氏】……三河守。【我父實爲之】……持氏。其子賢王に鶴岡祠前に冠せんと欲す。執事憲實之を諫めれども、聽かず。之に冠し、名を義久と命く。憲實、病と稱して賀せず。持氏怒りて、兵を發して之を攻め、時高をして義久を輔けて鎌倉を守らしむ。時高、持氏に叛き、義久を攻む。事は足利記中巻に見ゆ。【弑父之罪】……養父時高を弑せしを云ふ。【謀】……音テフ。間謀、しのびの者。【鼓衆】……部下の者を勵ます。鼓は鼓舞なり。

講義かくて、定正、顯定は、前後して死んで仕舞つて、そして早雲の勢は、ますく盛んになり、相模の人松田頼重等は、皆、來つて降参した。たゞひとり三浦義同ばかりは、之に服従しなかつた。義同は、上杉高救の子にして、三浦時高の養子となつたが、時高は、其後、男子を生んだので、義同を殺さうとした。義同は、そこで、出奔して、大森氏にたより、その軍勢を借りて、時高を不意撃して、之を弑し、新井城に立て籠つた。

て、近邊の土地を切り取つた。早雲は、之を計ち滅ぼさうと思うて、わざと、表面は、弱きやうに見せかけて、與に争はなかつた。そのうちに、義同は、その子義意を立て、そして、自分は岡崎城に居つた。永正九年に、早雲は、俄に兵を繰り出して、岡崎城を不意撃して、之を攻め落した。義同は、移つて住吉に居つて、早雲と戦ふこと、連年に及んだが、早雲は、とうく、大にこれを鎌倉に破つて、追つかけ撃つて、秋屋の狭い土地に至ると、義同は、險阻な處に據つて、止まり戦つた。早雲は、そこで、兵を引き上げて、佐原山を踰えて、義同の後に出かけたので、義同は、走つて、新井城に入つた。早雲は、隨つてこれを攻めたが、城は、要害が善く、兵糧は澤山に有つたので、久しい間、落城しなかつた。そこで、早雲は、長圍を築いて、之を圍むこと數年に及んだ。この時分に、上杉朝良は死んで仕舞つて、その子朝興は、江戸に居つたが、新井の城が危急であることを聞いたので、兵を引き連れて來つて助けた。早雲の兵は七千人あつたが、そこで、其内の二千人を留めて城の攻闘に當らしめて置いて、そして、自分は、五千人の兵を引き連れて、朝興からの援兵を、甘繩に迎へ撃つて、之を破り走らした。そこで、新井の城内は、いよいよ困つたので、大森、佐保田等が、義同に説いて曰ふには、上總に奔つて丸谷氏に御たより成されるが宜しう御座りますと曰つた。丸谷氏といふのは、義意の妻の父である。すると、義同が曰ふには、持氏公が死なれたのは、實に、わが養父(即ち時高)の行爲から起つたことであるし、そして、われも亦、養父を弑した罪があるのである。かく重ねくの惡業の報は、何處に行つたとしても、逃れられるることは無いと曰つた。早雲は、聞者を入れて此事を知つたので、十五年の七月に、一同の者共を勵まして、手をびしく攻め立たたので、長い間持ちこたへて居つた城も、とうく落城し、義同父子を殺して仕舞ひ、残らず相模の國を切り取つた。

【参考】左に北條五代記の一章を錄して以て参考に資す。

三浦介道寸父子滅亡の事

聞きしは昔、相州の住人三浦介受領陸奥守從四位下平・義同、法名道寸と號す。子息荒次郎、彈正少弼義意と云ひて、父子名を得たる侍あり。是は大介義明の後胤なり。平治の合戦において、三浦荒次郎義澄は、源氏にくはり軍(イクサ)せし事、古記に見えたり。然るに、伊豆の國に、伊勢新九郎平氏茂と云ふ武士あり。後に入道し、北條早雲と號す。此早雲、相模小田原の城を明應の比はひ乗つ取り、上杉朝良居城、同國大庭の城をも責め落す。永正元年九月、早雲と、管領上杉明定と、大合戦あり。三浦介道寸は、さがみ岡崎の城にありて、早雲とたゞかひしれども秋屋の大きづれにて、へたり。此道は、高山くづれ海に入り、片岸(カタキシ)に道ありて、一騎うちなれば、幾萬騎向ふといへども、叶ひがたし。然れども、早雲大軍にて、小坪、秋屋、長坂、黒石、佐原山を打ち越え、みだれ入る。道寸、かなはず、父子一所に、雜兵二千ほどにて、三浦新井の城にたて籠る。此城、南西北は入海、白波立つて岸をあらひ、山高く巖嶮岨にして、獸(ケダモノ)もかけりがたし。城の廣さは二十町四方、東一方わづか二十間程(クガ)つゝき、是に堀をほり、門一つ立ておきぬれば、百萬騎向ふといふとも、力せめには成りがたし。たゞ是れ島城なり。道寸は、至剛智謀兼備せし大將たりといへども、鎌倉合戦に、人數ことぐく討たれ、小勢なれば、叶はずして、三城中の者共、難儀におよぶ。其比むさしの國司として、上杉修理大夫朝良は、江戸の城を居住とす。新井の城中、兵糧盡くる由を聞き、武州勢を率し、道寸後詰とありて、相模の國、中ごほりまで打ち越し陣取る。早雲此よしを聞き、新井の城おさへとして、二千騎残しおき、四五千の人数新井を退いて、甘繩の近邊に陣取り、合戦し、討ちつ討たれつたゞかふといへども、叶はずして、上杉人數、武州へ皆引つ返す。新井城中の者共、力をうしなひ、門を開き、切つて出で、討死すべきか、腹を切るべきかと、せんざしける所に、大森越後守をはじめ、佐保田河内、同

彦四郎、三次參河守申しけるは、總州の摩呂谷上總介殿は、荒次郎殿のしうと、親子の契縁なり。岸根に繋ぎおく多くの舟に取り乗り、上總の國へ移り、下總、武州、上州の勢をもよほし、上杉殿を先立て申し、相模國へ亂れ入りて、早雲を退治し、會稽の恥をすゝべしとぞせんぎする。道寸、是を聞き、暫くありて涙をおさへ、おの／＼申さる、所神妙也。然るにそれがしは、上杉高救が男なり。時高養子となつて、三浦へ移る。其後、繼母に弟一人いできたり。繼母の讒言により、弟を世に立てんため、われを害せんばかりひとあり。我、心うくおもひ、出家し世を遁れ、小田原總世寺にありし所に、家老の者おほくしてひ來て、みかたと成る。小田原の城主、大森筑前守に加勢をこひ、父此城にましますを、明應三年九月二十三夜にせめおとし、中村民部をはじめ、ことぐくほろぼしたり。其因果を身にもくい、かゝるうき目にあふ事、敵のせめにあらず、是ひとへに養父の罰をあたり、天の責をかうふる也。世をも人をもうらむまじ。さあらんにおいては、縦ひいづくへ落ちたりとも、行く末も頼みがたし。高きもいやしきも、死すべき所にて死なざれば、後代の恥辱たり。いにしへを傳へ聞きしに、東方朔が九千歳、うつゝらが八萬歳、浦島が七百歳も、限ある命にて、終にはむなしくなるぞかし。我六十歳をたもちぬるも、たゞ一炊の夢、生者必滅の世のならひ、歎きてかひなかるべし。今生の名残たゞ今なり。酒くまんと、道寸盃をひかへ給ひければ、河内守、君が代は千代に八千代とうたふ。荒次郎、扇を取りて、

君が代は千代に八千代もよしやたゞうつゝのうちの夢のたはぶれ。

と舞ひ給へば、彦四郎も、同じく立つて、つれて舞ふ。げにあはれなる一曲かな。いつの世にかは立ち歸り、又もあひ見ん事ならねば、おもひ切るとはいひながら、今を最期の舞の神、思ひやられてあはれなり。道寸、諸侍に向つていはく、君臣の禮義、年來の忠功あきからず。然りといへども、予が運命もつきはて、三年の籠城に兵糧つきぬれば、力なし。此中にも落ちんと思ふ人あらば、降人と成つて出城すべし。道寸少しも恨みなし。死せんと思ふ人は、討死し、後代に名を留めよ。道寸父子は腹切るべし。生涯の對面はまでなり。越後守が云、こは口惜しき仰かな。それ人の一大事といふは、一期の終りを以てせり。年頃日來(ヒゴロ)恩祿を請け、かかる時にひるがへらば、豈に仁の道ならん。白氏文集に、君恩雨露のとしといへり。舊君の深恩を忘れ、此一大事を遁れ、世に生き残りて恥をさらす者や候べき。主従ともに討死し、名を後代にとゞめんは、弓矢取る身の本懲なりと申しければ、諸卒これを聞き、御返答よく申したりと、おの／＼心ざしを一つにし、時刻うつさず、門を開き切つて出づる。道寸うちはを取つて諸卒をいさめ、けふを最期の合戦なれば、父討たれども、子助けず、主うたれども、從者おち合はず、刀のつかのくだくるを限り、死を限りに、天地をひかし、かふ有様、修羅道もかくやうん。道寸うちはを取つて下知したまふ所に、神谷雅樂頭と名乗つて、道寸を目がけ駆せ参じ、馬上にておしならべてむづと組む。道寸は聞ゆる大力にて、物ともせず、汝やさしき心はせや、我が手にかかり、黄泉にて、閻魔の廳のうつたへにせよと、鞍の前輪におし付け、ほそ首ねぢ切り、捨てられたり。討死おほき其中に、神谷雅樂頭は、心も猛なりけるが、道寸の手にかかり、五十三を一期とし、死して名譽をとめめたりと、ほめぬ人こそなかりけれ。荒次郎は、家につたはる重代、五尺八寸の正宗の大太刀を抜き持つて、大聲を立て、切つてまはる有様、鬼神のごとし。爰へ追つ詰め、かしこへ攻め寄せ、はらひきり、おひかけぎり、けさがけ、瓜切、横手切、から竹わりと云ふものに、散々に切つてまはれば、かたきの勢は、四方八方にげ行きて、向ふ敵こそ無かりけれ。敵みかたの死骸は、原上に塚をつき、血は野草をそめ、みかた多く討死す。生き残る輩(トモガラ)は、友友さしがへ、腹を切つてぞ死したりける。わづかに残る人々は、心しづかに腹きらんと、主従ともに城に歸り、七十五人おもひくに腹切つて、一人も生き残らず同じ枕にふしにけり。荒次郎いはく、父も自害あるべし。荒次郎は、一人跡に残りとゞまり、とふらひ合戦仕り、かたきを思ふまゝにして、月は戰場にさらし、苦の下に埋むとも、名を萬天にあらべしとぞ申しける。拔叉道寸は、常に和歌を好ましめ給ひしが、すきの道とて、生害に至つて、

うつものも討たるゝ者もかはらけよ、ただけて後はもとのつちくれ。

十五人が力を持てり。最期の合戦のため、おどし立てたる甲冑は、鐵（クロガネ）をきたひ、あつさ二分にのべ、是を帶し、あらかしの丸木を、一丈二尺につゝぎり、八角にけづり、筋がねをわたし、此棒を引つさげ、一人門外へゆる。き出でたる有様、夜又羅刹のごとし。おめきさけぶ聲、大山もくづれて海に入り、坤軸も折れて忽ちに沈むがごとし。四方八方へ逃ぐる者を、おつ詰め、甲の頭上をうてば、微塵にくだけて胸へにえ入り、横手にうてば、一拂ひに、五十人十人打ちひしも。棒にあたりて死する者、五百餘人、其尸は地にみちて、足の踏み所も無し。たゞ是れ羅刹國の鬼王が怒りも斯くやらん。此勢に皆敗北して、敵も無ければ、みづから首をかき落し、死したりけり。されども、首は死せず、眼（マナコ）はさかさまにさせ、鬼鉢は針をすりたるがごとく、牙をくひしばり、にらみつめたる眼のひかり、百鍊の鏡に血をそきたるがごとく、さもおそろしさを一目見たる者、脳裂すれば、此頃又も見る人なし。是によつて、有驗の貴僧高僧に仰せて、さすゞの大法祕法、修せられけれども、其しるしなし。三年此首死せざ。小田原久野の、總世寺の禪師來て、一首の歌を詠じ給ふ。

うつゝとも夢とも知らぬ一ねぶり、浮世のひまをあけばのゝ空。
とよみて手向け給へば、眼ふさがり、たちまち、肉くちて、白かうべと成りぬ。此荒次郎死所のあたり百間四方は、今において田畠にも作らり。當代の侍衆、新井の城を見物せしに、道寸父子は、名譽の武士、一禮とて、城の大手古堀の外にて下馬し、禮敬す。此合戦と申すは、七月十日なり。今も七月十一日には、毎年、新井の城に、雲霧おほひて、日の光もさだかならず、丑寅の方と、未申の方より、電（イナビカリ）かゝるが故に、此古塚のあたりには、人家もなし。一里ばかり離れて、村里見えたり。振又不思議の事あり。道寸父子の討死は、永正十五年戊寅の年七月十一日の寅の刻なり。然る所に、北條氏政の切腹も、天正十八年庚寅の年、七月十一日の寅の刻なり。七十三年に當つて、年月日刻たがはず果て給ひたる因果のことわりこそ、おそろしかりけれ。父祖の善惡は、かならず子孫におよぶといへる古人の言葉、おもひ知られたり。

十六年早雲病卒于葦山。年八十八。子氏綱立。氏綱容貌岸傑。善用兵。早雲之興業。氏綱力居多。早雲臨終。遺言氏綱等曰。吾欲滅上杉氏。并關東八州。而未成其志。子孫繼任其事。母敢或懈。今我邑土不多。散吾所積財物。養四方之士。足以支一二世矣。三世之後。莫復所事於財也。苟兩上杉而相釁隙。吾子孫可以坐大矣。吾視上杉氏。其家法日衰。亡滅非遠。

三十許年乃成。及其成則潰裂而母救也。且立法訓二十一條。以頒將士。

字解【岸傑】……音ガンケツ。魁岸雄傑。岸は廉稜あること崖岸の如きなり。【任其事】……その仕事を引き受けて擔任する。その事に當る。【事於財】……財物のことに就いて彼れは是れと骨折ること。【道】……音ヨウリ。惡性のはれ物。【封】……毒が一つところに集まりもあがること。結毒を生ずる。【三十許年】……三十餘年。【潰裂】……音クワイレツ。つぶれさける。【法訓】……捷書。【頒】……わかつ、くばる。

講義永正十六年に、早雲は、病氣のために、葦山に於て死んだ。その年は八十八歳であった。その子氏綱が跡を嗣いだ。氏綱は、容貌が、人並はづれてたくましく、戦争をすることが上手であつて、早雲が事業を起したのも、氏綱の力が多分を占めて居つた。早雲は、死なんとするとき、氏綱等に遺言して曰ふには、われは、上杉を滅ぼして、關東八州を併合しやうと思うて居つたのであるが、未だ其志望を成就するに至らないのである。されば、わが子孫たる者は、われに繼いで其事を擔當して、決して懈るやうな事があつてはならぬ。今は、我が領地は多くは無いけれども、わが積み貯へて置いた財物を撒き散らして、天下四方の士を養ふとも、二代の間は、支へて行くことが出来る。三代の後に至つては、ものはや財物の事について彼れは是れと骨折るには及ばぬのである。いやしくも、山内、扇谷の兩上杉氏が、互に仲が悪くさへなれば、わが子孫は、じつとして居つて大きくなることが出来る。われ、上杉氏の様子をつくづく見ると見るに、その家法は日に衰へて行くことであるから、その滅亡することは遠き未來の事ではあるまい。然れども、何分、彼れ上杉氏は、大家であるから、たやすく攻め取ることは出来ぬのである。されば、たゞ、じつとして日數を送り時久しく辛抱して、その衰弱の極度に達するを待つて居るが善い。之を癰疽に譬へて見れば、その毒がかたまつて盛り上ることは、屹度、三十餘年にして、出来るであらう。さて、其毒がかたまつて盛り上りさへすれば、つぶれ製けるばかりで、とても療治をすることは出來ぬのであると曰ひ、その上に、捷書二十一箇條を立て定めて、それを將士どもにくばり與へた。

早雲寺殿二十一ヶ條

第一佛神信じ申すべき事

一朝はいかにもはやく起くべし。おそく起きねれば、召しつかふ者まで、油断しつかはれず、公私用をかくなり。はたしては、かならず、主君に見かざられ申すべしと、ふかくつしむべし。一夕べには、五つ以前に寝しづまるべし。夜盗は、かならず、子丑の刻に忍び入る者也。宵に無用の長雜談、子丑に寝入り、家財をとられ、損毛す。外聞然るべからず。宵にいたづらに焼きすつる薪火を取りおき、寅の刻におき、行水拜みし、身の形儀をとゝのへ、其日の用所、妻子家來の者共に申付け、扱六つ以前に出仕申すべし。古語には、子にふし、とらに起きよし候へども、それは人により候。すべて寅におきて得分あるべし。辰巳の刻まで臥しては主君の出仕奉公もならず、又自分の用所をもかく。何の謂かあらん。日果もなしかるべし。一手水をつかはぬさきに、廁より厩庭門外まで見廻り、先づ掃除すべき所を、にあひの者に言ひ付け、手水をはやくつかふべし。水は有る物

なればとて、おほくうがひし捨つべからず。家の内なればとて、高く聲ばらひする事も、人にはやからぬ體にて聞きにくし。ひそかにつかふべし。天に蹻(セグ、マ)リ地に蹻(ヌキアン)すと云ふ事有り。

一拜みをする事、身のおこなひ也。只心を直(スグ)にやはらかに持ち、正直憲法にして、上たるをぼうやまひ、下たるをぼあはれみ、有るをばあるとし、無きをばなきとし、ありのまゝなる心持、佛意冥慮にも叶ふと見えたり。たとひいのうらすとも、心持あらば、神明の加護これ有るべし。いのるとも、心まがらば、天道にはなされ申さんとつゝしむべし。

一刀、衣裳、人のごとく結構にあるべしと思ふべからず。見ぐるしくなくほと心得て、なき物をかりもとめ、無力(ブリヨク)かさなりなば、他の人のあざけり成るべし。

一出仕の時は申すにおよばず、或は少き煩所用ありて、今日は宿所にあるべしと思ふとも、髪をば早くゆふべし。はふけたる體(テイ)にて、人々に見ゆる事、虚外又つたなき心なり。我が身に油断がちなれば、召仕ふ者までも、其ふるまひ程に噴(タシナ)むべし。同だけの人の尋ね来るにも、とくつきまはりて見ぐるしき事也。

一出仕の時、御前へ参るべからず。御次に伺候して、諸傍輩の體見つくろひ、扱御とほりへ罷出づべし。左様になければ、むなづく事有るべき也。

一仰せ出さるゝ事あらば、物の本、文字の有る物を懷に入れ、つねに人目を忍び見るべし。ねてもさめても、手なれざれば、文字忘るゝ也。書く事又同事。

一宿老の方々、御縁に伺候の時、腰を少々おりて、手をつき通るべし。はゞからぬ體にて、あたりをふみならし、通る事、以ての外の虚外なり。諸侍いづれにも懇意にいたすべき也。

一上下萬民に對し、一言半句にても、虚言を申すべからず。かりそめにも有のまゝたるべし。そらごと云ひ付ければ、くせに成りてせらるる也。人にやがて見かざるべし。人に糺(タゞ)され申しては、一期の恥と心得べき也。

一歌道なき人は、無手(ムテ)に賤しき事なり。學ぶべし。常の出言(シユツゴン)につゝみ有るべし。一言にても人の胸中しらるゝ者也。

一奉公のすきには馬をのり習ふべし。下地(シタチ)を達者に乗りならひて、用のたづな以下は稽古すべき也。

一よき友を求めべきは、手習學文の友なり。悪友を除くべきは、基將棋笛尺八の友なり。是はしらずとも恥にはならず。習ひても惡事にはならず。但しいたゞちに光陰を送らんよりはと也。人の善惡皆友によるといふ事なり。三人行く時かなうずわが師あり。其善者をえらんでは是にしたがふ。其よからざる者をば是をあらたむべし。

一すき有りて宿に歸らば、脱面(ウマヤオモテ)よりうらへまはり、四壁垣根犬のくらり所を、ふさぎ捨(コシラ)へさすべし。下女つたなきは、軒(ノキ)を抜きて焼(タ)き、當座の事をあがなひ、後の事をしらば。萬事かくのごとく有るべきと、深く心得べし。

一夕には、六つ時に門をはたとて、人の出入により、あけさすべし。左様になくしては、未斷(ミダン)にありて、かなうず惡事出來すべし也。

一夕には、臺所中居の火の廻り、我と見まはり、かたく申しつけ、其外類火の用心を、くせになして、毎夜申し付くべし。女房は、高きも賤しきも、左様の心持なく、家財衣裳を取りちらし、油断多き事也。人を召使ひ候とも、萬事を人にばかり申し付くべきと思はず、我と手づかうして、様體を知り、後には人にさするも、よきと心得べき也。

一文武弓馬の道は常也、記すに及ばず。文を左にし武を右にするは、古の法、兼ねて備へずんば有るべからず。

氏綱守父遺訓益修攻戰具平定相模進與上杉朝興爭武藏大永四年。

氏綱遂拔江戸城朝興走據河越氏綱數攻之未能下乃遣使平井約夾攻河越憲總按兵兩無所援而朝興數爲氏綱所敗氏綱又與足利高基婚高基者成氏孫也欲藉伊勢氏力以報上杉氏則爲其子晴氏娶氏綱女氏綱於是暴上杉氏累世不臣之罪以諭關東將士天文六年四月朝興卒遺言子朝定益圖相模卒而未三月朝定修深大寺城以挑氏綱氏綱將兵直赴河越去城五十餘町而陣朝定返兵自救時七月十五夕月光滿野兩軍交縱氏綱終大破朝定取河越朝定走松山松山城主難波田某迎而内之稍收敗軍出陣城外氏綱又擊大破之。

字解【天永】……後柏原帝の時の年號。【河越】……武藏に在り。【按兵】……按は、とめる、動かさぬ。按兵とは、軍勢を引きとめておくこと。【藉】……借る也。【暴】……あらはす、もき出しにして世間に示す。暴は、あらはすと云ふ義のときは、音ボクなれども、音バクとすること慣習となれり。【累世】……音ルヰセイ。代々。【不臣】……臣下たる者の盡すべき道に背くこと。【天文】……後奈良帝の時の年號。【深大寺城】……武藏に在り。【挑】……いども、戦を仕掛ける。【交縱】……こもぐはなつ。雙方から兵を繰り出すこと。【松山】……武藏に在り。【難波田】……難波田

某】……諱正(内)……いる。

註 氏綱は、父早雲の遺訓を守つて、ますく戦争の準備をとゝのへ、かくて、相模を平定し、進んで、上杉朝興と、武藏を取り合つた。かくして、大永四年に、氏綱は、とうく江戸城を攻め落し、朝興は、逃げ走つて、河越に立て籠つた。氏綱は、たびぐ之を攻めたけれども、未だ攻め落すことは出来なかつた。そこで、氏綱は、使者を平井の憲總の處に派遣して、兩方から河越を抜き撃ちにすることを約束したが、憲總は、軍勢を引きとめて置いて置いて、氏綱、朝興の兩方のどちらをも援けるとを致さなかつた。けれども、朝興は、たびぐ氏綱に敗られた。氏綱は、又、足利高基と、縁組をした。これは、高基は、成氏の孫であるが、伊勢氏の力を借りて上杉氏の意趣返しをしやうと思うたので、そこで、その子晴氏の爲めに、氏綱の女を娶つたのである。氏綱は、こゝに於て、上杉氏が代々臣下たる道に背いて居る罪悪をさらけ出して、そして、關東の將士どもに説き諭した。天文六年の四月に、朝興は死んだが、その子の朝定に遺言して、ますく相模を圖らしめた。朝興が死んでから未だ三箇年にも成らないのに、朝定は、深大寺の城を修復して、氏綱に向つて戦をしかけた。すると、氏綱は、兵を引き連れて、深大寺城には向はずして、直に河越に押しかけ、城を去ること五十町の處に陣取つた。朝定は、兵を深大寺の城から引き返して、自ら、救ひに出掛けた。その時は、七月十五日の夕方で、月の光が野原一ぱいに輝いて居つたが、兩軍から互に兵を繰り出した。かくて、氏綱は、とうく、大に朝定を敗つて、河越を取つた。朝定は松山に走つた。松山の城主の難波田某は、迎へて朝定を城に納れ、ばつくとだんぐりに、敗軍をまとめて、出で、城外に陣取つて居つたが、氏綱は、又、撃つて大に之を破つた。

是役也。相模人平岩重吉。虜朝定叔父朝成。氏綱隊將山岡某。來奪朝成。效之麾下。重吉後至。爭功不決。氏綱乃密記二人鎧馬。而屬朝成于山角某。因于河越。山角善視之。時置酒款語。嘗從容談。鎌倉舊事。山角曰。僕聞之故老。右大將令梶原景時。畠山重忠。要質之八郎。八郎前默而後對。以景爭之。右大將令梶原景時。畠山重忠。要質之八郎。八郎前默而後對。以重忠有禮也。勇士之不可犯以非禮也。如此。朝成聞之慨然。山角曰。談偶涉觸犯。幸勿爲罪。朝成曰。噫。僕猶八郎也。嚮者之役。吾盡亡士卒。單騎走。黑甲赤馬者。追呼我。我回轡而鬪。皆墮馬。吾搏伏之。將拔刀。其人

奮起居我上。而數人繼至。吾終爲所虜矣。山角以告氏綱。氏綱曰。黒甲赤馬者。重吉也。乃賞重吉。氏綱賞罰明覈。常類於此。

註 【山岡某】……豊前守。效之麾下。これを大將氏綱の旗もとに差し出す。【記二人鎧馬】……平岩と山岡との鎧のひとし馬の毛色をしるしあく。【山角某】……信濃守。善視之。視は看待なり。親切に之を待遇する。【款語】……音クワンゴ。打ち解けて話ををする。【從容】……ゆづくりとして、心静に。【右大將令東征】……右近衛大將源賴朝が陸奥の藤原泰衡を征伐せしを云ふ。【争之】……自分が之を處にしたのであるといつて争ひし也。【更】……かはるべ。質】……たゞす。質問する。【前默而後對】……前に景時が問ひ質せしときには、返答せしりて、後に重忠が問ひ質せしときには、返答せしなり。【慨然】……嘆息する貌。【談偶涉觸犯】……談話が、はからずも、貴下の御氣に障るやうな事に及んだ。涉は及ぶの義。【噫】……あ。歎聲なり。【嚮者】……音キヤウシャ。先日。【役】……戦役。【亡】……うしなふ。【回轡】……くつとみをかへす。馬のたづなを引き返す。馬の方向を變じて引き返す。【搏】……うつ、組討ちする。【明覈】……音メイカク。はつきりと明なること。覈は、之を考へて實あらしむる也。蔽はれたる事實の明かにせらるゝを云ふ也。

この戦に於て、相模の人平岩重吉といふ者が、朝定の叔父なる朝成を生捕つた。しかるに、氏綱の部下の一隊の將たる山岡某といふ者が、來つて朝成を奪ひ取つて、之を氏綱の旗下に差し出しあが、重吉が、後から來つて、その手柄を争うたけれども、いづれとも決定しなかつた。氏綱は、そこで、ひそかに、平岩と山岡との鎧の鍔と馬の毛色とを記(シル)しておいて、そして、朝成を山角某に預けて、河越に禁錮して置いた。すると、山角は、親切に朝成を待遇して、時々酒盛をして打解けて談話した。あるとき、ゆづくりと物靜に、鎌倉時代の昔の事を物語つたが、その時に、山角が曰ふには、私はこんな事を老人から承つたことが御座ります。しかし、右大將賴朝公が陸奥の藤原氏を征伐せられたときに、陸奥の武勇なる大將由利八郎が、宇佐美實政に生捕にせられました。しかるに、天野則景が、その手柄を争ひました。そこで、右大將は、梶原景時と畠山重忠とをして、かはるべく、之を八郎に問ひ糾させられた。すると、八郎は、前に景時が問ひ糾したときには黙つて返答をせざして、後に重忠が問ひ糾したときには返答をしましたと云ふことで御座ります。これは、重忠には禮儀があつたからとの事で御座ります。勇士といふ者は、無禮なる振舞を以て之を犯すとの出來ないことは、かやうなもので御座りますと曰つた。すると、朝成は、歎息したので、山角が曰ふには、話が、圖らずも、御氣にさはるやうな事に及びましたと曰つた。山角は、この事を氏綱に告げ知らせた。すると、氏綱が曰ふには、黒絲緘の鎧を著て赤い馬に乗つた者は、重吉であると曰つて、そこで、重吉に褒美を與へた。氏綱が人を賞したり罰したりする事の、きつぱりとして明かる事は、いつでも、斯様なる風であった。

【参考】左に北條五代記の第一章を錄して以て参考に資す。

上杉朝成を生捕る事

聞きしは昔、武州河越の館（タチ）において、管領上杉五郎朝定と北條氏綱合戦は、天文六年七月十五日なり。朝定打ち負け、滅亡したまひぬ。敵の軍兵敗北する中に、上杉左近大夫朝成の郎従、あまた取つて返し討死す。其隙（ヒマ）に朝成多くのかたきをのがれ給ひぬ。後たゞ一騎に成つて落ち行く所に、相模國の住人平岩隼人正重吉、是れを見て、追ひかけ、あはれ大將と見えたり、敵にうしろをあやなく見せ給ふ物かな、引つ返し勝負を決せよと、名乗りかくる。朝成のがれ難く、駒引つ返す。隼人正、馬上よりくんで落ちはじめは隼人正下に成りしが、元いやと、ねぢ返し上になりたり。味方に山岡豊前守落ち合ひ、郎等あまた来て、敵を生捕り、隼人正をばおしへだて、奪ひ取つて、氏綱の御前へ参じたり。又隼人正來て、この敵をば、それがし組み伏せ候處に、豊前守跡より來て、うばひ取るよし、相論に及ぶ。氏綱、其者の申す言葉、並に兩人の馬鎧の毛を記（シル）しおかれ、生捕をば、山角信濃守に預けらる。彼の兩人相論の實否決しがたし。生捕に只今尋ねるといふとも、あへて以て答ふべからず。氣色を見合はせ、尋ねべし。彼の左近大夫朝成は、上杉修理大夫朝興の弟、朝定の子也なり。いたはり候へと給はられたり。合戦の後、氏綱、河越の城に入り給ひぬ。信濃守、朝成の居所へ参じ、折々昔を語りなぐさめぬ。頼朝公奥州へ發向の事を語る所に、朝成いはく、頼朝、みちのくにて、合戦の事、古記にもくはしくは見えず。いかなる文にしておきたるやと問ふ。信濃守いはく、或る老士の物語を聞きおぼえ候。語りて御つれぐをなくさめ申すべし。頼朝公、奥州泰衡退治として、文治五年七月十九日、鎌倉を打ち立ち、八月十日、阿津賀志山の合戦に、頼朝公討ち勝つて、秀衡が子ども悉く誅罰し、所々のたゞかひに切り勝ち、陣が岡に著御し給ふ。九月七日に、宇佐美平次實政、泰衡が郎従由利八郎を生捕り、相具して、陣が岡に參上す。然るに、天野右馬丞則景、是れを生捕るの由相論す。二品、行政に仰せ付けられ、兩人の馬竝によろひの毛等をしるしおかるゝの後、梶原平三景時、由利に向つていはく、汝は泰衡が郎従の中に名有る者なり。何色の鎧著たる者の汝を生捕るやと云ふ。由利答へて、汝は兵衛佐殿の家人か、今の口状過分の至り、たどへを取るに物なし。故御館（ミタチ）は、秀郷將軍の嫡流の正統たり。以上三代鎮守府將軍のこうをも。汝が主人は猶ほかくのごときの言葉をばつかふべからず。いはんや又汝と我と、對揚の所いづれか勝劣あらんや。運盡きて囚人（メシウド）となるは、勇士の常なり。鎌倉殿の家人をもて、奇怪をあらはすの條、はなはだいはれ無し。問ふ所の事更に返答に及ばずと云々。景時、すこぶるおもてを赤め、御前に参じ、申していはく、此男悪日の外、別の言語なきの間、糺明せんとするに所なし。てへれば仰にいはく、無禮をあらはすによつて、囚人はそれをとがむか。尤道理なり。早く畠山次郎重忠に、是れを召し問はずべし。てへれば仍て重忠、手づから、しき皮を取り、由利が前に持ち來つて坐せしめ、禮を正しうして、いざなつていはく、弓矢にたづさはる者、怨敵の爲めにとらはるゝは、漢家本朝の通義なり。必ず恥辱と稱すべからず。中について、故左典既、永曆に横死あり。二品もまた囚人と成つて、六波羅に向はしめ給ひ、結句豆州に配流せられ給ふ。然れども佳運つひに空しからず、天下を取り給ふ。貴客生捕の名を取らしむといふとも、始終沈淪の恨みを残すべからざる。奥六郡の中に、貴客、武將のほまれを備ふるの由、兼てもて其名をとゞむるの間、勇士等勳功を立てんが爲めに、貴客をからめえるの旨、たがひに相論に及ぶによつて、鎧をいひ、馬の毛付をいひをはんぬ。かれらが浮沈此事をきはむべき者也。何色のよろひを著たる者に、生捕られ給ふぞや。分明に是れを申さるべしと。てへれば、由利がいはく、客は畠山殿か。ことに禮法を存じ、前の男が奇怪に似ず。尤是れを申すべし。黒絲おどしの鎧を著、鹿毛の馬に乗りたる者、先づ我を取つて引き返し、馬上にて組む。かれはさしくりて下手（シタデ）を取り、私は上手にありて馬上より落ちたり。されども折々粗忽に生捕の沙汰を申し出したり。御氣にかけ給ふべからずと申す。二品重ねて仰なく、幕をたれ給ひぬ。由利は重忠に預けられ、芳情を施すべき由、仰せ付けられ、重ねて由利八郎恩免に預る。是れ勇敢のはまれ有るによつてなり。但し兵具をゆるされずと云々。然らば能き郎等をば持つべき事なり。彼の由利八郎、頼朝公言葉のあやまりをとがめ、至極の道理をもて、主人の名をあげ、生捕らるゝ身として、勇士のはまれをあらはし、末代に名をとゞめ、希代の剛の者に候。御前に召し参らすべし。てへれば、重忠又是れを相具して、参上す。御幕をあげられ、是れを見給ひ、仰にいはく、ちのが主人泰衡は、威勢を兩國の間にふるひ、刑を加ふるの條、難義のよしを思召すの所に、よのつねの郎従なきかの故に、河田次郎一人が爲めに、誅せられをはんぬ。凡そ兩國を管領し、十七萬騎の官首たりながら、百日相さゞへず、廿日が中に、一族みな滅亡す。いふに足らざる事なり。由利申していは

氏綱威聲益布遠近。武藏下總諸城往往降附。獨足利高基弟義明在下

總御弓與氏綱爭強。義明初與高基相惡。亡依里見義弘。略其傍地。兵

力稍張。高基害之。請氏綱圖之。先是。義明。義弘以兵艦數百艘抵鎌倉。

毀鶴岡祠。抄掠寶物。氏綱曰。吾將代神行罰也。將兵赴擊郤之。七年再

發兵攻御弓。義弘舉安房。上總兵來救。義明斬首二千餘級。九年再造鶴岡祠。

于鴻臺大破之。走義弘。獲。義明。斬首。再造鶴岡祠。

字解【威聲】……威勢と聲望。【布】……しく。【亡】……に。【抵】……至る。【抄掠】……音セウリヤク。掠め取る。【鴻臺】……下總に在り。

講義氏綱の威勢と名聲とは、ますく遠近に布き及んで、武藏、下總の諸城は、往々、降参して附き從つた。たゞ足利高基の弟の義明が、下總の御弓に居つて、氏綱と、強さを争うて居つた。義明は、はじめ、高基と仲が悪かつたので、逃げて、安房の里見義弘にたよつて、その近傍の

土地を切り取つて、兵威が、やゝ盛んになつたので、高基は、之を邪魔に思ひ、忌み嫌つて、氏綱に頼んで、之を亡ぼさんものと算段をした。これより以前に、義明と義弘とは、兵船數百艘を引き連れて、鎌倉に押し寄せ、鶴岡の八幡宮を打ちこはし、その寶物を掠め取つた。そこで、氏綱が曰ふには、「吾は、まさに神様の代りに誅罰を行はうとするのである」と曰つて、兵を引き連れて、出かけて行き、之を擊つて、追ひ退けた。天文七年に、氏綱は、再び兵を繰り出して、御弓を攻めた。すると、義弘は、安房、上総の兵を引き連れて、來つて、義明を救うた。十月に、氏綱は、義明、義弘と、鴻臺に戦つて、大に之を破り、義弘を敗走させ、義明を打ち取り、首を斬つたことは、二千餘級に及んだ。九年に、氏綱は、鶴岡の八幡宮を再建した。

關東士民望氏綱風歸者日衆畿内西國商賈亦往往避亂來寓小田原日益殷實聲氣與上國相通東國道士歲詣大峯者過界浦見鳥銃于市持歸獻之氏綱關東之有鳥銃自伊勢氏始後益召致銃工及根來寺僧善銃者以助兵威十年氏綱病卒年五十五嫡子氏康立年甫十六。

字解【商賈】……音シャウコ。商賣人。【寓】……寄宿する、假住居する。【殷實】……音インジツ。殷は盛なり、實は充なり。土地がにぎはひ人口が充實すること。【聲氣】……景氣。意氣込み。【上國】……かみがた、即ち京畿。【道士】……山伏、修驗者。【大峯】……大和に在り。【界浦】……和泉に在り。【鳥銃】……鐵砲。【根來寺】……紀伊に在り。【甫】……はじめて、やつと。

語義かくて、關東の士民で、氏綱の風を望んで、之に附き従ふ者が、日まことに多く、畿内や西國の商賣人も亦、往々、その地方の戰亂を避け、來つて、假住居し、小田原は、日にく、益々、繁昌して人口も澤山になつて、その景氣は、上方の諸國と相通するに至つた。東國の山伏の、年大峯に參詣する者が、界浦を通り過ぎて、市中に於て鐵砲を見て、持ち歸つて、之を氏綱に獻上した。關東地方に、鐵砲があるのは、伊勢氏から始まつたのである。その後、氏綱は、ますく、鐵砲銀治及び根來寺の坊主の鐵砲を打つことの上手な者共を呼び寄せて、兵威を助けた。天文十年に、氏綱は病氣で死んだ。その年は五十五歳であつた。長男の氏康が、跡を嗣いだが、その年はやつと十六歳であつた。

當是時上杉朝定勢力削蹙獨上杉憲政雄長東北憲政憲總孫也。今川氏親子義元與甲斐國主武田信虎皆通好於憲政。憲政驕惰。其嬖臣菅野信方。上原兵庫專其政。政多偏私。憲政獨耽遊宴蓄舞妓數十人。國內成風。

不復問武事常微伊勢氏曰彼小家耳何能爲老臣長尾意玄獨以爲患先是本間某井俣某以卒長有戰功憲政之嗣立也。令管内禁射鹿菅野上原犯禁史不敢告本間井俣邑其傍相雜射獵乃爲人所告失邑屏居意玄乃召之授計遣佯仕氏康以伺察之。一人赴小田原因多目氏請曰山内公疏忠近佞臣等獲罪至此縱令得免不願仕也願得仕君公多目頗疑之且收充行伍居歲餘一一人乃亡歸平井具狀告意玄君公多目頗疑之且收充行伍居歲餘一一人乃亡歸平井具狀告意玄等禮節威重自持而錄功不略下賤其用士無老無少皆適其器其子弟雖非嫡嗣皆給俸充用有功則進之故其下畏而愛之人人自奮願爲效死而上杉氏將士皆陰通款其不通者九人而已早雲遺言兩上杉之亡在我三世後其相隙則吾家之慶也意玄以二人所言告憲政因與朝定和令國內禁奢華講武備錄將士子弟乃復二人邑。

字解【削蹙】……音サクシユク。削られ縮まる。【驕惰】……心おどりてなまける。【嬖臣】……音ヘイシン。御氣に入りの臣。賤しくして寵を得るを嬖と云ふ。【偏私】……えこひいき。【耽】……ふける。はまり込む。【國內成風】……一國皆その風習に染む。【不復問武事】……もはや武事などをば捨て置いて心に掛けぬ。【微】……輕蔑する。微弱なる者として侮る也。【本間某】……近江。【井俣某】……左近。【卒長】……兵士の組頭。【失邑】……領地を取り上げられる。【屏居】……音ヘイキヨ。閉居、家に引きこもりて居る。【多目氏】……周防守。【山内公】……憲政。【疏

忠近佐】……忠義なる者を疎外して、媚び詔ふ者を親近する。【且收充行伍】……まづく召し使ふことにして、隊中に組み込む。【亡】……に沈没】……音チンキ。落ち著いて居つて、いざと云ふときには決斷善きこと。【不測】……心の内が測り知られぬ。剛柔兼濟】……手剛いところと手柔かなところとを兼ね用ひる。剛なるに偏せず柔なるに偏せざること。【自用刀槍】……自身に擊劍槍術の稽古をする。【能等禮節】……よく禮義節度を整へる。身分に應じて禮節を一樣にし、同じ身分にて誰には厚く誰には薄きと云ふこと無し。【威重自持】……おごそかに威儀をとる、重々しく構へて居る。【錄功不略下賤】……功勞を帳面に記録して賞を與ふ。【適其器】……人々の器量に相當するやうに使ふ。【給俸】……俸は月俸なり。扶持米を與ふ。【充用】……役に使ふ。【相陰】……互に仲が悪い。【廢】……目出たきこと、都合善きこと。【奢華】……奢侈華美、おごつて派手なること。【講】……はかる。【復色】……もとの領地を與へる。

講義 この時に當りて、上杉朝定は、その勢力が、だんぐと削られ縮まつて、たゞ上杉憲政だけが、北條氏の東北の地方に、雄長たるものであつた。憲政は、憲總の孫である。今川氏親の子なる義元は、甲斐の國主なる武田信虎とともに、いづれも、好ヨシミを憲政に通じて居つた。憲政は、心驕つてなまけ、その氣に入りの家來の菅野信方と上原兵庫とが、その政事を自分勝手にし、その政事には、依怙蠱眞の沙汰が多かつた。しかるに、憲政は、たゞく遊んだり酒盛したりすることには、まことに、はまり込んで、舞子數十人を養つて置き、それが一國中の風習となるに至り、もはや武事をば心に掛けて吟味することは無く、平生、伊勢氏をば、微弱なる者として輕侮して曰ふには、彼れ伊勢氏は小さな家であるから、どうして事を仕出來すことが出来やうぞと曰つて居つた。たゞ家老の長尾意玄だけが、伊勢氏を以て、心配すべき者だと思つて遣り、いつはつて氏康に仕へて其様子を偵察させることにした。本間、井俣の兩人は、その禁制を犯したけれども、役人は、兩人の勢力を畏れ懼つて、敢て申し出でることを致さなかつたが、本間と井俣とは、その近傍に領地を持つて居つたので、その中にまじつて、鹿を射て獵をしたところが、人に告發され居つた。これより以前に、本間某、井俣某と云ふ者は、組頭であつて、戰功があつたが、憲政が家督を相續して立つたとき、領内に命令して、鹿を射ることを禁じたのに、菅野、上原の兩人は、その禁制を犯しまして、私共、氏康の人柄をつくじ見まするに、落ち著いて居つて、決断が善く、その心の奥底は分らぬ位で、強いところと弱いところとを兼ね用ひ、時としては書を読み、時としては自身に劍術槍術を稽古し、能く禮義節度を整へ威儀をおこそかにして重々しくかまへて居ります。そして、手柄がある者を取り立てるには、どんな身分の下賤なる者をも疎略にせず、その侍を用ふるには、老人でも若い者でも、皆、其器量に相應する役目を申し附け、侍の子弟は、總領でない者にでも、皆、扶持康の爲めに命を捨てやうと願つて居ります。そして、又、わが上杉氏の將士は、皆、人知れず、内通して居りますと御座ります。たゞひ、わづかに九人しか御座りませぬ。さきに、早雲は遺言して、山内、扇谷の兩上杉が滅亡するのは、わが三代の後にあるだらう。兩上杉氏が互に仲が悪いのは、吾が北條の家の幸であると曰つたと云ふことで御座りますと曰つた。意玄は、この兩人の言つたところの事を、憲政に告げた。憲政は、そこで、朝定と和睦し、國內に命令して、奢侈華美を禁じ、武備を謀り、將士の子弟どもを取り立て、そこで、本間、井俣の兩人

の舊の領地を復し與へることにした。

菅野。上原嫉之。與其族黨謀。上書於憲政曰。早雲伊勢丐兒也。倚今川氏之力。以攘伊豆。小國賤人之裔。何足爲慮。而我諸老過。畏怖之甚。可笑也。天下右族。西有大内。東有山内。山内公號令。遠及陸奥。出羽。麾下將帥三倍小田原者。可得五六人。而瞿瞿然。正兒子孫是怖。遣閒諜。調消息。獨不顧鄰近之囁乎。本間。井俣背旨獲罪。而遽復用之。世謂上杉氏無人也。臣聞。氏康喜歌詠。比頑童。不知武事。其將堪事者。獨根來法師耳。其下常相恐曰。管領命駕矣。北條氏立塙粉矣。關東將士。馴服我公威德。非僧善弓者。祿之曰。何遽下根來法師也。憲政歲入漸減。其兵漸弱。而欲親往擊滅氏康。既命駕而旋止者再三。東人自是稱猶豫者。曰。管領命駕也。

字詮「族黨」……一族徒黨。「伊勢弓見」……弓見は音カイシ。伊勢乞食。「擴」……ぬすが。「爲慮」……心配する。「諸老」……老臣ども。意立等を指す。「過要怖」……おそれ過ぎる。「右族」……勢力ある家柄。人の右にたつ家柄。「山内公」……上杉憲政。「瞿瞿然」……音ククゼン。驚遽の貌びくべくすること。「間謀」……まほし者。即ち本間、井俣を云ふ。「詫消息」……様子をうかづぶ。「嗤」……嘲り笑ふこと。「比頑童」……比は、親む也。近づくる也。道理を知らぬ腕白子供を親み近づく。即ち小姓どもを昵び近づくること。「管領命駕」……管領憲政殿が御出馬にれば。「粧粉」……音セイフン。すくに粉な微塵になる。「馴服」……音ジユンブク。馴は順なり、なづき服従する。「詎」……たぶらかす、欺く也。「遊嬉」……あそびたはむる。「二人」……本間、井俣を指す。「何違」……どうして滅多に。「旋止」……また止めにする。「猶豫」……もづくづして決著のつかぬこと。

講義菅野、上原の二人は、之をそねみて、その一族徒黨の者共と相談して、憲政に上書して曰ふには、早雲は、伊勢乞食で御座りまして、今川氏の力をたよりとして、伊豆を攘み取つたもので御座ります。されば、その小國の下賤の人の子孫たる氏康は、どうして心配するだけの事が御座りましやうぞ。然るに、我が諸の老臣どもは、之を畏れ過ぎて居りますのは、笑ふべきことで御座ります。今、天下の強い勢力ある家族は、西に於ては大内氏が御座ります、東に於ては山内氏が御座ります。山内殿の號令は、遠く陸奥、出羽のはてまで及びまして、旗下の大將どもの中に、小田原（即ち北條氏を云ふ）に三倍するほどの領地を持つて居る者が、五六人は御座ります。然るに、これ等の本當に怖るべきものを怖れずして、びくべくきよとくとして、乞食の子孫たる氏康を怖れて、まほし者を遣つてその様子を伺はせるなど、云ふことは、他の事はさて置き、近隣の諸國の人々の嘲り笑ふのを、何とも思はずで御座ります。其臣下の者共は、常に相て、御告を蒙つたもので御座りますのに、あはて、また之を用ひるが如きは、世間の人々は、上杉氏には然るべき人物が無いのであると、思ふで御座りましやう。私共が承りますには、氏康は、歌をよむことが好きで、小姓若衆などを親しみ近づけ、性來なまけもので、武事などは辨へ知らず、その部下の大將の中で、物の役に立つ者は、たゞ、鐵砲を打つ根來の坊主共だけで御座ります。其臣下の者共は、常に相恐れて語り合つて曰ふには、管領憲政殿が御出馬になつたならば、北條氏は、立ちどころに粉な微塵となるだらうと曰つて居る将士どもが、あなたの御威光御恩徳になづき服従して居ることは、短い間のことでは御座りませぬ。されば、どうして、是非とも他人の力を借りなければならぬと云ふことが御座ります。今、扇谷殿と御和睦なされるときは、損をすることが甚だ多くて、誠につまらぬことで御座ります。どうぞ、我が君には御聞き入れに成らぬやうに願ひますと曰つた。憲政は、此上書を見て、大に喜んで曰ふには、意立がわれをだましたなどと曰つて、遊び戯れて居ると、初の通りであつた。山内の將士共の中、氏康に内通して居る者共は、本間、井俣の兩人に告げられたので、大に懼れて、菅野、上原に賄賂を贈つて、うよく取り成してもらつて罪を免れんとを求めた。菅野、上原は、憲政に説いて、二人を退け、引きつゝいて之を毒殺して仕舞つた。菅野、上原の二人は、又、諸家の家来どもの賄賂を取つて、建議して曰ふには、名ある家柄の跡嗣でも、年の若い者は、家を治めて行くことが六かしいから、各その領地をその家の家老に分け與へるが宜し御座ります。さうするときは、御恩を戴く者が多くなるで御座りましやうと曰つた。憲政は、之を聞き入れた。憲政は、又、高野山の坊主で弓を射ることの上手な者を召し抱へ、之に扶持を與へて、そして曰ふには、これならば、どうして滅多に根來の坊主に劣ることがあらうぞと曰つた。かくて、憲政の年々の收入はだんぐりに減少し、その兵士はだんぐりに弱くなつた。然るに、憲政は、自身に出掛けで行つて氏康を撃ち滅ぼさうと思うて、すでに、出馬の用意をさせて、また止めにしたことが、兩三度に及んだ。關東の人々は、これから後、もづくづして決著のつかぬことを、「管領の御出馬」と稱した。

十三年。今川氏親使使與憲政約。發兵臨伊勢氏境。上圍長窪城。氏康親將且援之。會使者至自河越。曰。兩上杉氏連和。合兵將來圍焉。氏康還。赴河越不見敵。乃聚諸將議曰。河越當兩上杉之衝。是必爭之地也。以一勇將守焉。吾可以致敵而大克之。衆推北條綱成。綱成猶幼。出奔相模。氏綱愛之。賜北條氏及其偏諱。常爲軍鋒。其旗黃色。書八幡二字爲號。其戰也。每馳突敵陣。連呼勝矣。所嚮無不勝。當是時。黃八幡之名聞八州。於是。氏康授之三千騎。令守河越而還。長窪圍亦解。

字詮「長窪城」……駿河に在り。「連和」……連合和睦。「衝」……打つて出る道筋。「必爭之地」……是非ともいくさをして争ひ合ふ場所。「致敵」……敵を引き寄せる。「偏諱」……音ヘンキ。その名の一字。即ち氏綱の綱の字を與へし也。「軍鋒」……軍の先鋒。「馳突」……かけまはり衝き進む。「黄八幡」……北條五代記に云はく、其上、河越には、北條上總守在城す。此人は數度の合戦に先をかけ、其名を得たる剛の者なり。旗は朽葉の地に八幡の二字を墨にて書きたり。皆人黄八幡とぞいひける。敵此はたを見て、恐れざるといふことなし。上總守、合戦のたびごとに、黄八幡の旗を真先にたて、團扇をあげて、衆をいさめ、勝つたぞ、くとばかりいふ人なり。上總守、一生涯、三十餘度の大合戦に、勝つたぞ勝つたぞといひて、勝利を得たり。味方も、此旗先だつを見ては、勝つたりくとおめき、いさみたり。是によつて、萬の引句（ヒキク）に

講義天文十三年に、今川氏親は、使を遣つて憲政と約束して、兵を繰り出して、伊勢氏との境界に打つて出で、長窪の城を圍んだ。氏康は、そこで、自身に兵士を引き連れて、まさに長窪を助けやうとした。折しも、河越からの使者が到着して曰ふには、山内、扇谷の兩上杉氏が、連合和睦して、兵を合はせて、來つて河越の城を圍み攻めやうとして居りますと曰つた。そこで、氏康は、還つて河越へ往つたが、敵が居なかつたので、そこで、諸将を集めて相談して曰ふには、河越の地は、兩上杉氏が打つて出る要路に當つて居るので、これは、是非とも戦をして取り合ひをすべき土地である。若し一人の勇將を以て此處を守らせたならば、われは、敵を引き寄せて、大に之に打ち勝つことが出来るのである。誰れか然るべき勇將はあるまいかと曰つた。すると、一同は、北條綱成を推薦した。綱成は、もと福島氏で、代々今川氏の大將となつ

て、遠江の土方城を守つて居つたが、その父正成は武田氏に殺され、綱成は其時まだ幼年で、相模に逃げて來たのであるが、氏綱は、之を愛して、北條氏といふ姓と其名の一字とを賜はつて、北條綱成と名乗らしめ、いつでも、軍隊の先鋒となり、その旗は黄色で、八幡といふ二字を書いて旗じるしとし、その戦ふときには、いつでも、敵の陣に向つて駆けまはり突き進み、つゝけ様に、勝つたぞくと呼ばり、その向つて進むところは、勝利を得ぬといふ事は無かつたので、この時に當りては、黄八幡といふ名は、關東八州に聞えて居つたのである。こゝに於て、氏康は、この黄八幡の綱成に、三千騎を與へて、河越を守らしめて置いて、自分は引き返した。すると、長窪の圍も亦解けた。

十四年。兩上杉氏大舉來攻。曰。此行必剪滅小田原。至河越。圍城數重。意期必取。綱成固守不下。上杉氏使使古河。請晴氏來助。氏康又以爲請。晴氏欲其兩解。依違答之。上杉氏臣難波田某。小野某。往說晴氏。曰。公以北條可親乎。曰。然。伊豆。相模非公所嘗領乎。曰。然。早雲。氏綱。擅興甲兵。掠取伊豆。相模。遂及武藏。下總邊傍。使公困蹙至此。其志不至盡取關東已爲公方。則不已也。彼今日亡上杉。明日必及古河。今之尊公者。乃挾以營其私焉耳。且北條之親於君也。新也。上杉之仕於君也。舊也。去舊就新。君何惑焉。今河越城當陷不陷。所患關東將士。觀望兩端。其心不一耳。君苟進大旆辱臨軍陣。則衆知所嚮背。戮力決前。必舉河越。河越舉。則乘勢席卷。拔小田原。滅北條氏。復君於鎌倉。而駢首仕之。如往昔矣。願公熟計之。晴氏曰。善。乃盡其士衆。至河越。上杉氏大喜。號令諸將。攻擊越

歲四絕其餉道。

字解【剪滅】……音センメツ。切り絶やす。【意期必取】……心中に、是非とも乗り取ることを、あてにして居る。【以爲請】……晴氏が來り助くることを請ふなり。【兩解】……雙方和解する。【依違】……依は附く也、違は背く也。よらずさはらず明白ならざること。【難波田某】……彈正。【小野某】……因幡守。【興甲兵】……軍を起すこと。【困難】……音コソンシユク。因みにちぢまる。【挾以營其私】……あなたが名門たるを小藩に取つて、それで以て、實は自分の仕事をする。【觀望兩端】……あちらこちらと旗色を見くらべて決心せぬこと。【進大旆】……御旗を押し立て、進む。旆は音ハイ。【嚮背】……向ふべきと背くべきと。即ち上杉氏に向ひ、北條氏に背くなり。【戮力】……力を合はせて。【決前】……決然として進む。【席卷】……席を巻くが如くに、たやすく、片端より攻め落す。【駢首】……くびをならべる、頭をならべる。【餉道】……音シャウダウ。餉は餉と同じ。兵糧を運送する道。

講義その翌年即ち天文十四年に、山内、扇谷の兩上杉氏は、大兵を擧げて、來り攻めて、曰ふには、此度の出陣には、是非とも小田原を攻め滅ぼしてくれやうと曰ひ、まづ、河越に到着して、城を幾重にも取りまして圍み攻めて、心に是非とも攻め落すことをあてにして居つた。黄八幡の綱成は、固く守つて、なかなか落城しなかつた。そこで、上杉氏は、使者を古河につかはして、晴氏が來つて助けてくれることを願つた。氏康も、又、同様の事を願つた。すると、上杉氏の家臣なる難波田某と小野某とが、出かけて行つて、晴氏に説きつけて曰ふには、あなたは、北條氏をば親しむべきものであると、御思ひに成りますかと曰つた。晴氏が曰ふには、いかにも左様であると曰つた。難波田等が曰ふには、いかにも左様であつたと曰つた。晴氏が曰ふには、いかにも左様であつたと曰つた。そこで、難波田等が曰ふには、早雲、氏綱は、自分勝手に、軍を起して、伊豆、相模をかすめ取つて、それから、どうく、武藏、下總の片隅にまでも及んで、あなたをして斯くまで御難儀なされることに至らしませんが、その志望は、残らず關東を取つて自分が公方となるに至らぬうちには、止めないで御座りましやう。彼れ北條氏は、今日上杉氏を亡ぼしましたならば、明日は、屹度、古河に及びますに相違御座りませぬ。北條氏が、今日、あなたを尊敬いたして居りますが、あなたが、若し御旗を押し立て、御進みになつて、辱くも上杉の軍陣に御出で下されることが、ならば、多くの人々は、どちらに附くべきかどちらに背くべきかと云ふことを知りまして、力を合はせて、決然として前進し、屹度、河越城を攻め落すと御座ります。其舊い方をすて、新しい方に御就きなさらうとするは、何といふ御考達ひで御座りますぞ。今、河越の城が落城すべき筈であつて、落城いたしませぬので、心配いたしますのは、關東の將士どもが、あちらこちらと旗色を見合はせて、その心が一つに決定しませぬことばかりで御座りますが、あなたが、若し御旗を押し立て、御進みになつて、辱くも上杉の軍陣に御出で下されることが、ならば、多くの人々は、しゃう。かくて、河越を攻め取りましたならば、その勢につけ込んで、席を巻くが如く、片端から攻め落し、進んで小田原を攻め取り、北條氏を滅ぼして、あなたを鎌倉に御還し申し上げて、われ等一同の者共が、頭をならべて、あなたに御奉公申しあげること、昔の様に致すで御座ります。頗はくは、あなた、よくく此事を御考へ下されよと曰つた。晴氏が曰ふには、宜しいと曰つた。そこで、晴氏は、あらん限りの士卒を引き連れて、河越に到着した。上杉氏は、大に喜んで、諸の大將どもに號令して、河越城を攻撃して、年を越え、河越城の兵糧運搬の道を四方から絶ち切つた。

氏康聞之曰。吾必赴援。獨恐城兵之不俟我而決死也。誰能往告我計者。綱成弟辨千代年甫十八從在氏康左右進請曰。此事至要臣請往焉。即爲敵所捕。拷掠百端至死無言矣。氏康乃謂之曰。往語乃兄善爲吾守。吾克兩上杉不出數月矣。女母遽出決死也。辨千代乃往。著上杉氏號單騎入城。

宇辞【俟】……まつ。【甫】……はじめて、やつと。【至要】……至つて大切なこと。【即】……もし。【拷掠百端】……色々様々と手をかへ品をかへて、拷問する。拷掠は音カウリヤウ。拷は打つ、掠は笞うつ也。【乃兄】……なんぢが兄。講義氏康は、此事を聞いて曰ふには、われは必ず出かけて行つて援ける積りであるが、たゞ心配なるは、城に立て籠つて居る兵士が、わが援けに行くのを待たずして、討死する覺悟を致さうも知れぬことである。誰か河越に行つて我が計畫を知らせるとの出来る者はあるまいと曰つた。綱成の弟の辨千代は、年はやつと十八歳で、氏康に従つて、側近くに居つたが、進み出で、請うて曰ふには、此事は至極大切なことで御座ります。私が何卒参りたいと存じます。もし、不幸にして、途中で敵につかまつて、手をかへ品をかへて色々様々と拷問されても死ぬまで決して申しませぬと曰つた。氏康は、そこで、之に向つて曰ふには、然らば、往つて、汝が兄綱成に、か様に言へ。吾が爲めに、善く城を守つて居つてくれよ。わが、兩上杉氏に勝つことは、數月以内の事であるから、汝は、あはて、城を出かけて死を決してはならぬとかやうに言へと曰つた。辨千代は、そこで、出かけて、上杉氏の記號をつけて、たゞ一騎で、城の中に入つて、その使命を果した。

當是時。氏康兵四守疆上諸城。在者裁八千餘人。乃自將赴援。憲政朝定并晴氏兵凡八萬騎。氏康計驕而襲之也。佯請和解。憲政等不聽。氏康出至入間河南。上杉氏兵來迎。氏康不戰而走。入小田原。問諜者曰。敵中云何。對曰。敵皆笑曰。豎子走矣。居五六日。又出至河南。敵來又走。又問諜者。諜者曰。敵曰。豎子不能復出。卽出走耳。莫復顧也。氏康曰。可矣。夜勒兵親誓。

之曰。吾聞戰道。衆不必勝。寡不必敗。顧士心和否如何而已。古曰。怯於小敵。而勇於大敵。吾數與上杉氏戰。以我一人當敵十人。以寡敵衆。何必始於今日哉。勝敗之決。在此一戰。汝將士其一心協力。唯吾所嚮。是視令其兵皆尙白布於鎧上。約之曰。遇不白者。輒斫勿取其首。令畢。乃引兵渡河。夜半直衝上杉氏軍。軍大驚擾亂。我兵縱橫奮擊。莫不一當百。殺傷二萬餘人。虜朝定。走晴氏。憲政八州豪傑。卽夜降。氏康者。九十餘姓。時十五年。四月。二十日也。

字詮【裁】……わづかに。纏と通す。【入間河】……武藏に在り。【謀者】……のびの者。聞者。【豎子】……音ジュン。小わづば。野郎め。【即】……もし。【勒】……音ロク。勢揃へする。【和否如何】……一致して居るか一致して居らぬか。【古曰】……昆陽の戦のときに、部下の將帥が後漢の光武帝(劉秀)を評して「劉將軍は、平生、小敵を見て怯くなるに、今、大敵を見て勇なるは、甚だ怪もべきなり」と云ひしを引用したる也。【何必始於今日哉】……上杉氏は多勢にして、我は小勢なるとは、何も今日に始まつたのではない。【在此一戰】……に在此一舉に作る。【尚】……加ふ。上に著ること。【研】……きる。刀にて斬る也。【勿取其首】……時間がかり勞力を費すことを欲せざる也。講義この時に當りて、氏康の兵は、四方に出かけて、行つて援けることにした。憲政、朝定は、晴氏の兵を井せて、凡そ八萬騎の大勢であった。氏康は、敵の心を驕らせて之を不意撃ちしやうと考へたので、いはつて、和睦することを請うた。けれども、憲政等は、承知しなかつた。氏康は、小田原から出掛けて、入間河の南に至ると、上杉氏の兵が來り迎へたので、氏康は戦はずして走りて、小田原に駆け込んだ。氏康は、かねて遣はしたる忍びの者に問うて曰ふには、敵の陣中では、何と云つて評判して居るかと曰つた。忍びの者が答へて曰ふには、敵は皆笑つて、野郎奴逃げた、と申して居りますと曰つた。それから五六日たつて、氏康は、又、出かけて、入間河の南に至ると、敵が來たので、又、逃げた。氏康は、又、忍びの者に問うた。忍びの者が答へて曰ふには、敵は皆笑つて、野郎奴逃げた、と申して、もはや氣に掛けて居る者はありませぬと曰つた。氏康が曰ふには、それでよしと曰つた。かくて、氏康は、夜、軍隊を勢揃へして、自身に、之に誓つて曰ふには、われが聞くところによれば、戦の道は、多勢の者が屹度勝つといふわけでも無く、小勢の者が屹度負けるといふわけでも無く、たゞ、部下の士卒の心が一致して居るか一致して居らぬかを顧みるべきものである。古の言葉にも、小勢の敵に

對しては臆病で、多勢の敵に對しては大膽、と云ふことがある。われは、たゞく上杉氏と戰つたが、味方の一人を以て、敵の十人に當つた。されば、小勢の味方を以て多勢の敵に向ふことは、これまで度々の事であつて、何も今日の戰が始めてあると云ふでは無い。勝敗の分け目は、この一戰に在るのである。汝等將士どもは、心を一つにし力を合はせて、たゞく吾が向ふところを見て、その方へ進めと曰つた。又、その兵をして残らず皆、鎧の上に白い布を著けさせて、之と約束して曰ふには、白くない者に出遇つたならば、すゞに容赦なく討ち取れ。しかし、むだに時間費すことになるから、その首を取つて來ては相成らぬと曰つた。かくて、その命令が終ると、そこで、兵を引き連れて、入間川を渡つて、夜半頃に直に上杉氏の軍勢を目がけて突撃した。上杉氏の軍勢は、大に驚いて、さわぎ亂れた。我が味方の軍勢は、之につけて、縱横に奮撃して、一人を以て百人に當らぬものとは無く、二萬餘人の敵兵を殺したり傷つけたりし、朝定を生捕り、晴氏と憲政とを敗走させた。關東八州の豪傑どもで、その夜のうちに、氏康に降参した者は、九十餘族の多きに及んだ。時に、天文十五年四月二十日であつた。

是夜。難波田。小野皆死。本間某。單騎止戰。本間軀幹魁偉。纍九燈于竿。以爲背旗。曰。吾以燭闇主之間也。與我將大導寺某鬪。授之九燈。曰。吾母復用此也。子用爲標。好仕北條公。乃死。大導寺自是以九燈爲記幟。云。

字解「軀幹魁偉」……音クカンクワヰキ。身體の大きいこと。
「九燈于竿」……九個の提燈を竿に繋ぎかけること。累は一に累に作る。字相通
「九燈」……驥河守。標……音ヘウ。するし。記幟……音キシ。差し物のしるし。
〔講義〕この夜、難波田、小野などは、皆、討死して仕舞ひ、本間某は、たゞ一騎で、踏み止まつて戦つた。本間は、その身體が大きくて、九つの提燈を竿につるして、それを差し物として居つて、そして曰ふには、われは、此提燈を以て、事理に闇い主君の闇きを照らすのであると曰つて、かくて、我が將の大導寺某と鬪つて、之に例の九つの提燈を興へて曰ふには、われには、最早、これは不用である。貴殿は之を用ひて、しるしとして、よく御主君の北條殿に奉公せられよと曰つて、そこで討死した。大導寺は、これより、九つの提燈を以て、差し物のしるしとすることに成つたと云ふことである。

天明。上杉氏麾下諸將。聞氏康兵寡。則大悔憤。欲乘其疲。再戰。返至河越。則氏康已入松山城矣。諸將聚議不決。綱成自城内瞰之。開門突出。身先士卒。呼曰。勝矣。敵軍相驚曰。黃八幡也。卽敗走。綱成往松山。見氏康。賀戰。

捷。氏康慰勞之。論功行賞。撫納降附。威振關東。關東諸國皆爭通好焉。

字解「天明」……一に翌日に作る。「麾下」……音キカ。旗もと。「海價」……音クワイフン。後悔して無念に思ふ也。「松山城」……武藏に在り。

〔講義〕「瞰」……うかがふ。俯視を瞰といふ。見おろす也。
〔字解〕夜が明けてから、上杉氏の旗もとの諸將は、氏康の軍勢が少數であつたといふことを聞いて、そこで、大に後悔して無念に思ひ、そのまま居るのに附け込んで再び戦はうと思うて、河越に至ると、氏康は、もはや、松山城に入り込んで居つた。そこで、上杉氏の諸將は、集まつて相談したけれども、なかく決著しなかつた。すると、綱成は、河越の城内から之を見おろして、門を開きて突き出で、自身、士卒に先立つて、氏康に面謁して、戰捷の祝賀を申し述べた。氏康は、之を慰めいたはり、又、將士の手柄を評議して賞典を與へ、降参して附き従つた者どもを撫で納れ、その威勢は、關東に振つたので、關東の諸國は、皆、先を争うて、好みを通じた。

於是。憲政獨有上野。寵菅野。上原不衰。將士益離心。二十年。氏康率八州兵往擊憲政。七月。攻平井城。拔之。憲政出奔越後。依長尾輝虎。其老臣藤田。小幡。三川。成田等六人。以憲政子龍穉來降。氏康命神尾某。誅龍穉。燒夷平井城。兩上杉氏於是皆亡。而東國盡歸於伊勢氏。

字解「藤田」……右衛門佐。「小幡」……三河守。「三川」……未だ詳ならず。「成田」……左衛門尉。「神尾某」……次郎右衛門。「燒夷」……焼き拂ふ。

獨足利晴氏率其餘黨。不與氏康通。氏康乃移書讓之曰。臣父氏綱。與先公結婚姻。竭心翼戴。莫有貳心。以御弓氏之強武。氏綱啣密旨。不日滅。

之遠近稱其勳勞。而未幾何。將見誅。其子孫臣未知其說。河越之役。憲政促君之親臨也。臣乃白曰。不敢請援。請兩無所援。君已聽之矣。而又惑於讒臣。翻援憲政。臣又白曰。苟宥城兵死。則獻城而退。君又聽之。而攻擊不已。往事如此。其曲其直。天將監之。氏康不復能戴君矣。一千三年十月。將兵攻陷古河城。執晴氏。放之波多野。已而釋之。老於關宿。立其子義氏。居于鎌倉葛西谷。弘治元年。氏康使使入奏京師。曰。晴氏悖亂。不能統關東將士。臣謹與諸將士議。立其子義氏代之。遂爲請其官爵。詔授左馬頭。以氏康爲左京大夫。敍從五位下。

字解【移書】……手紙を送る。【讓】……せも、辭を以て責むる也。詰責する也。【氏綱與先公結婚姻】……先公とは、晴氏の父高基をさす。高基その子晴氏の爲めに、氏綱の女を娶れり。【翼戴】……音ヨクタイ。たすけいたゞく。【御弓氏】……高基の弟義明を云ふ。義明、御弓に居りて、御弓御所と稱せしを。氏綱之を討ちし也。【啞密旨】……内命を受ける。【不日】……僅の間に。【未知其說】……何の説か分らぬ。【讒臣】……難波田・小野を指す。【翻】……ひるがへる、反覆する。うらがへる。【往事】……これまでの事。【監】……かんがみる、昭覽する。【波多野】……相模に在り。【關宿】……下總に在り。【義氏】……その母は氏綱の女なり。【弘治】……後奈良帝の時の年號。【悖亂】……音ハイラン。道理にまとり行の亂れたること。

まし。私は、又、申し上げるには、若し貴方がいやしくも河越城中の兵士の死を御赦し下されたならば、私はその城を獻上して退却しましやうと申し上げました。貴方は、又、此事を御聞き入れになりました。然るに、その後も、河越城を攻撃なさることは、止みませんでした。これまでの事實は、此の如くで御座りました。貴方の御行為が正しからぬといふ事は、天道様が御昭覽に成ることで御座りました。然るに、其後、幾何の年月も立ちませぬのに、其子孫たる私共を誅罰なされやうとするのは、私は、其譯が分りませぬ。先般、河越の戦役において、憲政が貴方の御自身の御出馬を催促致しましたときには、私は、そこで、申し上げるには、私は、私を御援け下さいと云ふ事を強ひて御願申しは致しませぬ。願はくは、上杉氏の方をも、私の方をも、どちらをも御助け下さらぬやうに願ひます。と申し上げましたので、貴方は、すでに此事を御聞き入れになりました。然るに、貴方は、又、諭言する者共の説くところに御迷ひなされて、うらがへりして、憲政を御助けになり行の亂れたること。

詔書たゞ足利晴氏だけが、其殘つて居る徒黨を引き連れて居つて、氏康と交通しなかつた。氏康は、そこで書面を送つて、之を詰責して曰ふには、私の父氏綱は、貴方の父君高基公と、婚姻を結び、心を盡して輔け戴いて、決して二心無く、御弓御所のあれだけ強かつたのでござへも、氏綱は、貴君の父君の御内命を受けて戴くことは出来ませぬと曰つた。かくて、天文二十三年の十月に、氏康は、兵を引き連れて、古河城を攻め落葛西谷に置いた。弘治元年に、氏康は、使をして京都に入つて上奏せしめて曰ふには、晴氏は、道理にもとり行が亂れて居つて、とても關東の將士を統轄することは出来ませぬので、私は、謹んで諸の將士ともと相談して、晴氏の子の義氏を立てゝ、之に代らしめまして御座りますと曰ひ、もうく、義氏の爲めに、その官爵を願ひ出でたので、詔して、義氏に左馬頭を授けられ、氏康を以て、左京大夫となし、從五位下に敍せられた。

長尾輝虎計擊氏康。亦詣京師。請將軍足利義輝。自冒上杉氏。太田資正爲輝虎謀。諸將曰。關東將士。自古屬源氏。北條平氏也。胡爲附之。室町將軍已以輝虎爲管領。公等宜決嚮背焉。於是將士多送款輝虎。輝虎數入上野。氏康遣兵拒之。要有勝敗。二年。里見義弘又通輝虎。以兵艦八十艘。上三浦城島。氏康戍將梶原某。富永某。擊卻之。追戰海中。大獲而還。永祿二年。下總將士應輝虎。欲攻關宿。取晴氏。結城。晴朝來拒之。初晴朝與小山佐竹。宇津宮二族戰。氏康遣兵援晴朝。晴朝德之。故爲之守。已而聞三族應輝虎。攻結城。則辭還。

字解【自冒上杉氏】……上杉氏と名乗りしを云ふ。上杉憲政が長尾景虎に姓氏官號を譲り、こと、前の足利記に見ゆ。【太田資正】……三樂齋。【誂】……音テウ。言を以て呼び誘ふ也。説き附けて説ふこと。【決壘背】……これに附くか附かぬかを決定する。【更】……かはるぐ。【三浦】……相模に在り。【成將】……音ジユシャウ。そこを守つて居る大將。【梶原某】……備前守。【富永某】……三郎左衛門。【永祿】……正親町帝の

時の年號「徳之」……その恩義を有りがたく思ふなり。

説義 長尾輝虎は、氏康を撃たんことを企て、亦、京都に往つて、將軍足利義輝に願つて、自ら上杉氏を名乗つた。太田資正は、輝虎の爲めに、諸將を誘ひ諭して曰ふには、「一體、關東の將士は昔より源氏に附いて居つたものである。北條は平氏であるのに、どうして之に附き從ふの御座るか。今、室町の將軍は、已に輝虎を以て關東の管領と致された。貴殿等、之に附くか附かぬかを決定なさるが宜しい」と曰つた。ここに於て、將士どもは、多く好みを輝虎に運ぶやうになつた。かくて、輝虎は、たゞく上野に討ち入り、氏康は、兵士を派遣して之を拒いた。これが、かほるゝ勝つたり負けたりした。弘治二年に、里見義弘が、又、輝虎に一味し、兵船八十艘を以て、相模の三浦郡の城島に上陸したが、氏康部下の守將なる梶原某と富永某とが、撃つて之を退却させ、追つかけて、海中に戦つて、大に分捕して還つて來た。永祿二年に、下總の將士どもが、輝虎に一味して、關宿を攻めて足利晴氏を奪ひ取らうとしたが、結城晴朝が、來つて之を拒いた。はじめ、晴朝は、小山、佐竹、宇津宮の三族と戰つたとき、氏康が兵を派遣して晴朝を援けたことがあつて、晴朝は、その恩義を有難く思つて居つたので、それ故に、氏康の爲めに、拒ぎ守つたのである。とかくする中に、晴朝は、小山、佐竹、宇津宮の三族が輝虎に一味して結城を攻めやうとして居るといふ事を聞いたので、關宿を辭して還り去つた。

三年正月。輝虎率騎卒十萬來攻小田原。氏康議曰。輝虎慄悍無前。而智慮短促。不能持久。且以威力劫諸將。諸將必有不服者。吾厚集我兵。不與抗力。縱其猖獗。坐待其變。不損我兵。而彼將自潰矣。是兵法所謂。避其銳氣。擊其惰歸。不戰而屈人兵者也。乃盡召八州將士。舍其城邑。來保守小田原。三月。輝虎率諸軍至城下。氏康不肯出戰。輝虎攻之。不能拔。忍城主成田長康憤。輝虎無禮也。不告而去。將士稍稍亡去。皆叛。輝虎歸氏康。輝虎大驚。卻走。氏康令沿塗士民奪其輜重。輝虎狼狽。走歸越後。而東國歸伊勢氏者如故。

字解 「騎卒」……騎兵と歩卒。「慄悍」……音ヘウカン。性急にして勇氣あること。「無前」……勢盛にしてその前に立つて當る者なきこと。「智

慮短促 ……分別が淺まにして狭きこと。「不能持久」……長く持ちこたへて居ることが出來ぬ。「縱其猖獗」……勝手に狂ひあはれさせて置く。「兵法所謂」……孫子の軍事篇に出でたる語なり。「避其銳氣擊其惰歸」……敵の氣象の鋭くして盛んなる時を避け、だんぐりになまけ出して歸らんとする時を撃つ。孫子の軍事篇に云はく、朝氣は鋭く、晝氣は惰り、暮氣は歸る。善く兵を用ふる者は、其銳氣を避け、其惰氣を撃つ。是れ氣を治むる者なりと。「舍其城邑」……舍は捨と同じ。將は居城を舍て、士は知行所を舍て、「忍」……武藏に在り。「亡」……に。説義 「卻」……退く。「沿塗」……沿道、道筋。「輜重」……軍糧器物雜品を乗せたる車、小荷駄車。「狼狽」……音ラウバイ。うろたへる、あはてる。永祿三年の正月に、輝虎は、騎兵歩卒十一萬人を引き連れて、來つて小田原を攻めた。すると、氏康は相談して曰ふには、輝虎は性急にして勇氣強く、その勢盛にして、これに當るものは無いほどであるが、けれども、分別は淺まで、狭いから、久しう間持つて居ることは出來ないだらう。其上、威力を以て諸將を脅迫して無理に從はせたのであるから、諸將の中に、屹度心服しない者があるだらう。されば、われは、我が備を手厚くして、敵と力を張り合ふことをせず、隨意に敵のあはれるに任せて置いて、じつとして居つて、その變事の起るのを待つて居つたならば、味方の兵士をほ損せずして、敵は自ら崩れ散るであらう。これこそ兵法に謂はゆる、敵の氣象の鋭くして盛んなるを避けて、そのなまけ出して歸らうとするを撃ち、戰はずして敵の兵を屈服せると云ふものであると曰つた。そこで、氏康は、關東八州の將士を残らず召し寄せ、各々の居城や領地をば捨て、置いて、來つて小田原に立て籠らせることにした。三月に、輝虎は、諸軍を引き連れて、小田原の城下に到着したが、氏康は、出で、戰はうとはしなかつた。輝虎は之を攻めたけれども、攻め落すことには出來なかつた。そのうちに、氏康の推量の通り、忍の城主なる成田長康は、輝虎の無禮なるを憤つて、援護もせずに引き上げて去つて仕舞ひ、將士どもは、ぼつゝとだんぐりに逃げ去つて、いづれも、輝虎にそもいて氏康に附いた。輝虎は、大に驚いて、退却して逃げ走つた。そこで、氏康は、輝虎が通過する道筋の士民をして、輝虎の軍用荷物を奪ひ取らしめた。すると、輝虎は、あはてうろたへて、逃げ走つて、越後に歸つた。そして、關東の諸國が、伊勢氏に歸して居ることは、もとの通りであつた。

先是今川義元。其子氏眞。與武田晴信合兵。數臨境上。以爭我富士河東之地。氏康與嫡子氏政。俱會戰焉。不決。乃講和。氏康以女妻氏眞。爲氏政娶晴信女。十二月。氏康授國於氏政而老。

字解 「武田晴信」……大膳大夫。即ち信玄なり。「富士河」……駿河に在り。

説義 これより先に、今川義元と、其子氏眞とは、武田晴信と、兵を合はせて、たびく、國境まで出掛けて來て、我が富士川の東の領地を取らうと争うたので、氏康は、長男の氏政とともに、其處に打つて出で戦つたけれども、勝負が付かなかつたので、そこで、和睦し、氏康は、その娘を氏眞に妻はせ、そして、氏政の爲めに晴信の娘を娶つた。十二月に、氏康は、國を氏政に譲つて、隠居した。

五年。與晴信合兵。復取松山。松山者。太田資正屬城也。資正憾輝虎之不

終功也。遣使說里見義弘。六年。義弘出兵下總。與資正合。欲襲江戶城。城將遠山某譖知之。急修守備。而馳使報氏康。氏康。氏政將兵發小田原。與義弘夾鴻臺而陣。其夜候騎報曰。義弘兵卻。我先鋒遠山某。富永某。進濟搦木瀨。平旦引兵上臺上。敵將正木某。伏臺傍一里許。卒起要擊。我兵大敗。二將力戰死。餘兵大走。敵追至氏政陣。氏政麾兵。橫擊卻之。氏康已濟水。得敗聞。召諸將曰。吾欲爲二將雪恥。何如。氏政曰。曩者遣一卒。雜敵入其陣。還報曰。義弘在臺上。撿二將首。意色甚驕。曰。敵喪其良。度已退去。吾旦日濟水。追北殲之。乃釋甲休兵。是其可襲也。氏康曰。然。乃勒二軍。氏康。氏政自爲先鋒。會日且暮。大霧。咫尺不可辨。二軍自臺南北。鼓譟而登。聲震天地。義弘軍大驚潰走。氏康乘愛馬。名賀美。提白秘薙刀。手研三十騎。氏政等擒正木以下十八將。斬首五千級。義弘。資正僅以身免。於是上總安房諸城多望風降。四鄰益畏焉。

【解】松山武藏に在り。【憾】うちむ。殘念に思ふ。【終功】仕事を仕遂げること。【里見義弘】安房に在り。【遠山某】丹波守。【鴻臺】下總に在り。【候騎】斥候の騎兵。【搦木瀨】利根川に在り。【平旦】夜がまさに明けやうとする時。【正木某】大膳。【平】にはかに。【曩者】さきに。さき程。【意色】心と顔色。【喪其良】その良い家來を失くした。【馘】つくす。皆殺しにする。【咫】音シ。八寸を咫とす。【白秘】白柄。秘は音ヒ。兵器の柄。【薙刀】音テイヌウ。なぎなた。

【講義】永祿五年に、氏康は、晴信とともに、兵を合はせて、再び、松山城を取つた。松山と云ふのは、太田資正に屬して居つた城である。資正は、折角骨折つてやつた輝虎が、十分に成功しなかつたことを残念に思つたので、使者を遣はして、里見義弘に説いた。そこで、六年に、義弘は、兵を下總に繰り出し、資正と一處になつて、江戸城を不意撃しやうと思つた。すると、江戸城の守將遠山某が、しのびの者を遣はして、此事を知つて、急に、防ぎ守るべき備を整へ、そして、急使を以て、氏康に報告した。すると、氏康と氏政とは、兵を引き連れて、小田原を出發して、義弘と、鴻臺を中に挟んで陣取つた。その夜に、我が物見の騎兵が、報告して曰ふには、義弘の兵は退却しましたと曰つたので、我が先鋒の遠山某と富永某とが、進んで搦木の瀨を渡つて、夜明け方に、兵を引きつれて、鴻臺の上に上らうとした。敵の大將正木某は、鴻臺の近傍二里ばかりの處に、伏兵となつて居つたが、にはかに起つて迎へ撃つたので、我が兵は大に敗れ、遠山・富永の二將は、力の限り戦つて討死し、殘餘の兵は、大に敗走した。敵は之を追つかけて氏政の陣まで來た。すると、氏政は、兵を指圖して、横から撃つて、之を退却させた。氏康は、すでに、川を渡つてから、此敗軍の知らせを受けたので、諸將を召し寄せて相談して曰ふには、吾は、遠山・富永の二將の爲めに恥を雪がたいと思ふが、どうしたものだらうかと曰つた。氏政が曰ふには、さき程、一人の歩卒を遣はして、敵兵の中にまぎれ込んで、敵の陣中に入りしめましたが、その歩卒が還つて來て報告しますには、義弘は、鴻臺の上に在つて、わが遠山・富永の二將の首を寶檢して、意氣顔色ともに大に驕つた様子で、申しますには、敵は、その良臣を死なしめたことであるから、もはや退却して去つたであらう。われは、明日、川を渡つて、敵の逃ぐるを追つかけて之を皆殺しにして、それを申して、そこで、鎧をぬぎ棄て、兵を休息させて居ります。と報告しました。これこそ不意撃致しても宜しう御座りましやうと曰つた。氏康が曰ふには、いかにも左様であると曰つて、そこで、二隊の軍勢を勢揃へして、氏康と氏政とが、自身に先鋒となり、折しも日が暮れやうとして、霧深く、僅の距離も見分けることが出来ないほどであったので、二隊の軍勢は、鴻臺の南と北とから、攻大鼓を打ち鳴らし、喊の聲をあげて、鴻臺に登り進み、その聲は、天地を震ひ動かすほどであつた。義弘の軍勢は、大に驚いて、散りくにくづれ亂れて敗走した。その時、氏康は、賀美と名づくる愛馬に乗つて居つたが、白柄のなぎなたを提げて、手づから、敵三十騎を切り落し、氏政等は、正木以下の十八人の大將を生捕り、首を斬ること五千餘級にも及び、義弘と資正とは、やつと、自分等の身だけを以て免れた。ことに於て、上總安房の諸城は、多く氏康の風を望んで、降参し、四方の隣國は、ますく北條氏を畏れた。

十年十月。氏康與晴信合兵五萬。攻長尾輝虎于鷹橋。縱火城下。至其門還。以報小田原之役。輝虎不敢出。輝虎數窺河越。不得志。氏康有妾子三郎。輝虎欲養之爲子。以成和議。氏康聽之。於是諸國無事。

【解】廢橋。上野に在り。【小田原之役】弘治三年に在り。【三郎】景虎。

【講義】永祿十年の十月に、氏康は、晴信とともに、軍勢五萬人を合はせて、長尾輝虎を廢橋に攻め、城下に火を放ち、その城門まで往つて還り、かくして、輝虎が小田原に攻め入った戦の返報をしたが、輝虎は、押して出かけて來ることをしなかつた。輝虎は、たゞ河越をつけねらつて、隙間を見て攻め取らうと思つたけれども、思ふ様には成らなかつた。氏康には、妾の子の三郎といふものがあつたが、輝虎は、之を養子として和睦をしやうと云ひ出した。氏康は、之を承知した。ことに於て、諸國は、一先づ無事となつた。

及今川義元死。氏真承其後。而淫縱不親國政。晴信其母之弟也。陰謀其國。十一年十二月。晴信舉兵襲氏真。氏真逃走遠江。晴信不敢追。畱居府中。恐我兵救之也。乃遣辯士寺島甫安來說曰。請分駿河富士川以西屬武田氏。富士川以東屬北條氏。氏康。氏政怒曰。晴信規利以滅親。是豺狼也。今川氏吾祖宗所寄跡。且爲姻戚。吾必復氏真矣。乃執甫安。囚于伊豆。以兵四萬餘騎赴援。十二年正月。陣薩摩山。晴信陣興津。相持不戰。至四月。晴信度終不可支。夜拔其軍。開道逃去。氏真乃來奔。氏康。氏政分レ兵守諸城。爲氏真修府中城。

字解【承】……うく、繼ぐ也。【淫縱】……音インシヨウ。淫は嗜欲度に過ぐるなり。縱は恣なり、放なり。酒色に耽つて我儘勝手で、自身に國の政治を執らなかつた。武田晴信は、氏眞の母の弟であるが、其國を奪ひ取らんことを、人知れず巧み永祿十一年の十二月に、晴信は、兵を擧げて、氏眞を不意撃した。氏眞は、逃げて遠江に走つた。晴信は、強ひて之を追つかけやうとはせざして、畱まつて府中城に居つた。これは、晴信は、我が北條氏が氏眞を救ふことを恐れたからである。そこで、晴信は、辯舌の善い人寺島甫安といふ者を遣はして、來り説かしめて曰ふには、何卒、駿河國を分けて、富士川より西をば武田氏に屬し、富士川より東をば北條氏に屬することに致したいもので御座ると曰つた。すると、氏康、氏政は怒つて曰ふには、晴信は、私の利をはかり求めて、叔父と甥との間の人倫の親みを無くして仕舞ふといふは、これ、まことに山犬やおほかみにも比すべき奴である。元來、今川氏は、吾が先祖早雲公がはじめて身を寄せたところであり、其上に、縁類の聞柄である。われは、是非とも氏眞をもとに復すやうに致さうと曰つて、そこで、甫安をつかまへて、伊豆に拘置し、軍勢四萬餘騎を引き連れて、出かけて行つて氏眞を助けることにし、十

二年の正月に、薩摩山に陣取り、晴信は興津に陣取り、互に睨み合つて、まだ戦争をせずして、四月に至つたが、晴信は、とても持ちこたへることが出来ぬと考へて、夜、其軍勢を引き上げて裏道から逃げ去つた。氏眞は、そこで、北條氏の方に駆け込んで來た。氏康と氏政とは、兵を分つて、諸城を守らしめ、氏眞の爲めに、府中城を修復してやつた。

六月。晴信來入伊豆。軍于鳴島。會大雨。我兵夜襲其營。晴信驚。棄其牙旗而走。而關東將士多通晴信者。九月。晴信發二軍來襲小田原。時我兵大半戍駿河。小田原兵寡。十月。晴信來至城下。聲言。詣鶴岡神祠以告戰捷。氏康。氏政欲待其入鎌倉。而斷後殲之。令兵勿出。晴信乃引軍歸。甲斐。氏政弟氏輝等要之三增山。擊破其先鋒。而衆寡不敵。我兵遂敗走。氏輝獨身止戰。其臣大石某謂之曰。是非公死處。臣請代公死。進而死之。氏輝得閒馳走。馬中箭斃。其臣師岡某授其馬。免之。氏康。氏政將兵追晴信未至嶺三里。而敗報至。乃班軍。而戍駿河者。舍守赴難。十一月。晴信復舉國兵入駿河。諸城解走。獨北條綱重在蒲原。堅守不下。晴信知其不可。力取引兵而去。綱重出追之。晴信分兵直入其城。綱重戰死之。晴信陷府中。盡取駿河。氏康乃給氏眞以早川邑。而遣氏政及松田憲秀等擊晴信。

字解【營】……陣屋。【牙旗】……音ガキ。大將旗。【聲言】……言ひ觸らす。【斷後】……晴信の軍の後方を断ち切る。【三增山】……相模に在り。【大石某】……遠江守。【師岡某】……山城守。【班軍】……軍をかへす。軍勢を引きかへす。班は還なり。【赴難】……急難を救はんが爲めに駆けつける。【蒲原】……駿河に在り。【不可力取】……兵力にては取ることが出来ぬ。【早川邑】……相模に在り。【講義】六月に、晴信は、來つて伊豆に入り、鳴島に陣取つた。折しも、大雨が降つたので、我が北條氏の軍勢は、夜、晴信の陣營を不意撃ちする。と、晴信は驚いて、その大將旗を棄て、逃げ走つた。しかし、關東の將士の中に、晴信に一味して居る者が多かつたので、九月に、晴信は、二隊の軍勢を繰り出して、來つて小田原を不意撃ちした。其時に、我が北條氏の兵は、大部分は、駿河を守つて居つて、小田原には、兵が少かつた。十月に、晴信は、來つて小田原の城下に到着して、言ひ觸らすには、鎌倉の鶴岡の八幡宮に参詣して、戰捷を奉告すると言ひ觸らした。氏康、氏政は、晴信が鎌倉に入るを待つて、その軍の後方を断ち切つて、その軍の後方を断ち切つて、その軍の後方を断ち切つて、それを皆殺しにして、城を出ないやうにさせた。晴信は、攻めあぐんで、そこで、軍勢を引き上げて、甲斐に歸ることにした。すると、氏政の弟の氏輝等は、晴信の軍勢が甲斐に歸らうとするのを、三増山に待ちかまへて、その先鋒を擊ち破つた。けれども、晴信の方は多勢で、こちらは小勢で、敵することが出来ず、我が兵は、とうく敗戦して逃げ走つた。氏輝は、たゞ一人で、止まつて戦つた。その家来の大石某が氏輝に向つて曰ふには、これは、あなたが討死なさるべきところでは御座りませぬ。私が、どうぞ、あなたの代りに討死いたいと思ひますと曰つて、進んで、そこで討死した。氏輝は、それによつて隙間が出来たので、馳せ走つたが、その乗つて居る馬が矢にあたつて斃れ、又ぞろ困つて居るところへ、その家来の師岡某が、自分の乗つて居る馬を與へて、氏輝をのがれさせた。一方では、氏康と氏政とは、兵士を引き連れて、晴信を追つかけて來たが、三増山の嶺(タウゲ)の三里手前で、氏輝の敗軍の報告が來たので、そこで、軍勢を引き返した。そして、駿河を守備して居つた者は、その受持の守り場所を棄て、置いて、小田原の急難を救はうといふので、駆け付けて來た。十一月に、晴信は、ふたゝび、國中の兵を引き連れて、駿河に入つた。すると、諸城は守を棄て、逃げ走つたが、たゞ北條綱重だけは、蒲原に在つて、堅く守つて落城しなかつた。晴信は、これは逆も兵力を以て攻め取ることは出來ぬと知つて、兵を引き上げて去ると、綱重は、城から出て追つかけたので、晴信は、兵を手分けして、直ちに其城に入らしめ、綱重は、そこで討死した。かくて、晴信は、府中を攻め落し、残らず駿河を取つた。氏康は、そこで、氏真に、早川の莊を與へ、そして、氏政と松田憲秀等とを派遣して、晴信を撃たしめた。

元龜元年九月氏政與晴信相拒伊豆聞氏康疾作乃還十月氏康卒年五十六氏康攻擊四方往往以身當敵有大創數十而常用心於政治講源賴朝故事察吏之貪廉而黜陟之關東諸國倚而安焉嘗與晴信會晴信問河越戰略氏康曰是非吾功也綱成等忠勇所致耳其不矜如此故其士民皆以廉讓相尚趨君事如歸及其卒也無不哀慕

講義元龜元年の九月に、氏政は、晴信と、伊豆に於て、相拒ざ合つて居つたが、氏康が病氣になつたといふ事を聞いて、そこで、還つて來た。十月に、氏康は死んだ。その年は五十六歳であつた。氏康は、四方の諸國を攻撃し、時々は自身に敵に向つたので、大きな創が數十箇所もあつた。そして、平生、領地の内の政治に心を用ひ、源賴朝の故例を取り調べて之に倣ひ、役人との貪慾なると清廉なるとを察し、之を見分け、之を任免退したので、關東の諸國は、氏康をよりとして安堵して居つた。氏康は、あるとき、晴信と會合したことがあるが、その時に晴信は、氏康に、河越の役の戰略を問うた。すると、氏康が曰ふには、これは、吾が手柄では御座らぬ。綱成等が忠義武勇であつた爲めで御座ると曰つた。氏康が、自慢をせぬことは、此の如くであつた。それ故に、その士民は、皆、自ら名利を貪らずに、人を先にし己を後にして互に譲り合ふのを尊い事とする様になり、君の事の爲めに働くことは、自分の家に歸るが如く勇み進んで居つた。氏康が死ぬるに及んでは、哀かなほほものは無かつた。

氏政勇敢類氏康而器略不及氏康既卒甲斐將士欲乘喪攻氏政晴信方西擊織田氏以故不聽遂講和議氏政已無西顧之憂乃專經營東國天正五年夏擊里見義高破之義高請和獻其子義賴常陸國主佐竹義重亦效質子氏政於是授國於嫡子氏直而老氏政氏直皆襲氏康官爵晴信既卒子勝賴數出兵與織田氏德川氏爭大敗衄乃以重幣來請和且請娶氏政妹氏政許之自是武田氏遂爲我屬國六年輝虎卒二子景虎景勝爭國構兵景虎卽氏政第三郎也氏政爲景虎請援於勝賴勝賴許之景勝厚賂勝賴嬖臣勝賴變意遣兵助景勝攻殺景虎氏

政大怒。與勝賴絕。

字解【勇敢】……勇武果敢。勇氣があつて如何なる艱難をも物とせざ押し切つて進むこと。【器略】……器量才略。【已無西顧之憂】……晴信と和睦せしが故なり。【天正】……正親町帝の時の年號。【效】……いたず、差し遣はす。【氏康官爵】……從五位下左京大夫。【敗衄】……音ハイデク。敗軍すること。【重幣】……手厚き進物。【勝賴許之】……許は一に諾に作る。【勝賴娶臣】……長坂調閑、跡部勝資。【絶】……絶交する。【講義】氏政が勇氣あつて果敢なることは、氏康に似て居つたけれども、器量と智慧とは、氏康に及ばなかつた。氏康は、すでに死んで仕舞つたので、それ故に、之を聞き入れず、とうく和睦の相談をした。そこで、氏政は、もはや、西の方を顧みる心配が無くなつたので、そこで、専ら關東の諸國の始末を付けやうと思ひ、天正五年の夏に、里見義高を擊つて之を破つた。そこで、義高は、和睦を申し入れ、其子義頼を差し出した。常陸の國主の佐竹義重も、亦、人質として其子を氏政に送つた。氏政は、こゝに於て、國を長男の氏直に譲つて、自分は隠居した。氏政、氏直は、いづれも、氏康の官職と位階とを繼いだ。その頃に、晴信はもはや死んで仕舞つて、その子勝頼は、たゞく兵を繰り出して、織田請うたので、氏政は之を許した。これより、武田氏はとうく、我が北條氏の屬國となつた。六年に、輝虎は死んだので、その二人の子なる景虎と景勝とが、國を争うて戦を始めた。景虎は、即ち氏政の弟の三郎である。そこで、氏政は、景虎の爲めに、加勢せんことを勝頼に請うたが、勝頼はこれを承諾した。しかるに、景勝が、勝頼の御氣に入りの家來に、手厚き賄賂を送つて、頬を込んだので、勝頼は、心を變じ、兵を派遣して、景勝を助けて、景虎を攻め殺した。そこで、氏政は、大に怒つて、勝頼と絶交した。

織田信長既定畿内來約夾攻勝頼。氏政許之。七年九月。與勝頼相持于三島。八年。戰于浮島原。十年三月。信長與子信忠擊勝頼入甲斐。氏政。氏直。將兵三萬臨境上。勝頼困蹙。欲死。教夫人走小田原。夫人不聽。與俱自殺。信長既定甲斐。信濃令我德川公居駿河。令其將瀧川一益守西上野。居廐橋城。十年六月。信長爲其下所弑。一益將西歸鉢形城主北條氏郡。使告氏直而出陣。金窪與一益戰不利。一益兵乘勝而進。氏直

先鋒設伏而佯走。一益陷伏。我兵前後擊之。斬首二千級。時甲斐。信濃大亂。德川氏。上杉氏爭之。氏政又令氏直率兵數萬會戰。不決。乃與共和定。西上野而還。

字解【三島】……伊豆に在り。【浮島原】……駿河に在り。【臨境上】……國境まで押し出す。【困蹙】……音コンシユク。困つて進退窮まるること。

【夫人】……夫人は氏政の妹なり。【信長爲其下所弑】……信長、京都本能寺に於て、その臣明智光秀の爲めに弑せらる。【鉢形】……武藏に在り。【金窪】……上野に在り。

講義織田信長は、すでに畿内を平定して仕舞つて、使をよこして、勝頼を兩方から挾み攻めることを約束させたが、氏政は之を承知した。天正七年の九月に、氏政は、勝頼と、三島に對陣し、八年に、浮島原に於て戦つた。十年の三月に、信長は、その子信忠とともに、勝頼を擊つて、甲斐に攻め入り、氏政と氏直とは、兵三萬を引き連れて、國境まで押し出しだ。勝頼は、大に困却して進退はまつて、自殺しようとして、夫人をして里方なる小田原に逃げさせやうとしたけれども、けなげなる夫人は承知せずしてともぐに自殺して仕舞つた。信長は、すでに甲斐、信濃を平定し、我が徳川公(即ち家康)をして駿河に居らしめ、部下の將瀧川一益をして西上野を守つて廐橋城に居らしめた。十年の六月に、信長は其臣下の爲めに弑せられたので、一益は、將に西に向つて歸らうとした。すると、鉢形の城主なる北條氏郡が、使をしてこの事を氏直に告げしめ、かくて、氏直は出で、金窪に陣取つて、一益と戦つたけれども、勝利を得なかつたので、一益の軍勢は、勝つた勢に付け込んで進んで來たが、氏直の先陣が伏兵を設けて置いて佯つて逃げると、一益は伏兵の中にはまり込んだので、我が北條氏の兵は、前とより夾み撃ちにして、首を斬ること二千餘級にも及んだ。その時に、甲斐、信濃が大に亂れて、徳川氏と上杉氏とが、之を取らうと争うたので、氏政は、又、氏直をして兵數萬を引き連れて、之と出合つて戦はしめたが、勝負が附かなかつた。そこで、ともぐに和睦し、西上野を平定して引き返して來た。

當是時。伊勢氏盡定八州。沃野千里。鑄山煮海。小田原繁華。爲關東都會。第一。然氏政漸驕侈。用人不別忠佞。初氏政之爲世子。從氏康略上野。與武田晴信合兵。軍松山。時方仲夏。有刈麥駄過軍前者。氏政見之。指問。左右何物。左右曰。麥也。氏政曰。盍炊以供賓。晴信哂曰。吾今而後知北

條氏大國也。郎君大國公子。故爲是言耳。夫麥者擊之。簸之。礪之。晞而春之者再。然後浸之。而炊之。今郎君乃欲直炊之。左右竊笑之。氏政不通下情。如以此以故國政日弊。老臣松田憲秀弄權柄。士民多被冤枉者。

字説【沃野】……音ヨクヤ。沃は灌漑のよきこと。沃野とは、肥えたる田野。【千里】……廣さを云ふ。【鎌山】……山より鑛物を採掘すること。【煮海】……海水を煮て鹽を取りること。史記の吳士澤列傳に、卽山鑛レ錢、煮ニ海水爲鹽語あり。蘇東坡の表忠觀碑に、鎌山煮海の語あり。【繁華】……戸數人口多くして盛んなすこと。【都會】……人物の多く集まる土地。【驕侈】……音ケウシ。心おびりて贅澤なること。【不別忠佞】……忠臣と佞人とを區別せぬ。【世子】……よつき。【仲夏】……夏の中頃。舊曆の五月頃。【駄】……音ダ。牛馬の背に物を積み載せる。【供賓】……御客に御馳走する。【晒】……わらふ。微笑する。【郎君】……若殿。【擊】……籠は者ハ。箕ミにてふるつて殻や塵を拂ひ去る。【鑠】……鑠は音ロウ。もみぢりをする。すり白にて板モミを去る也。【晞】……かはかす。日に乾す。【春】……うづく。白にてついて糠を除く也。【浸】……ひたす。水につけて置く。【下情】……下民の情。【冤枉】……音エンワ。無實の罪。

講義この時に當つて、伊勢氏は、殘らず關東八州を平定して、その領内には、肥えたる田野が千里も引きつき、山からは鑛物を採掘し、海か用ふるにも忠臣と佞人とを辨別しなかつた。はじめ、氏政がまだ跡取り息子であつたとき、父の氏康に従つて、上野を攻め取らんとし、武田晴信と、軍勢を合はせて、松山に陣取つたことがあるが、そのときに、丁度夏の中頃で、麥を刈つて馬に積み載せて陣營の前を通つたものがあつた。氏政は、之を見て、指して、あれは何物であるか、と左右の者に問うた。左右の者は、麥で御座ります、と曰つた。氏政が曰ふには、然らば、あれを御飯にたいて御客人に御馳走したら、どうだと曰つた。すると、晴信が微笑して曰ふには、われは、今となつて、やつと、北條氏が大國であると云ふ事を知つた。若殿は、その大國の公達であるので、それ故に、かやうな事を申されるのである。一體、麥といふ者は、先づ之をから芋でたゝき、次に箕にてふるひ、すり白に入れて磨り、日に乾してつき白にて春くこと兩度、さうして後に、水にひたして、御飯にたくので御座る。しかるに、今、若殿は、直に之を御飯にたかうと仰せられると曰つた。左右の者は、ひそかに之を笑つた。氏政が下々の事情に通ぜざることは、かくの如くであつた。それ故に、國中の政治は日に衰へすれ、家老の松田憲秀が、權力を振りまはし、士民中に無實の罪を著せられる者が多かつた。

嘗有^テ一僧過觀城門榜令曰。北條氏將亡矣。或走告^テ之市尹。市尹召僧問曰。聞汝謂^テ北條氏將亡。信乎。曰。信。曰。何以謂^テ之。曰。吾三十年前過觀榜

令。令四五條而已。今則三倍焉。夫德薄^{レハ}則政滯^ル。政滯^{レハ}則令煩^{ハシ}。令煩^{レハ}則衆離^ル。衆離^ル則君孤立^ス矣。君已孤立^ス不^レ亡而何待^{シテ}。市尹以^テ告^シ氏政。氏政不^レ爲^サ意。獨委任憲秀。

字説【榜令】……音バウレイ。制札。即ち禁制の箇條を記載せる揭示。【市尹】……音シイン。町奉行。今の市長の如きもの。【滯】……とゞこほる、停滞する。命令の行はれかぬこと。【不亡何待】……滅亡することの外に、何の待ち設けることがあるか。滅亡するのほか無きを云ふ。

講義あるとき、一人の坊主があつて、通りかゝつて、小田原の城門の前に立つて居る制札を見て曰ふには、北條氏は亡びかゝつて居ると曰つた。ある人が、駆け付けて行つて、この事を町奉行に告げ知らせた。すると、町奉行は、その坊主を召し寄せて、問うて曰ふには、聞くところによれば、貴様は、北條氏は亡びかゝつて居ると曰はれたと云ふことだが、本當で御座ると曰つた。坊主が曰ふには、私が左様申したといふ事は、本當で御座ると曰つた。町奉行が曰ふには、如何なる譯で左様な事を申されたかと曰つた。すると、坊主が曰ふには、私が、三十年以前に、此處を通りかゝつて、制札を見たときには、御布令は、わづかに四五箇條だけで御座つた。しかるに、今は、その箇條が、その三倍になりました。大體、君たる者の徳が薄いときは、政治が停滞して行はれぬやうになります。政治が停滞して行はれぬやうになります。政治が停滞して行はれぬやうになります。法令が煩はしく箇條が多くなります。法令が煩はしく箇條が多くなるときは、人が離散いたします。人が離散するより外は御座らぬと曰つた。そこで、町奉行は、此事を氏政に告げ知らせた。けれども、氏政は、それを氣にも留めずして、たゞ憲秀だけに政事を任せて置いた。

【参考】左に武將感狀記の一章を錄して以て参考に資す。

武將感狀記

氏政の世に至つて、六十餘州の遍參僧、關東に赴く時、相州小田原の驛亭に宿す、制札を見て嘆息して、北條家も末になり亡ぶべきの端顯れたりと云ふ。目代此の言を聞きて往きて町奉行に告ぐ、町奉行奇みて、彼の僧の所に使を以て、申し談ず可き事候間、御苦勞ながら私宅に來臨あれと云ひ遣しければ、老足道に疲れ候、休息して後参らんとて、暮に及んで来る、町奉行出で逢ひて、先づ辭儀を述べ、茶菓を出して後、承れば、爾々の出言ありと申す者の候、實にて候やと問ふ、客僧實にて候と答ふ、制札の箇條非理の事候やと問ふ、皆非理の事候はずと答ふ、其の時、町奉行、貴僧定めて博識なるべし、非理なくして亡ぶべき事昧暗なる吾儕の辨へざる所に候、願くは其道理を説きて惑を解かれ候へかしといへば、客僧我三十年以前此地を過ぎ候時は、制札の面僅に五ヶ條に候、今日見候へば、三十ヶ條に及び、威ありて士民心服する時は、法度の箇條簡少にして違ひざるものに候、國君の明蔽はれ威衰へて後、士民違く者多し、違く者多きに由つて、法度の箇條年毎に累り、政令瑣細になり候、是の故に、士民猶々安からず、國君を怨み謗りて、賢君にかへん事を求めるに至る、是士民の志の君主に離れたるにて候、士民の志君主に離れ候ては、誰と共に國を守り寇を拒き候しんや、我れ是れを以て亡ぶ可きの端顯はれたりと申候、事の是を求めずして心の非を咎め、自ら省み自ら戒められば、昔の盛世に還るべしと云ふ、町奉行大に感服して、客僧の云ふ所を具に書き留めたり、

十一年七月。氏直娶德川氏。信長既遇害。而其將豊臣秀吉代爲政於畿内。挾天子以令海内。德川氏。上杉氏。皆附之。秀吉屢使使來說曰。盍來朝京師。十四年八月。氏政遣弟氏規赴京師。不肯親往。如是者再三。氏政曰。秀吉欲以口舌取八州。蓋以弓箭取焉。秀吉怒。使使請戰。於是。氏政乃修城壘。蓄糧仗。八州將士。皆畱其部下。守城砦。而自聚于小田原。憲秀陰送款於秀吉。初。憲秀子新六。守戸倉城。與武田勝賴戰。數不利。氏直聞之。罵曰。新六怯夫。多亡我士。新六聞之慚恚。叛降勝賴。及勝賴亡。新六來歸。當誅。憲秀爲乞哀。乃宥死一等。屏去其邑。至是。新六又勸憲秀。因敵將堀秀政通款焉。秀吉昭之以伊豆。相模。令爲内應。氏政。氏直不之知也。與憲秀議。遣親族諸將。分守要害。美濃守氏規守葦山。陸奥守氏輝守竹浦。左衛門大夫氏勝守山中。氏勝。綱成孫也。閒宮康俊。朝倉重高爲副。與舊守松田秀植俱守焉。氏政賜刀於康俊。重高曰。勉之。康俊曰。臣以死從事。重高退。謂同僚曰。北條氏之滅。在於是役也。山中之城。版築不備。而命守焉。是棄我輩於敵也。吾視十餘年來政。多失道者。事可。

知矣。諸君謹之。

字解 [十四年八月氏政遣弟氏規赴京師] 豊臣記には、十六年の條の下におく。いづれか誤りなるべし。[口舌] 口さき。[糧仗] 音リヤウジヤウ。兵糧と武器。[砦] 音サイ。壘也。とりで。[戸倉城] 相模に在り。[怯夫] 音ケフ。臆病者。[乞哀] あはれみを乞り。[山中] 伊豆に在り。[版築] 版は板なり。築は土石をつき固むること。板と板との間に土石を入れてつき固むること。即ち城壁の普請(フシン)也。[事] なり行き。結果。[謹] 自ら警める也。

講鑑 天正十一年の七月に、氏直は、徳川氏から妻を娶つた。信長は、もはや殺害せられて仕舞つたが、その大將豊臣秀吉が、代つて畿内に居て政治を執り、天子を挾んで天下に號令し、徳川氏、上杉氏も皆之に附き從つて居つた。秀吉は、たびく、使をよこして說かしめて曰ふにかけて往くことをば承知しなかつた。かくの如きことが兩三度に及んだが、氏政が曰ふには、秀吉は、口さきで天下を取らうと思うて居るが、なぜ弓矢にかけて取らないのであるかと曰つた。秀吉は、怒つて、使をよこして戦争を申込ませた。こゝに於て、氏政は、城やとりでを修復し、兵糧武器を用意し、關東八州の將士は、いづれも皆、その部下の者共を詰めて鎌々の城やとりでを守らせて置いて、そして、自分等は小田原に衆まつた。しかるに、家老の憲秀は、ひそかに秀吉に内通した。はじめ、憲秀の子の新六は、戸倉城を守つて居つたが、武田勝賴と戰つて、度々負けたので、氏直は、此事を聞いて、罵つて曰ふには、新六の臆病者めが、多く我が士卒を無くなしたと曰つたので、新六は、之を聞いて、恥づかしく思ひ且つ腹を立て、そむいて勝賴に降参した。勝賴が滅亡するに及んで、新六は小田原に歸つて來たが、その罪は誅殺せらるべき筈であつたのを、父憲秀が新六の爲めに命乞をしたので、そこで、死より一等を赦されて、その領地に閉門して居つた。こゝに至つて、新六は、又、憲秀に勧めて、敵(即ち豊臣氏方)の大將なる堀秀政を經て、内通するやうになつたのである。そこで、秀吉は、餌とし始めたので、憲秀と相談して、親族や諸將を派遣して、それく手分して、要害の地を守らせることにし、即ち美濃守氏規は葦山を守り、陸奥守氏輝は竹浦を守り、左衛門大夫氏勝は山中を守つた。氏勝は黄八幡の綱成の孫であるが、間宮康俊、朝倉重高は、その副將となつて、もと守備者たる松田秀植とともに、この山中を守ることになつた。氏政は、刀を康俊と重高とに賜はつて曰ふには、しつかり骨を折つて遣つてくれよと曰つた。すると、康俊が曰ふには、私は命がけで此事に從事いたしましたと曰つた。重高は、氏政の前を退いてから、同輩の人に向つて曰ふには、北條氏の滅亡することは、此戦役にあるで御座らう。山中の城は、城の普請が未だ十分に出来上つて居ないので、之を拒ぎ守ることを命ぜられたのであるが、これは、我々を敵に棄てると同様で御座る。吾、十餘年このかたの政治をつくぐ見るに、仕方の間違つて居る事が多く御座るから、この後の結果は、大概分つて居ります、いづれ滅亡は免れぬ事で御座る。諸君御注意なされよと曰つた。

十八年三月。秀吉發兵二十五萬。自將來攻。德川氏爲其先鋒。二十九日。圍山中城。城兵力戰。斬敵將一柳直末。而敵衆已凌城齊登。康俊。秀植死之。

氏勝。重高遁走。徳川氏軍至酒匂。四月。竹浦及湯本守兵皆潰。西軍來圍小田原。氏直聞諸城失守。議曰。秀吉兵雖衆。而以威力相持。其心必不一。我兵雖寡。而五世君臣也。我欲要秀吉于險。一戰決雌雄。憲秀沮之曰。彼遠來糧餉不繼。我堅壁淨野。不戰而屈之。是先公已試之策也。何必行危僥倖。氏直乃止。憲秀潛使人告秀吉曰。城西北有石垣山。以爲牙營。則城内情狀無所遁隱。秀吉從之。一城大驚。

字解【凌城】……城壁を乗り越える。【酒匂】……相模に在り。【湯本】……相模に在り。【相持】……互に押へ合つて居る。【不】……一致せぬこと。【五世】……長氏、氏綱、氏康、氏政、氏直。【險】……箱根の險なり。【雌雄】……勝負。【糧餉】……音リヤウシヤウ。兵糧。【堅壁】……城壁を堅固にする。【淨野】……敵に取られぬやうに、田野の作物を奇麗に刈り取つて仕舞ふこと。【先公】……氏康をいふ。謙信、小田原を攻めしとき、氏康固く守り、肯て出で戦はず、謙信終に軍を引いて去りしこと、前に見ゆ。【城西北有石垣山】……武徳大成には、小田原の西南、笠挂山云々とあり。【牙營】……本陣。【情状】……様子。【一城】……城中の者悉く。

講義天正十八年の三月に、秀吉は、軍勢二十五萬を繰り出し、自ら大將となつて來り攻め、徳川氏が、その先鋒であつて、二十九日に、山中城を圍んだが、城兵は、力を盡して戦つて、敵(即ち豊臣氏の方)の大將一柳直末を斬つたけれども、敵の多勢の者は共は、はや城壁を乗り越えて一齊に登り、康後、秀植は、そこで討死し、氏勝、高重は、遁れ走り、やがて、徳川氏の軍は、酒匂に到着し、四月に、竹浦及び湯本を守備して居た兵は、皆、ちりぢりになつて崩れて仕舞ひ、西軍(即ち豊臣氏の方の軍)は、來つて小田原を圍んだ。氏直は、諸々の城がいづれも守を失つて落城したといふ事を聞いて、評議して曰ふには、秀吉が軍勢は、多勢ではあるけれども、威力を以て互に押さへ合つて持ちこたへて居るもので、その心は、必ず一致しては居らないであらう。これに反して、味方の軍勢は、少數ではあるけれども、五代の間、君となり臣となつて居る間柄である。されば、吾は、秀吉を險阻なる箱根に於て待ち受けて居つて、一戦争して、勝敗を決したいと思ふと曰つた。すると、憲秀が之に異議を挿んで曰ふには、彼れ西軍は、遠方から参つたもので御座りますから、兵糧がつかさせぬで御座りますから、こちらには、城壁を堅固にし、田野の作物を奇麗に刈り取つて仕舞ひましたならば、戦争をしないで、彼れを屈服させるで御座ります。どうして、是非とも、危き事を致して、まぐれ幸を求むるやうな事を致さねばならぬと云ふことが御座りますと曰つたので、氏直は、そこで、思ひ止まつて仕舞つた。かくて、憲秀は、ひそかに、人をして秀吉に告げさせて曰ふには、この小田原城の西北に石垣山といふ山が御座りますが、この山を以て御本陣といたされたならば、城内の様子は、残らず分りましやうと曰つた。秀吉は此言に従つて、石垣山に本陣を置いたので、城中の者どもは、皆、大に驚いた。

已而上杉景勝。與前田利家。以北陸兵來。攻上野松枝。城守大導寺政繁。出拒于坂本。不戰而走。遂降爲其先導。下廻橋。松山。沼田。蓑輪。河越。諸城。進圍鉢形城。城主氏郡在小田原。留守將士。堅拒不下。西軍別將二人。以秀吉命徇下野。上總。下總。下之。氏勝逃在其邑甘繩。氏政。氏直召之。氏勝答曰。臣何顏見君乎。當死於此。或譖其有貳心。氏政怒。會徳川氏招降。氏勝遂降之。五月。氏政弟氏房。出襲蒲生氏營。不利。西軍別將陷氏房邑岩槻。留守妹尾兼延死之。秀吉要遣別將三人。攻館林城。城帶大澤。敵造浮梁濟之。城兵死守不降。秀吉取氏勝書諭之。乃降。六月。西軍合兵攻忍城。謂城可灌也。募土人起堤防。城主成田長康在小田原。畠守知其不可灌也。陰出其人應募以收錢。既就。引水。城不漸一版。而敵沮水不得近。數日堤潰。西軍死者數百人。景勝。利家下鉢形。圍八王子城。城屬氏輝。其畠守横地監物遁之。狩野一庵。中山家範。金子家重。近藤助實。相謂曰。吾約奥州以死守。其可食言乎。與數百人殊死戰。利家在高處。望見壯之。問降將。知其姓名。使往降之。至則自殺矣。及事平。徳川

氏收用家範二子昭守信吉信吉稱備前守爲水戸傳者也。

字解【坂本】……上野に在り。【先導】……案内。【松山】……武藏に在り。【沼田】……上野に在り。【蓑輪】……上野に在り。【河越】……武藏に在り。【鉢形】……武藏に在り。【氏郡】……北條安房守。【別將二人】……淺野彈正少弼。木村常陸介。【徇】……よれまはる也。【甘繩】……相模に在り。【譜】……音シン。讒言する。【西軍別將】……上に同じ。【岩槻】……武藏に在り。【別將三人】……石田三成。大谷嘉隆。長束正家。【館林】……上野に在り。【浮梁】……音フリヤウ。舟橋。梁は橋なり。【濟】……わたる。【可灌】……水攻にすることができる。【收錢】……貢錢を取る。【就】……成る。成就する。【漸】……ひたす。【一版】……八尺を版と云ふ。【堤潰】……堤防が切れる。【八王子】……武藏に在り。【狩野一庵】……本氏は小幡。【奥州】……陸奥守氏輝。【食言】……約束せしことを實行せざること。【水戸傳】……傳は音フ。もり役。慶長十一年に、信吉を以て、水戸藩領房の附家老とせしを云ふ。

講義とかくする中に、上杉景勝は、前田利家とともに、北陸道の兵を引き連れて來て、上野の松枝城を攻めた。城の守將大導寺政繁は、出で、坂本に拒いだが、戦はずして逃げ走り、とうくその案内者となつて、廢橋、松山、沼田、蓑輪、河越などの諸城を攻め落し、進んで鉢形城を圍んだ。城主の氏邦は小田原に居つたが、留守せる將士どもが、堅く拒いで、攻め落されなかつた。西軍(即ち豊臣氏方)の別將二人は、秀吉の命令を以て、下野、上總、下総に觸れまはり、之を降参させた。氏勝は、山中の城を逃げてからは、其領地の甘繩に居つたが、氏政、氏直が之を召し寄せる。氏勝は答へて曰ふには、「私は、どの面をさげて貴方に御目にかかることが出来ましやうぞ。私は此に討死すべきもので御座ります」と曰つた。或る人が、氏勝には二心があることを讒言したので、氏政は怒つた。折しも、徳川氏が氏勝を招いて降参せしめやうとしたので、氏勝は、とうく之に降参した。五月に、氏政の弟の氏房は、出かけて行つて、蒲生氏の陣營を不意撃したけれども、勝利を得なかつた。西軍の別將は、氏房の領地の岩槻を攻め落し、留守して居つた妹尾兼延が、そこで討死した。秀吉は、更に別將三人を派遣して、館林城を攻めさせた。この時に城主の成田長康は小田原に居つたが、留守して居つた將士は、舟橋を作つて其澤を渡つて、攻め寄せたが、城兵は、必死となつて之を守つて居つて、ながく攻め落されなかつたのであるが、秀吉は、氏勝からの書面を取り寄せて、之を諭したので、やつと降参した。六月に、西軍は、兵を一處にして、忍城を攻め落したが、此城は水攻にすることが出来ると思つたので、土地の人民を募集して、堤防(ドテ)を築き上げた。この時に城主の成田長康は小田原に居つたが、留守して居つた將士は、其城をば水攻にすることは出来ないと云ふ事を知つて居つたので、ひそかに、人を出してやつて、敵の募集に應じて、賃錢を取らしめた。かくて、其堤防は既に出來上つて仕舞つて、水を引いたけれども、その城は、わづかに八尺ほどをも水に浸されなかつた。そのうちに、四五日立つと、その折角築き上げた堤防が切れ壊れたので、西軍の死んだ者が、數百人に及んだ。さて又、景勝・利家は、とうとう鉢形城を攻め落し、八王子の城を圍んだ。この城は、氏輝に屬して居るもので、その守将として居つた横地監物は、遙れ去つて仕舞つたが、狩野一庵、中山家範、金子家重、近藤助實などは、互に申し合つて曰ふには、「吾々どもは、陸奥守殿(即ち氏輝)に對して、命がけで此城を守ることを約束したから、その約束を履行しないわけには行かぬ」と曰つて、數百人ともに、必死になつて戰つた。すると、西軍の利家は、高い處に居つて、之を望み見て、之をあづはれる武者振と想つて、降参した大導に問うて、その姓名を知つて、之を使として行つて降参させやうとした。其使者が行つたときは、皆自殺して仕舞つて居た。その後、この小田原の戰役がすつかり落著して後に、徳川氏は、家範の二人の子なる昭守、信吉を召し抱へた。信吉は備前守と稱し、後に水戸藩の御附人となつた者である。

當是時里見佐竹氏及陸奥出羽豪傑皆降秀吉秀吉舉天下兵圍小田原氏政氏直勵衆堅守出令曰諸將士各守其所母妾相救更番休止休者遊息任意又分麾下士六百人晝夜巡警秀吉合圍百餘日終不能得一首級氏規守韋山秀吉以七將騎卒五萬攻之氏規謂其衆曰此地我高祖所由而起而吾受命守之失一障壁吾之恥也衆皆奮激其將朝比奈泰能等數出力戰西軍四面攻擊死傷無算乃築長圍不敢迫德川氏將小笠原某以手兵傅壁皆死秀吉更將疾攻陷其外城氏規親督戰卽日復之八州城壘皆陷獨小田原韋山不下

字解【陸奥出羽豪傑】……伊達、相馬、秋田、南部津輕等。【更番】……かはり番に。【遊息】……遊んで身體を休息させる。【任意】……勝手にする。【麾下】……音キカ。旗もと。【巡警】……城内を見廻つて非常をいましめる。【七將】……織田信雄、蒲生氏郷、蜂須賀政、福島正則、細川忠興等。【高祖】……先祖、早雲(即ち長氏)を指す。早雲は、はじめ韋山城より起れり。【一障壁】……一重の城壁。【無算】……數へ切れぬほど多い。【小笠原某】……丹波守。【傅壁】……傅は著く也。城壁のきはまで攻め寄せる。【疾攻】……手をびしく攻める。【親督戰】……自身に戦の指圖をする。督は、ひきぬ統まる也。

講義この時に當つて、里見氏、佐竹氏及び陸奥、出羽の豪傑どもは、いづれも皆、秀吉に降参し、秀吉は、天下の軍勢をつくして、小田原を圍んだ。氏政、氏直は、一同の者を勵まして、堅く拒ぎ守り、命令を出して曰ふには、「諸の將士どもは、銘々、受持の場所を守つて居つて、安らぎに互に助け合つては相成らぬ。又、かはりばんに休むことにし、休む者は、遊んで休息すること、勝手にするがよい」と曰つた。又、旗もとの兵士六百人を分けて、晝夜、城内を巡廻して、非常を警戒して居つた。秀吉は、小田原城を包囲すること百餘日にも及んだが、とうく首一つをも打ち取ることが出来なかつた。氏規は、韋山城を守つて居つて、秀吉は、七人の大將と騎兵歩卒五萬人を以て之を攻めたが、氏規は、その部下の一員の者に向つて曰ふには、「この韋山の地は、わが御先祖が、こゝから起られた所である。そして、今、吾は、仰せを蒙りて此城を守つて居るのであるから、もし城一重をでも失つたならば、吾が恥辱である」と曰つたので、一同の者は皆奮ひ勵んだ。その部下の將なる朝比奈泰能等が、たゞ一城から出で、力を盡して戦ひ、西軍は四方から攻撃したが、西軍の死傷は數の知れぬほど澤山あつた。そこで、西軍は、長

圍を築いて、むざとは押し寄せなかつた。徳川氏の大將小笠原某が、自分の手勢を引き連れて、城壁の近くに攻め寄せたが、皆、討死して仕舞つた。秀吉は、大將をかへて、きびしく攻めて、その外丸だけを攻め落したが、氏規は、自身に戦を指圖して、直に其日に、その外丸を取り戻した。かくて、關東八州の城とりでは、皆攻め落されたが、たゞ小田原と蘿山とだけは、落城しなかつた。

氏房在小田原。與敵將浮田秀家對壘。秀家以秀吉旨遣酒於氏房。曰。聊以慰城守之勞。氏房又遺物謝之。曰。聊以慰攻戰之勞。秀家遂使言於氏房曰。豐臣氏與北條氏非有宿怨。偶爾構兵。半歲不決。徒使天下人膏鋒鏑。今誠議和弭兵。則封以伊豆。相模。氏房以告。氏政弗答。時堀秀政既死。子秀治以秀吉密書投憲秀。憲秀欲導敵兵入城。少子英春爲氏直所寵。常侍左右。憲秀召而告之。英春號泣固諫。憲秀弗聽。而止。英春不使復入。遂與秀治約。約既定。英春夜以鎧櫃自盛。入見氏直。曰。君苟宥一人之死。則臣請告大事。誓而後告。氏直大愕。召憲秀詰而囚之。英春請宥其死。弗聽。秀治踐約至松田氏壘下。待報三日。望見其旗幟皆變。乃去。

字説【宿怨】……古くからの怨【偶爾】……音ゲウジ。ふとした事で。【膏鋒鏑】……鋒さきや矢さきに膏血をぬる。戦争の爲めに死すること。鋒は、ほこさき。鏑は音デキ。矢さき也。【弭】……やむ。【英春】……左馬助。【以鎧櫃自盛】……鎧櫃は音ガイトク。鎧びつ、鎧を入れる箱。盛は、ある。鎧櫃の中に自分の身を入れる。憲秀に知られぬやうに氏直のもとに至らんが爲めなり。【踐約】……約束の通り履行ふ。

講義 氏房は、小田原に在つて、敵の將浮田秀家と、壘を向ひ合つて居つたが、秀家は、秀吉の内命を受けて、酒を氏房に贈つて曰ふには、聊か御城攻の御苦勞を慰めまおらすと云つた。すると、氏房が、又品物を贈つて禮を述べて曰ふには、聊か御城攻の御苦勞を慰めまおらすと云つた。すると、氏房が、又品物を贈つて禮を述べて曰ふには、聊か御城攻の御苦勞を慰めまおらすと云つた。

つた。かくて、秀家は、とうく、人を遣つて氏房に言はしめて曰ふには、豊臣氏は、北條氏と、何も古い怨があるので御座らぬが、たゞ、ふとした事で、戦争を始めて、半年に至るまで勝負が付かず、徒々に天下の人をして鋒さきや矢さきに膏血を塗らしめるのみで、誠に詰らぬことで御座る。今、若し誠に和睦をして軍を罷めること、もならば、伊豆、相模の二國を以て北條氏を封ずることに致さうと曰つた。氏房は、此事を氏政に告げたが、氏政は何とも返事をしなかつた。その時に堀秀政は、はや死んで仕舞つて、その子秀治が、秀吉の密書を以て、憲秀の處へ投げ込んだので、憲秀は、敵兵を案内して此小田原の城中に入りしめやうと思つた。憲秀の末子の英春は、氏直の寵愛せられ、平生、氏直の御側に仕て居つたが、憲秀は、呼び寄せて此事を告げた。すると、英春は、泣き叫んで、たつて諫めたけれども、憲秀は聞き入れず、そして、英春を止めて置いて、再び氏直のもとに入らしめやうにし、とうく、秀治と約束して仕舞つた。その約束がもはや決定してから、英春は、夜、鎧櫃の中に、自分の身を入れて、人目を忍び、入つて氏直に御目に懸つて曰ふには、わが君が若し一人の死罪を御救し下されませならば、私は大事を申し上げたいと思ひますと曰ひ、氏直が救してやるとの誓を爲して後に、事實を告げた。氏直は大に愕き、憲秀を召し出して、詰問して後、これを拘禁した。英春は、先刻の誓によつて、其死罪を救されることを願つたけれども、氏直は聞き入れなかつた。一方では、秀治は、約束通りに、松田憲秀の壘の下に来て、その知らせを待つて居ること三日間であつたが、その旗や職を望み見ると、皆、松田氏のものとは變つて居たので、何か異変があつたのであらうと思つて、そこで、引き返して仕舞つた。

秀吉百方誘降。使黒田孝高。羽柴勝雅。因氏房說曰。方今北條氏之勢。如魚在釜中。而烈火烹之。蓋及今納降。取二國。以存先祀。氏房妻子。囚于岩槻。亦以書乞哀。氏房心折。勸氏政降。氏政曰。吾承父祖業。主於八州。爭武而失之。吾不必憾也。納降計存。死且不能。已而成田長康等。亦送予之武已多矣。今和議將成。子猶何守。宜來贊其議。答曰。氏規習於戰。不習於和。未能應命。徳川公請氏直書諭之。氏規不得已。撤守備。約封土事。自小田原西門入。則氏直已自南門出。蓋秀吉以陰謀間疏其父子。

後數徙封。終爲掛川城主。病卒。無嗣。國除。

字解

【狹山】 河内に在り。【岩畠】 三河に在り。【岡崎】 三河に在り。【慶長】 後陽成帝の時の年號。【掛川】 遠江に在り。【國除】 改易となる。領地を没収される。

講義 その後秀吉は、氏規が忠義にして勇武なることを思つて、狹山の城主として、一萬石を領せしめた。其後、氏盛、氏信、氏宗、氏治、氏朝守つて居つたが、慶長年中に死んだ。保科正直の子の氏重を養子とした。大阪の戦役に於て、氏重は先鋒に居つた。後、たびく領地を變へられ、仕舞には掛川の城主となり、病氣で死んだが、跡嗣が無かつたので、領地は没収せられ、家は断絶した。

外史氏曰。余聞早雲嘗召儒士。說黃石公三略。其首有言。曰。主將之法務攬英雄之心。早雲聞之曰。止矣。吾既得之矣。不復使說。嗚呼。有以夫。其以流寓漂泊之人。據有八州。以開五世之基也。夫足利氏。隳其綱維。權臣內亂。海內戰爭。所以然者。無他故焉。天下英雄。各以其心爲心。而主將不能收攬之焉耳。

字解

【黄石公三略】 黃石公が漢の張良に傳へたりと稱せらる。兵書の名。武經七書の一。上略、中略、下略の三に分つて、故に三略と稱す。

【攬】 ……とる。とり込む。撮持なり。【止矣】 ……やめよ。【吾既得之】 ……吾はもはや其事を會得した。【有以夫】 ……まことに道理である。

【漂泊】 水の上にたゞよぶが如く。うろつきまほつて、一定の住所なきを云ふ。【隳其綱維】 綱も維も共に大綱なり。天下を治むる大本に喻ふる也。天下を治むる大綱を取り落すこと。【權臣】 山名、細川、赤松、畠山などを云ふ。【内亂】 内にせめぐ、内輪喧嘩する。【收攬】 音シウラン。收め取る。引き寄せて我が者とする。

講義 外史氏論じて曰く、余は聞いたことがあるが、早雲は、ある時、學者を呼び寄せて、黄石公の三略といふ兵書を講義させたが、其最初に曰つてあるには、主將たる者の法は、出来るだけ、英雄の心を引き附けて取り込むものであると曰つてあつたが、すると、早雲は之を聞いて曰ふには、もう講義をすることを止めよ、われは、もはや其書の極意を會得したと曰つて、再び講義をさせなかつたと云ふことである。あゝ、早雲が、一定の住所なく、あちうちこちらと、うろつきさまよふ身でありながら、關東八州を手に入れて立て籠り、そして、五代の基を開いたのは、誠に譯のあることである。一體、足利氏は、政治のしめくくりをする大本を取り落し、權勢ある臣下共は、内輪喧嘩をなし、天下中が戦争

したが、さうなつたのは、他の譯では無く、天下の英雄が、銘々、自分々々の心を以て心として、そして、主將たる者が、之を取り込んで統べくすることが出来なかつたからである。

早雲蓋早有見於此。以爲天下之事可知已。故仗一劍之任。周流天下。以求用武之地。一得其地。雲蒸龍變。莫之或拒。夫以兩上杉氏百年故家。財賦之富。兵馬之雄。而早雲以赤手圖之。奚異錐鑿山哉。乃能戰勝攻取。制其死命者。果何所恃而然歟。亦以其結納英雄。得其驩心。兵寡而志一。地狹而力合。如同舟濟江。不期而救。以此臨敵。雖橫行天下。無難。而況於兩上杉氏乎。

字解

【仗一劍之任】 仗は、よる也。たよりとする。任は、擔なり、負なり、即ちもち物の義。一振の剣のもち物をたよりとして。【周流】 へめぐる。【雲蒸龍變】 雲がむらくと起り、龍が勢を得て變化して天に上るが如く。其の勢に乘じて盛に興りたるを喻へたる也。【赤手】 空手。【錐鑿山】 小さい錐を以て大なる山を掘る。及びもなきことなるを喻へたる也。【乃能】 それであるのに能く。【制其死命】 生かすも殺すも、我がさばき次第になる。【結納】 結び込む。【同舟濟江不期而救】 見ず知らずの者でも、同じ舟に乗り合はせて居れば、危急の際には、待ち設けずして助け合ふ。孫子に云はく、吳人と越人とは相惡し。其の舟を同じうし濟つて風に遇ふに當りては、其の相救ふや、左右の手の如しと。【横行】 大威張りで勝手氣盛に働く。

講義 早雲は、大體、早くから、この點を見極めて居つたので、天下の事は、今後如何なるか、知れ切つて居ると、思うて居つたであらう。それ故にわづかに一振の剣の荷物をたよりとして、天下の諸國を經廻り歩いて、わが武勇を用ふべき土地をさがし求めて、一たび其場所を見附けると、雲がむらくと起り、龍が勢を得て變化して上天するが如く、盛んな勢で勃興して、何人も之を拒むことの出來るものは無かつた。一體、山内、扇谷の兩上杉氏は、百年以來の舊い家柄で、財産收入も豊富で、兵馬も強く勝れて居つたのに、早雲が、から手で、之を攻め取らうと企てたのは、どうして、小さな錐を以て大きな山を掘りうがたうとするのと異ならうぞ、とてもく及びもつかぬことであるらしかつた。しかるに、戦ふときは勝ち、攻めるときは取り、とうく、その急所をおさへて、殺さうと活かさうと自分の勝手にする事が出来たのは、これは、果して如何なる恃とすべき者があつて、さうなつたのであるか。これも亦、早雲が、英雄を取り込んで、その歎びの心を得て居つたからで、兵數は少いけれども其志は一致し、土地は狭いけれども其力は自ら結合して居つて、たとへば、同じ舟に乗つて水をわたるときは、危急なる場合には、見ず知らずの者でも、互に救ひ合ふが如きもので、これを以て敵に臨んだならば、天下中を大威張りで歩きまは

ることも六かしくは無いのである。まして、兩上杉氏などは、何でも無い事である。

氏綱。氏康。所以續緒業致強大者。亦由此道也。至於氏政。氏直。已代兩上杉。以擅八州之富強。意滿志侈。不復用心於此。上下漸遠。君民不親。欲恃區區之法令。以制馭其下。而不知其下之心既已去之矣。將何恃以抗天下勁敵邪。

字解【續緒業】……續は、繼々也。緒は音チヨ、絲口なり。早雲が絲口を開いておいた事業を繼續する。【此道】……人心を收攬するの道。【意滿】……心に十分なりと思うて満足する。【志侈】……志がおどりたかる。【不復用心於此】……もはや人心を收攬することに心を用ひぬ。【區區】……小さな貌。いさゝかなる。

語義次に、氏綱・氏康が、早雲の始めて置いた事業を承け継いで、ますく其國力を强大ならしめたのも、亦、此道即ち人心を收攬する手段によつたからである。その後、氏政・氏直に至つては、もはや、兩上杉氏に代つて、土地は富み兵士は強き關東八州の地を自分の勝手にすることが出来たので、心は十分と思うて満足して他に望みなく、志はたかぶりおどりて人に下ることをせず、もはや、この人心收攬の事に心を用ひず、上と下との間は次第々々に遠ざかつて行き、主君と家来との間は親密でないやうになつたのに、しかるに、たゞ、つまらぬ法令を以て其臣下たる者を引きまはして行かうと思うて、そして、其下々の者の心はすでに離れ去つて仕舞つて居ることを知らなかつたのである。されば、また何をたよりとして、天下の強敵に抵抗することが出来やうぞ。

然豈臣太閤。以不世出之略。加之以我東照公。左提右挈。率天下之猛將精兵。往問其罪。其勢力足以震撼天地。而合圍半歲。纔能舉之者。非以其父祖之收攬人心。有固結不可解也哉。

字解【不世出】……音フセイシユウ。世ごとにには出でざる、世に稀れる。【加之】……しかのみならず、其上に。【東照公】……徳川家康を云ふ。【左提右挈】……音サテイイウケツ、相扶持する也、互に扶け合ふ。【問其罪】……その罪のあるのを吟味する。即ち征伐せしこと。【震撼】……音シンカン。震は振ふ也、撼は搖かす也。ふるひうごかす。【纔能舉之】……やつとの事で之を攻め落すことが出来たのは、氏政等の父祖たる早雲・氏綱氏康が人心を引きつけ取り込んで置いたのが、まだ、固く結び付いて居つて、容易くは解きほどく事の出来ないところがあつた爲めではあるまい。

日本外史講義卷之十 終

南木夢（日本樂府）
夢南木。夢覺君主心自卜。四外羽書雜飛鎌。擁衛萬乘。一木足。南木興。帝座寧。南
木覆。帝座蹙。帝座已安遣所。庇獲鹿喪。鹿真夢寐。老根蟠地護病龍。猶有由蘖
戰北風。

劍 截 箭（同上）

瞬間雙劍繞頭舞。電光橫截箭如雨。臣身自許係安危。臣胄容受城箭集。下馬授
レ公公且奔。報國不唯報公恩。無奈重瞳却翳昏。不レ庇克用。庇朱溫。君不レ見天
子雖醉天不醉。裔孫却管此天地。

兩塊肉（同上）

影前抽刀哭聲長。臣腹可屠無他腸。不レ果屠汝腹。却屠袁袁兩塊肉。乳媼無刀
在手裡。猶能即時噬舌死。

攬英雄（同上）

主將務攬英雄心。一語於レ我是金鍼。汝勿復說吾會意。人和終得八州利。君不レ見
兒孫唯恃函山翠。

大正二年十二月二十五日印刷
大正二年十二月二十八日發行

漢文講義第廿三編外史二

定價金五拾錢

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地

代 表 者

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地

編印制發行

著 權 所



發行所

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地
振替貯金口座東京一八四四番

興 文 社 工 場

印 刷 所

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地

編印制發行

著 權 所

293

140

終

